

大藏省昭和財政史編集室編

昭和財政史 第十五卷

— 旧外地財政(上) —

東洋經濟新報社

はしがき

この昭和財政史第十五巻は、この次の巻と合せて、「旧外地財政」の編である。旧外地とは、台湾、南洋群島、朝鮮、樺太、関東州をいう。これらの諸地方は、かつては、日本の領土として、日本の統治下にあったが、太平洋戦争の結果としてその政治的地位は全く変り、もはや日本国の領土ではない。外国である。そこでこれを旧外地とよんだのである。この旧外地のうち本巻には、台湾と南洋群島の部を収めた。

台湾の部の執筆者は嶺田丘造君である。嶺田君は大蔵省出身で長崎の税関長や熊本・名古屋の税務監督局長をやつてから昭和十一年に台湾総督府の財務局長となり、四年ほどその職にあつた人である。台湾のことはいろいろの意味で大切であるが、その財政について書くにしても、今日、現地の材料で書くというわけにはいかない。そこで、それについて十分な見聞をもつ人のうちから執筆者をさがすのが適当なわけである。われわれがとくに嶺田君にお願いしたのはそういうわけであつた。ご快諾を得て、よかつたと思う。『昭和財政史』第十一巻所収のたよりに、嶺田君自身の執筆談がのつている。それにもあるように、戦災でほとんど全くなつた資料の中から、苦心してひろい出した資料を、嶺田君がこれだけにまとめて下さつたことは感謝にたえない。さて、でき

上ったものを見たところでは、この記述は伝統の官庁財政史とちがって、財政のことが台湾の産業や交通や教育やの発達との関係において記述されている。これが実質的でいいと思う。また、嶺田君は執筆の態度または心構をこう語っている。「日本人が台湾で、どんなよいことをしたか、どんな人間的良心的なことをやっておいたかを、後の世の人に見てもらい批判してもらいたいのです」と。これは当局者であった嶺田君としては尤なことである。ただ客観的であるべき歴史の記述としては多少それが出すぎているかも知れない。それは台湾原住民からの批評が足らぬということであろうが、そういうものを書く人は、いずれそのうちに出てくることはまちがいない。本編はこれでいいように思われる。

南洋群島の部の執筆は中村涉君である。中村君は久しい間内務省・拓務省の官吏をした後、昭和十二年から終戦に至るまでの長い間、南洋庁の事務官として財務のことを主宰された方である。中村君が南洋庁にいたころ、南洋庁の長官は北島謙次郎君であった。本編の執筆についても北島君の推薦によったものであるが、中村君はその構想について北島君に相談し、また原稿についても同君の校閲をうけている。このように力をかしてくれた北島君はこの出版ができ上らないうちに病にたおれてなくなられ、本編はこの南洋庁長官の記念碑となった。南洋群島は広漠たる南太平洋上の無数の小島であるが、ほんとうの小島であって、その自然的経済資源的な意味は決して大したものではない。しかし第一次大戦の後この群島が日本の委任統治となったとき、世界の情勢、とくにその軍事態勢においては大きい変化があった。それに応じて、この群島の日本の防備にとっての地位は非常に重

要と考えられるようになった。それで日本がこれの統治に特別の力をいれた。南洋庁の行政は、その規模は小さいものであっても、第一次大戦と第二次大戦との間の日本の植民政策のエッセンスであるといつてよい。筆者はこの行政の担当者として、その業績を熱意をもって記録している。またもって、当時における日本の行政能力のサンプルとすることができ。

太平洋戦争は台湾と南洋群島にとっては、日本の他の植民地にとってと同じく、日本にとって一つのおそろしい運命であった。そこで、それは日本の政府、もしくは日本の財政にとっても、長年の希望であり、またそのはかない凋落であった。そこで、この一編は日本の官庁財政史のうちでは死児の齢であり、見果てぬ夢物語である。筆者の嶺田君は、それについて、いつの日か日本人も自由に台湾に渡り、その文化とその経済とに力を合せることがあるとういう未来の希望をいっている。中村君が南洋群島についていただく思も同じであろう。というのは、日本人は、徳川時代から、またとくに明治の前期において、この南洋群島をもって理想の浮城と考え、これに多くの夢をのせたのであった。

第二次大戦後においては、世界の植民地または未開発国は、第一次大戦後と全く異った地位におかれるようになり、従って例えば南洋のような委任統治地域の意味も急変しつつある。これはミサイルのような武器の出現にもよることである。こういう変化のもとにおいてわれわれの夢が、もう一ど同じ形でよみがえることはあり得ないが、太平洋の波が永久に静かになり、遊覧船でかつての日本統治のこれらの島に行くことが、日本人にもでき

る日がこないともかぎらない。そういうことがいまのわれわれの夢である。本編は以上の意味ではすでに一つの完結した歴史である。あとのつづかない歴史である。しかしそれはまさに歴史であるから、完結していても死なないであろう。

ここに、それぞれご多忙のところを、われわれの希望を容れ渾身の努力をこめてこの財政史を書いて下さった嶺田丘造君と中村涉君にお礼を申上げる。編集についての世話を担当して下さったのは青木得三博士である。

昭和三十五年二月

大蔵省昭和財政史編集室

大内兵衛

目次

はしがき.....一

台湾の財政編

第一章 概説

第一節 総説.....三

一 位置および面積.....三

二 地勢および気候.....五

三 人口.....六

第二節 行政一般.....七

一 中央行政.....七

二 地方行政.....一八

第三節 土木と水利.....三三

目次

五

一 都市計画 三

二 水利 四

三 河川 五

第四節 農業および糖業 六

一 農業 六

二 畜産および蚕業 七

三 糖業 七

第五節 林業 八

一 概況 八

二 造林 九

第六節 商事および物価・賃銀 九

一 概説 九

二 企業統制 一〇

三 賃銀 一〇

四 物価 一〇

五 台湾拓殖株式会社

..... 一〇

第七節 工業

..... 一〇

第八節 特産物

..... 一〇

第九節 鉱業

..... 一〇

一 概況

..... 一〇

二 金属鉱業

..... 一〇

三 石炭鉱業

..... 一〇

四 石油鉱業

..... 一〇

五 地下資源調査

..... 一〇

第十節 水産

..... 一〇

一 概説

..... 一〇

二 水産行政

..... 一〇

第十一節 食糧管理

..... 一〇

第十二節 交通

..... 一〇

一道路……………三三

二港湾……………三三

三 鉄道および自動車交通……………三七

四 航空……………三〇

五 海運……………三三

第十三節 通信および保険・年金……………三七

一通 信……………三七

二 為替・貯金……………三六

三 簡易生命保険および郵便年金……………三九

第十四節 電 氣……………三〇

第二章 台湾総督府特別会計の財政……………三五

第一節 概 説……………三五

第二節 台湾総督府特別会計の歳出と歳入……………三〇

一 歳 出……………三〇

二 歳 入……………三六

第三章 台湾の地方財政……………三七

第一節 地方歳出……………三六

第二節 地方歳入……………三三

- 一 州税および斤税……………一五〇
- 二 市街庄税……………一五四
- 三 地方債……………一五五
- 四 地方財産収入……………一五六

第四章 内地・台湾歳出および租税負担累年比較……………一六一

第五章 金融と貿易……………一六五

第一節 金 融……………一六五

- 一 金融機関……………一六五
- 二 貨幣……………一七三

三 金融統制 一七四

四 戦時非常金融対策 一七六

第二節 貿易 一七七

一 税関と開港場の沿革 一七七

二 貿易 一七八

南洋群島の財政編

第一章 総説 二二三

第一節 南洋群島の特殊性 二二三

一 自然 二二三

二 政治上の特殊性 二二七

三 経済上の特殊性 二二八

四 社会の特殊性 二三〇

第二節 南洋庁の統治政策 二三三

第二章 南洋庁特別会計 二三三

第一節 総説 二三三

一 対原住民政策 二三三

二 産業開発施策 二三六

一 制度 二三三

二 歳計 二三三

第二節 歳入 二三六

一 総説 二三六

二 租税 二四一

三 国有財産収入 二四三

四 官業収入 二四六

五 その他の収入 二五七

第三節 歳出 二五七

一 総説 二五七

二 經常部 二七九

三 臨時部 二九一

第三章 地方財政

三三三

第一節 南洋群島地方費

三三三

一 地方費の性格 三三四

二 地方費の事業 三三五

三 地方費財政 三三五

第二節 部落 三三三

資料 I 法令

一 台湾財政に関する法令〔索引〕 三三七

(一) 総則および官制 三三七

(二) 会計に関する法令 三三〇

(三) 租税に関する法令 三三三

(四) 公債に関する法令 三三六

(五) 専売に関する法令 三三六

(六) 国有財産・敵産管理に関する法令 三三六

(七) 通貨に関する法令 三三九

(八) 金融に関する法令 三四〇

(九) 貿易および経済統制に関する法令 三三一

(十) 地方財政に関する法令 三三三

(十一) その他 三三三

二 台湾財政に関する主要法令 三三四

(一) 総則および官制

- (1) 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律(大一一〇法三)……………三五四
- (2) 行政諸法臺灣施行令〔抄録〕(大一一勅五二一)……………三四四
- (3) 臺灣總督府官制(明三〇勅三六二)……………三四六
- (4) 臺灣總督府評議會官制(大一一〇勅二四一)……………三四九
- (5) 臺灣總督府評議會官制中改正(昭五勅二二八)……………三四九
- (6) 臺灣總督府地方官官制(大九勅二一八)……………三五〇
- (7) 臺灣總督府稅關官制(明三四勅四九)……………三五五
- (8) 臺灣總督府稅關官制中改正(昭九勅一八三)……………三五七
- (9) 臺灣總督府專賣局官制(明三四勅一一六)……………三五八

(二) 會計に關する法令

- (1) 臺灣總督府特別會計法(明三〇法二)……………三五九
- (2) 臺灣總督府特別會計規則(明三〇勅二七)……………三五九
- (3) 臺灣總督府特別會計規則中改正(昭六勅一九八)……………三六一
- (4) 臺灣官設鐵道用品資金會計法(明三五法一三)……………三六一
- (5) 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正(昭二法五)……………三六一
- (6) 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正(昭九法一〇)……………三六一
- (7) 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正(昭一五法一五)……………三六一

(三) 租税に關する法令

- (1) 臺灣地租規則(明三七律二一)……………三六六
- (2) 臺灣家屋稅令(昭一四律一)……………三七二
- (3) 臺灣所得稅令(大一一〇律四)……………三七七
- (4) 臺灣臨時利得稅令(昭一〇律四)……………三六九
- (5) 臺灣資本利子稅令(昭一二律五)……………三九四
- (6) 臺灣外貨債特別稅令(昭一二律三)……………三九六
- (7) 臺灣北支事件特別稅令(昭一二律一四)……………三九九
- (8) 臺灣支那事變特別稅令(昭一三律一)……………四〇八
- (9) 臺灣法人資本稅令(昭一二律二)……………四一八
- (10) 臺灣特別法人稅令(昭一五律三)……………四二〇
- (11) 臺灣配當稅令(昭一五律二)……………四二二
- (12) 臺灣營業稅令(昭一二律四)……………四二二
- (8) 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正(昭一八法二〇)……………三六三
- (9) 臺灣事業用品資金特別會計法(昭一九法一三)……………三六三
- (10) 臺灣米穀移出管理特別會計法(昭一四法三五)……………三六四
- (11) 臺灣米穀移出管理特別會計法中改正(昭一九法一四)……………三六五
- (12) 臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特例ニ關スル法律(昭一六法九四)……………三六六

- (13) 臺灣相續稅令(昭一二律七)…………… 四三〇
- (14) 臺灣鑛業規則中改正(昭一二律六)…………… 四二六
- (15) 臺灣酒類出港稅令(昭九律一)…………… 四二一
- (16) 臺灣清涼飲料稅令(昭一七律七)…………… 四二三
- (17) 臺灣廣告稅令(昭一七律八)…………… 四二五
- (18) 臺灣特別行爲稅令(昭一八律二)…………… 四二八
- (19) 臺灣馬券稅令(昭一七律九)…………… 四三〇
- (20) 臺灣臨時租稅措置令(昭一三律五)…………… 四三一
- (21) 臺灣噸稅規則(明三三律二二)…………… 四三二
- (22) 臺灣輸出稅及出港稅規則(明三三律一九)…………… 四三五

(四) 公債に関する法令……………

- (1) 臺灣事業公債法(大一一法一三)…………… 四三七
- (2) 臺灣事業公債法中改正(昭二法一二)…………… 四三七
- (3) 臺灣事業公債法中改正(昭四法一五)…………… 四三七
- (4) 臺灣事業公債法中改正(昭九法一一)…………… 四三六
- (5) 臺灣事業公債法中改正(昭一四法六三)…………… 四三六
- (6) 臺灣事業公債法中改正(昭一五法一七)…………… 四三六
- (7) 臺灣事業公債法中改正(昭一六法二六)…………… 四三八

- (8) 臺灣事業公債法中改正(昭一七法三一)…………… 四三八
- (9) 臺灣事業公債法中改正(昭一八法一一)…………… 四三九
- (10) 臺灣事業公債法中改正(昭一九法八)…………… 四三九
- (11) 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律(昭一八法九四)…………… 四三九
- (12) 昭和十八年法律第九十四號中改正(昭一九法八)…………… 四三九
- (13) 昭和十八年法律第九十四號中改正(昭二〇法一八)…………… 四六〇

(五) 専売に関する法令……………

- (1) 臺灣煙草專賣規則(明三八律一)…………… 四六〇
- (2) 臺灣食鹽專賣規則(大二五律五)…………… 四六五
- (3) 臺灣酒類專賣令(大一二律三)…………… 四六八
- (4) 臺灣燐寸專賣令(昭一七律一三)…………… 四七二
- (5) 臺灣石油專賣令(昭一八律一四)…………… 四七六

(六) 金融に関する法令……………

- (1) 臺灣銀行法(明三〇法三八)…………… 四七九
- (2) 臺灣銀行法中改正(昭一〇法二)…………… 四八三
- (3) 臺灣銀行法中改正(昭一二法六四)…………… 四八三
- (4) 臺灣銀行法中改正(昭一六法一七)…………… 四八三
- (5) 臺灣銀行法中改正(昭二〇法二二)…………… 四八四

- (6) 臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律(昭二法五六)…………… 四八四
- (7) 朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律(昭一四法五九)…………… 四八五
- (8) 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律(昭一六法一五)…………… 四八五
- (9) 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律中改正(昭一七法六七)…………… 四八六
- (10) 臺灣産業金庫令(昭一九律二)…………… 四八六
- (七) 地方財政に関する法令…………… 四九四
 - (1) 臺灣州制改正〔抄録〕(昭一〇律一)…………… 四九四
 - (2) 臺灣廳制〔抄録〕(昭一二律一六)…………… 五〇〇
 - (3) 臺灣市制改正〔抄録〕(昭一〇律二)…………… 五〇六
 - (4) 臺灣街庄制改正〔抄録〕(昭一〇律三)…………… 五二三
- (八) その他…………… 五一九
 - (1) 臺灣私設鐵道補助法(大一一法二四)…………… 五一九
 - (2) 臺灣拓殖株式會社法(昭一一法四三)…………… 五三〇
 - (3) 臺灣重要鑛物増産令(昭二三律九)…………… 五三三
 - (4) 臺灣糖業令(昭一四律六)…………… 五三六
 - (5) 臺灣米穀移出管理令(昭一四律五)…………… 五三〇
 - (6) 臺灣食糧管理令(昭一八律二五)…………… 五三三
 - (7) 臺灣農業會令(昭一八律二六)…………… 五三〇

三 南洋群島財政に関する法令〔索引〕…………… 五五三

- (一) 総則および官制…………… 五五三
- (二) 会計に関する法令…………… 五五三
- (三) 租税に関する法令…………… 五五四
- (四) 公債に関する法令…………… 五五六
- (五) 国有財産・敵産管理に関する法令…………… 五五七
- (六) 貿易および経済統制に関する法令…………… 五五七
- (七) 地方財政に関する法令…………… 五五七

四 南洋群島財政に関する主要法令…………… 五五八

- (一) 官制および会計に関する法令…………… 五五八
 - (1) 南洋廳官制(大一一勅一〇七)…………… 五五八
 - (2) 南洋廳特別會計法(大一一法二五)…………… 五六〇
 - (3) 南洋廳特別會計規則(大一一勅一三一)…………… 五六〇
- (二) 租税に関する法令…………… 五六三
 - (1) 南洋群島所得税令(昭一三勅二二二)…………… 五六一

(2) 南洋群島法人營業收益稅令(昭一三勅二二三)……………五七五

(3) 南洋群島特別法人稅令(昭一五勅一九三)……………五七五

(4) 南洋群島臨時利益配當稅令(昭一二勅四二三)……………五七九

(5) 南洋群島利益配當稅令(昭二三勅五四〇)……………五七九

(6) 南洋群島配當稅令(昭一五勅一九五)……………五八〇

(7) 南洋群島臨時通行稅令(昭二三勅一七二)……………五八一

(8) 南洋群島煙草稅令(昭一三勅二六九)……………五八四

(9) 南洋群島酒稅令(昭一六勅一〇三六)……………五八七

(10) 南洋群島砂糖消費稅令(昭一六勅一〇三八)……………五九三

資料Ⅱ 統計(卷末)

本文中統計目次

台湾の財政編

第一章

第一表 台湾の位置……………四

第二表 台湾島の周囲延長と面積……………四

第三表 台湾の種族別人口とその割合(大正九、昭和十七年末)……………六

第四表 耕地面積および農家人口(明治三十五、昭和十八年末)……………三〇

第五表 自小作別耕地面積(昭和十四年四月一日現在)……………三〇

第六表 自小作別農家戸数(昭和十八年)……………三〇

第七表 農産物總額累年比較(明治三十五、昭和十八年)……………三〇

第八表 主要農作物作付面積、生産高および価額(明治三十五、昭和十八年)……………三〇

第九表 主要家畜および家畜飼養数(明治三十五、昭和十八年)……………三〇

本文中統計目次

第十表 昭和十八年末) さとうきび作付面積および収量比較(明治三十六、昭和十九年期)……………三三

第十一表 台北卸売物価年平均指数(昭和四、十六年)……………三三

第十二表 昭和十七年度工業生産額……………三三

第十三表 茶栽培、摘葉面積と粗製茶の産額および価額累年表(昭和十三、十七年)……………三三

第十四表 再製茶産額累年表(昭和十三、十七年)……………三三

第十五表 再製茶価額累年表(昭和十三、十七年)……………三三

第十六表 茶移輸出数量累年表(昭和十三、十七年)……………三三

第十七表 茶移輸出価額累年表(昭和十三、十七年)……………三三

第十八表 石炭需給実績(昭和十四、十九年度)……………三三

第十九表 水産總額(昭和十六、十八年度)……………三三

第二十表 水産貿易(昭和十六、十八年)……………三三

第二十一表 水産業者(昭和十六、十八年)……………三三

第二十二表 漁船の種類別隻数(昭和十六、十八年)……………三三

第二十三表 水産物生産額(大正八、昭和十六年)……………三三

第二十四表 米穀基準消費量……………三三

第二十五表 昭和十九年度米穀需給実績……………三三

第二十六表 私設鐵道概要……………三三

第二十七表 昭和十七年度命令航路一覽……………三三

第二十八表 昭和十九年度の通常郵便、小包郵便取扱数……六
 第二十九表 電信局所数(昭和十九年末)……………六
 第三十表 電話業務概要(昭和十八年度末)……………六
 第三十一表 昭和十九年度為替・貯金業務状況……………六
 第三十二表 発電水力調査河川一覧……………六
 第三十三表 発電水力調査一覧(昭和十三～十七年度)……六

第一章

第三十四表 台湾総督府特別会計歳入歳出決算額累年一覧表(明治三十～昭和二十年度)……………六
 第三十五表 台湾総督府経費補充金予定額、實際補充額(明治二十九年～四十二年)……………六
 第三十六表 台湾総督府特別会計費目別歳出(明治三十～昭和十九年度)……………六
 第三十七表 台湾総督府特別会計各種経費支出千分比(明治三十～昭和十九年度)……………六
 第三十八表 台湾総督府特別会計継続費一覧(昭和十五年を中心として)……………六
 第三十九表 台湾総督府特別会計科目別歳入(明治三十～昭和十六年度)……………六
 第四十表 官業及官有財産収入(經常部・臨時部)(明治四十～昭和十七年度)……………六

第五十三表 専売しょう脳国内売渡高(昭和十四～十九年度)……………三〇
 第五十四表 専売しょう脳仕向地別輸出高(昭和十四～十八年度)……………三〇
 第五十五表 副産物生産高(昭和十四～十九年度)……………三三
 第五十六表 副産物売値(昭和二十年九月一日)……………三三
 第五十七表 黄色種葉煙草(両切煙草原料)耕作面積および収納量(昭和十八～二十年度)……………三三
 第五十八表 支那種葉煙草(刻煙草原料)耕作面積および収納量(昭和十八～二十年度)……………三三
 第五十九表 煙草製造高(昭和十四～十九年度)……………三三
 第六十表 昭和十九年度製造煙草輸入数量および価額……………三三
 第六十一表 製造煙草輸移出数量(昭和十四～十九年度)……………三三
 第六十二表 酒類製造高比較(昭和十六～十九年度)……………三五
 第六十三表 酒類移輸入高比較(昭和十六～十九年度)……………三六
 第六十四表 内地移出酒類(昭和十六年度)……………三六
 第六十五表 島内酒類需要高(昭和十六～十九年度)……………三六
 第六十六表 酒類売渡高(昭和十六～十九年度)……………三七
 第六十七表 マッチ製造高(昭和十七～二十年度)……………三九
 第六十八表 マッチ販売数量(昭和十七～十九年度)……………三九

第四十一表 主要官業関係歳出(明治四十～昭和十七年)……………六
 第四十二表 台湾総督府各種租税累年金額および千分比(昭和三十～十六年度)……………九
 第四十三表 台湾住民の毎戸課税負担と所得との割合(昭和元～十七年度)……………一〇
 第四十四表 台湾住民の財政的負担(昭和元～十二年)……………一〇
 第四十五表 専売収入の財政上の地位(昭和十七～二十年)……………一〇
 第四十六表 台湾専売差益(昭和十七～二十年度)……………一四
 第四十七表 台湾各専売別差益(昭和十七～二十年度)……………一五
 第四十八表 石こう・にがり生産高(昭和十五～十九年度)……………一八
 第四十九表 原料しょう脳、しょう脳油収納数量(昭和十四～十九年度)……………一九
 第五十表 専売しょう脳(改良乙種)製造高(昭和十四～十九年度)……………一九
 第五十一表 再製しょう脳製造および収納高(昭和十四～十九年度)……………一九
 第五十二表 改良乙種しょう脳国内売値(昭和十九年一月現行)……………二〇

第六十九表 専売開始後油類製造数量(昭和十八～十九年度)……………二〇
 第七十表 石油類購入実績(昭和十八～十九年度)……………二三
 第七十一表 石油類売渡実績(昭和十八～十九年度)……………二三
 第七十二表 台湾総督府特別会計公債および借入金(明治三十二～昭和十五年)……………二五

第三章

第七十三表 台湾団体別地方歳出累年表(大正十～昭和十八年度)……………二五
 第七十四表 台湾地方団体歳出費目別累年比較(一般会計)(大正十～昭和十八年度)……………二五
 第七十五表 台湾地方歳入団体別累年表(決算)(大正九～昭和十六年度)……………二四
 第七十六表 台湾地方税目別累年比較(一般会計)(大正十～昭和十八年度)……………二四
 第七十七表 台湾地方税外収入科目別累年比較(一般会計)(大正十～昭和十八年度)……………二四
 第七十八表 市街庄税当初予算額(昭和十六～十七年度)……………二五
 第七十九表 台湾地方債団体別累年表(大正十～昭和十六年度)……………二五
 第八十表 昭和十七年度末現在台湾地方債地方別表……………二五

第八十一表 台湾地方有財産団体別累年表(大正九〜昭和十六年度)……………二六

第八十二表 台湾地方別地方有財産(昭和十七年度末現在)……………二六

第八十三表 昭和十八年度台湾地方財政要綱……………二六

第四章

第八十四表 内地・台湾歳出および租税負担累年比較(大正九〜昭和十八年度)……………二六

第五章

第八十五表 台湾における銀行本支店数、資本金額、預金および貸出金(昭和二十年六月末現在)……………二七

第八十六表 台湾における銀行預金、貸出金残高(昭和十〜二十年末)……………二七

第八十七表 台湾における手形交換高(昭和十〜十九年)……………二七

第八十八表 台湾における為替取組高(昭和九〜十八年)……………二七

第八十九表 無尽会社概況(昭和十九年末)……………二七

第九十表 無尽会社業績(昭和十〜十九年末)……………二七

第九十一表 市街地信用組合状況(昭和十〜十九年末)……………二七

第九十二表 市街庄農業会状況(昭和十〜十九年末)……………二七

第九十三表 台湾銀行券発行高(昭和十一〜二十年)……………二七

第九十四表 各年度台湾国民貯蓄目標額ならびに実績(昭和十三〜二十年)……………二七

第九十五表 台北市内金融機関現金受払高(昭和二十年八月十五日〜九月三日)……………二七

第九十六表 台湾における貿易総額累年表(明治三十〜昭和十九年)……………二七

第九十七表 台湾における主要輸出品累年表(昭和十〜十八年)……………二七

第九十八表 台湾における主要輸入品累年表(昭和十〜十八年)……………二七

第九十九表 台湾主要移出品累年表(昭和十〜十八年)……………二七

第一百表 台湾主要移入品累年表(昭和十〜十八年)……………二七

第一百一表 台湾主要国別貿易高(昭和十五〜十九年)……………二七

南洋群島の財政編

第一表 南洋庁所轄財産評価額(昭和十八年三月末日現在)……………二七

第二表 南洋庁所轄国有財産貸下面積(昭和十七

年三月末日現在)……………二六

第三表 郵便、電信及電話収入(昭和二〜十四年度)……………二七

第四表 昭和十八年度歳出予算……………二七

第五表 経常部歳出予算比率(昭和十五〜十八年度)……………二七

第六表 歳出臨時部予算費目別割合(昭和十四〜十八年度)……………二七

第七表 産業奨励金の内訳(昭和十三・十四年度)……………二七

第八表 時局対策諸費(昭和十四〜十九年度)……………二七

第九表 税外収入調(昭和十七年度)……………二七

第十表 昭和十七年度南洋庁地方費歳出予算……………二七

台湾の財政

第一章 概 説

第一節 総 説

一 位置および面積

台湾は東経百十一度三十分から百二十二度六分、北緯七度から二十五度三十八分の間にあって、台湾本島、澎湖島、新南群島およびその他の付属諸島から成っている。北は海上六百四十一海里で九州の南端鹿児島に対し、西は台湾海峡をはさんで近く支那大陸に接し、東は太平洋に臨み、南はバシー海峡をへだててフィリピン群島と相對している。台湾全島および本島を経緯度によって示すと、第一表のとおりである。

台湾全島の面積は三万五千九百六十一方キロメートル、周囲千五百六十六キロメートルであって、戦前の日本総面積の五・三パーセントを占め、九州よりやや小さく、樺太と伯仲し、朝鮮に比べると、ほぼその六分の一に当る。台湾島の周囲延長と面積は、第二表のとおりである。

第一表 台湾の位置
(イ) 台湾全島

方位	経緯度の極点	東経・北緯
極北	台北市基隆市彭佳嶼北端	北緯 度分秒 25.37.53
極南	高雄州高雄市新南群島	" 7. 0. 0
極東	台北市基隆市棉花嶼北端	東経 122.06.25
極西	高雄州高雄市新南群島	" 111.30. 0

備考：『台湾総督府第46統計書』（昭和19年刊）による。

(ロ) 台湾本島

方位	経緯度の極点	東経・北緯
極北	台北市基隆市彭佳嶼北端	北緯 度分秒 25.37.53
極南	高雄州恒春郡恒春街七星岩南端	" 21.45.25
極東	台北市基隆市棉花嶼東端	東経 122.06.25
極西	台南州北港郡口湖庄新港西端	" 120.02.26

備考：同上。

第二表 台湾島の周囲延長と面積

	属島数	周 囲 (キロメートル)			面 積 (方キロメートル)		
		総 数	本 島	属 島	総 数	本 島	属 島
全 島	77	1,566	1,253	312	35,961	35,823	137
台湾本島	14	1,239	1,139	100	35,834	35,759	74
澎湖島	63	326	114	212	126	64	62

備考：『台湾総督府第46統計書』による。単位以下切捨。
新南群島は一部調査未了につき除く。

なおこのほかに、昭和十四年三月三十日、新たに総督府の管轄下に編入された新南群島がある。同群島は、台湾の南々西約七百七十海里の地点にある長島を主島とする十三の島から成るが、そのうちの主要部分である長島・中

小島・南二子島・北二子島の五島の合計面積は八百七十六方キロメートルである（昭和十四年六月の調査）。

二 地勢および気候

台湾はその形状紡錘状をなし、南北は長く四百キロメートルに及ぶが、東西は、最も広いところでも百六十キロメートルにすぎない。その東寄り三分の一の位置を、台湾山脈が三千ないし三千八百メートルに達する高峰を連ねて縦貫しており、島の面積に比べて大きな山脈をもつ点では、世界にも類例が少ない。したがって、平野面積はかなり局限されているが、なお山地と平野の間にはいくつかの盆地平野と台地丘陵をもち、西部には広大な海岸平野を存在させている。西部にはまたいくつかの河川を走らせているが、上流、中流は急流をなし舟運の便を欠くが、下流はにわかには河幅を広げるため、雨量の多いこと、水源育成の不十分さなどと相まって、たびたび出水と濁水をひき起している。

台湾はまた北回歸線の中には喜んで亜熱帯と熱帯とにまたがり、その上海洋性、大陸性両様の気候の影響を受けるため、一般的には高温、多雨を特色とし、米の生産には最も適している。他方、地域的な差もかなり著しく、北部では、冬が雨期、夏が乾期であるのに対し、南部では、冬が乾期、夏は降雨が多く、これが北部に茶業、南部に糖業を発達させる自然的条件となっている。また高度の差が大きいことが、熱帯から寒帯に至る豊富、多様な林業を繁栄させる原因ともなっている。反面、台湾は熱帯暴風の進路にあたるため、夏はたびたびその被害を

第三表 台湾の種族別人口とその割合 (単位 千人、単位以下四捨五入)

	大正9年末	昭和 5	10	15	17
総 数	3,758 (100)	4,679 (100)	5,316 (100)	6,077 (100)	6,428 (100)
台 湾 人	3,566 (95)	4,400 (94)	4,990 (94)	5,682 (94)	5,990 (93)
内地人及朝鮮人	167 (4)	232 (5)	271 (5)	349 (6)	388 (6)
外 国 人	25 (1)	47 (1)	54 (1)	46 (1)	51 (1)

備考：『台湾総督府第46統計書』により作成。昭和10年までは種族別調査、同15年以後は国籍別調査。台湾人中には高砂族、平埔族を含む。

受けるが、河川のはらんを伴うことが、暴風の被害をいっそう大きいものにしてゐる。しかし全体的にみて、台湾は、かつてのわが国領土の中で自然的条件に最も恵まれた地域であつたばかりでなく、唯一の熱帯的領土であつた点で、わが国経済上に果たした役割は大きかつた。

三 人 口

台湾の住民を大別すると、内地人、本島人、朝鮮人、外国人の四種となる。内地人および朝鮮人は、領台以後の移住者であり、昭和十六年の本島総人口六百二十五万人に対し、前者は五分九厘、約三十六万六千人で、後者はわずかに二千五百余人にすぎない。本島人は総人口の九割三分三厘、約五百八十三万人を占め、これを福建系、広東系、その他の漢人系、平埔族、高砂族に分けることができる。平埔族および高砂族は本島最古の住民であり、平埔族は福建系、広東系の一般本島人とほとんど変りはないが、高砂族は主として山地に居住し、その大部分は固有の風俗習慣をもち、文化程度も概して低いが、総督府では、漸次これを平地に移し、文化の向上

をはかつてゐた。高砂族は七種族に分かれ、おのおのの言語風俗をやや異にしてゐる。その人口は約十六万であり、増加率は比較的低い。外国人は四万八千五百余人で、その大部分は領有以後来住した中国人で、欧米人は数十人にすぎない。

第二節 行政一般

一 中央行政

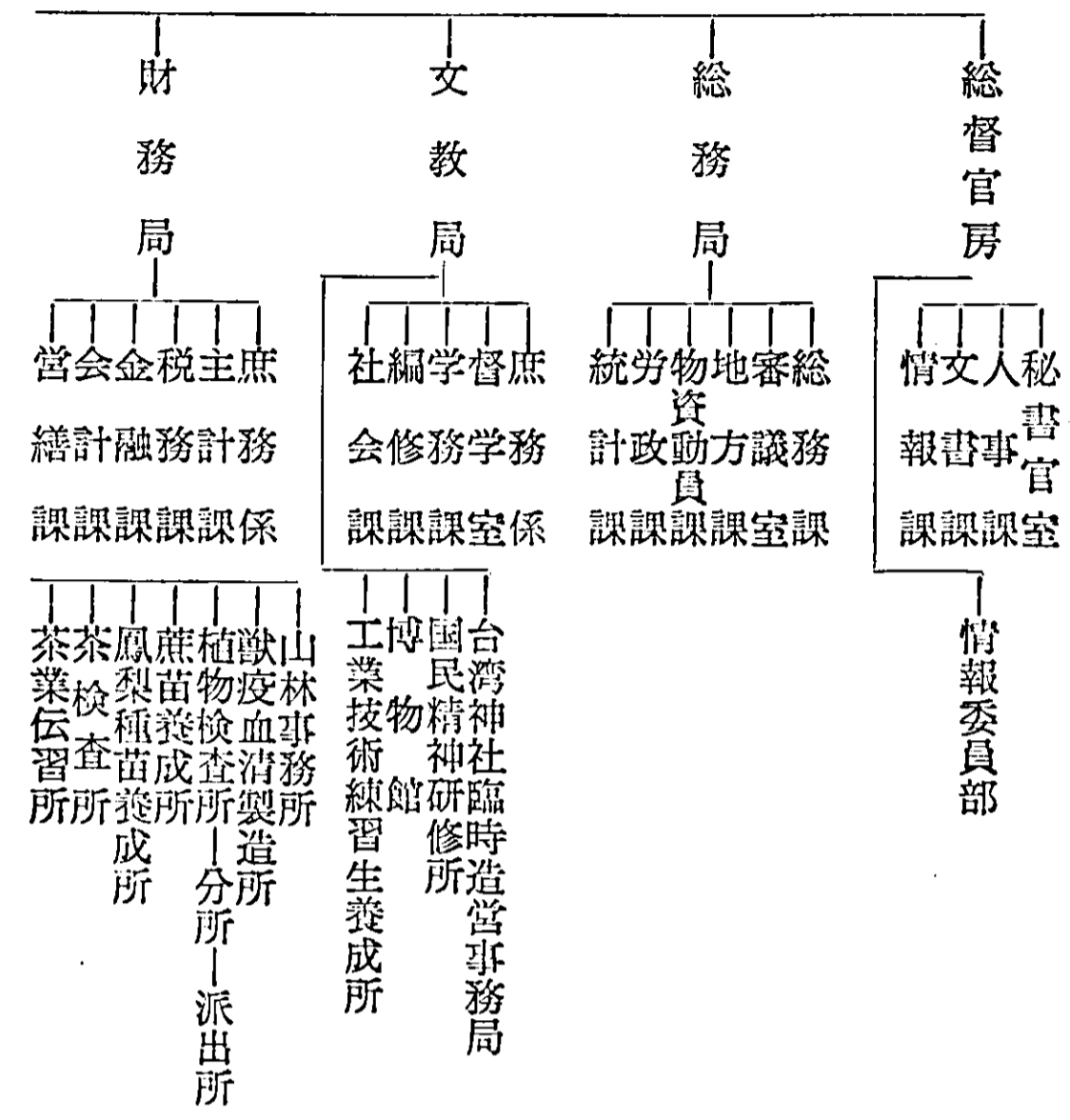
明治二十八年四月、下関条約によつて台湾が日本の領土となり、同年五月、まず総督府仮条例を發布し、台湾総督を任命したが、当時なお戦時を脱しなかつたため、引続き軍政をしいた。翌二十九年三月、ほぼ全島の平定をみたので、勅令第八十八号をもつて台湾総督府条例（勅令第八十八号）を發布し、総督府に官房のほか民政・軍務の二局を置いて軍政を廃止した。次いで三十年十月、同条例を廃止して台湾総督府官制（勅令第三六二二号）を制定し、陸・海軍両幕僚と内務・財務の二局を置き、ここに台湾の行政組織の基礎が定まつた。以後大正十五年までに二十九回の改正を経て、昭和十七年十一月現在においては、台湾総督府の下に、その補助機関として総務長官以下総督官房および総務、文教、財務、国土、殖産、食糧、警務の七局ならびに外事部、法務部の二部を置く大組織であつた。台湾総督は台湾を管轄し、諸般の行政事務を統理する台湾最高の行政官庁であり、総督の権限の

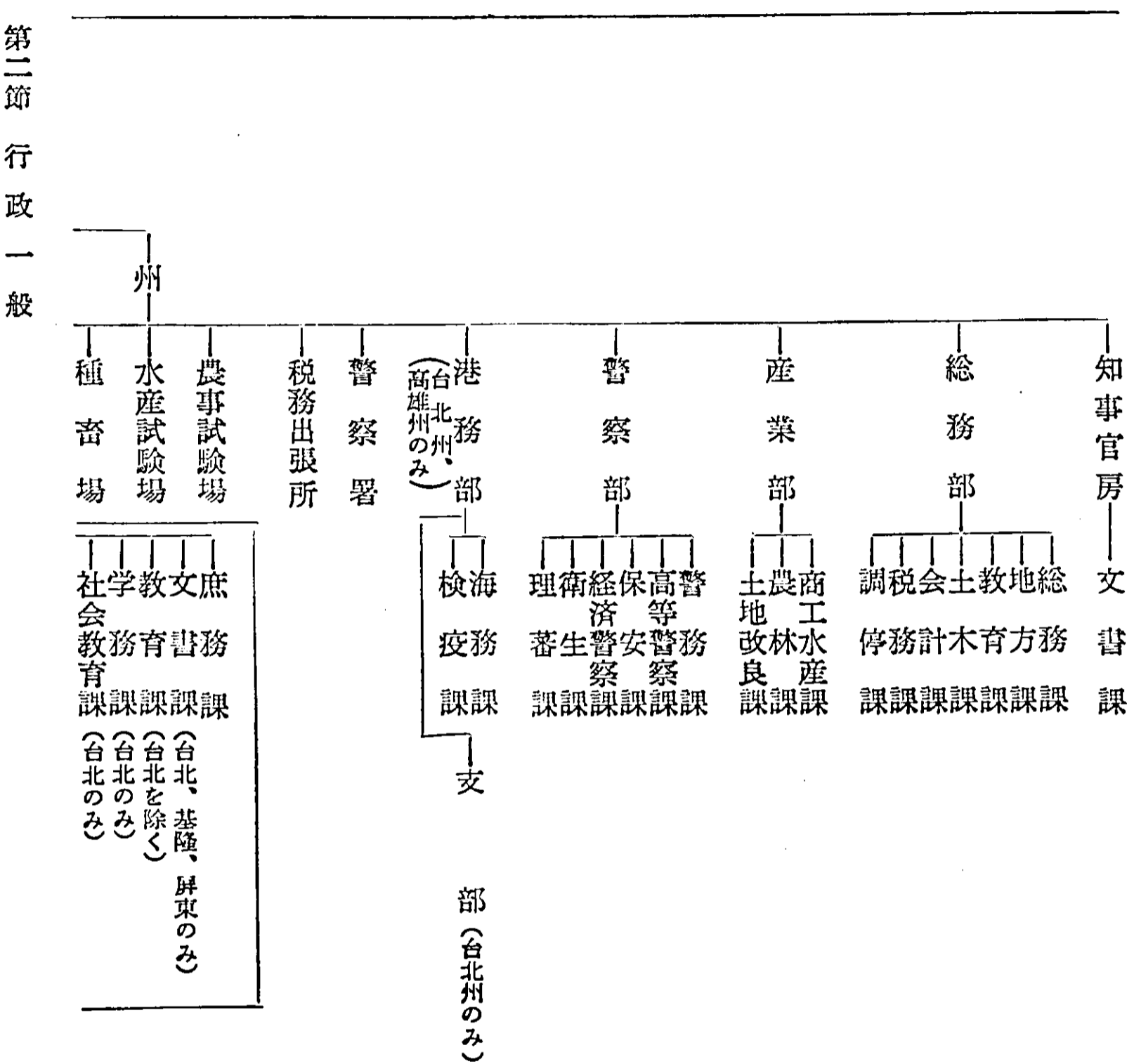
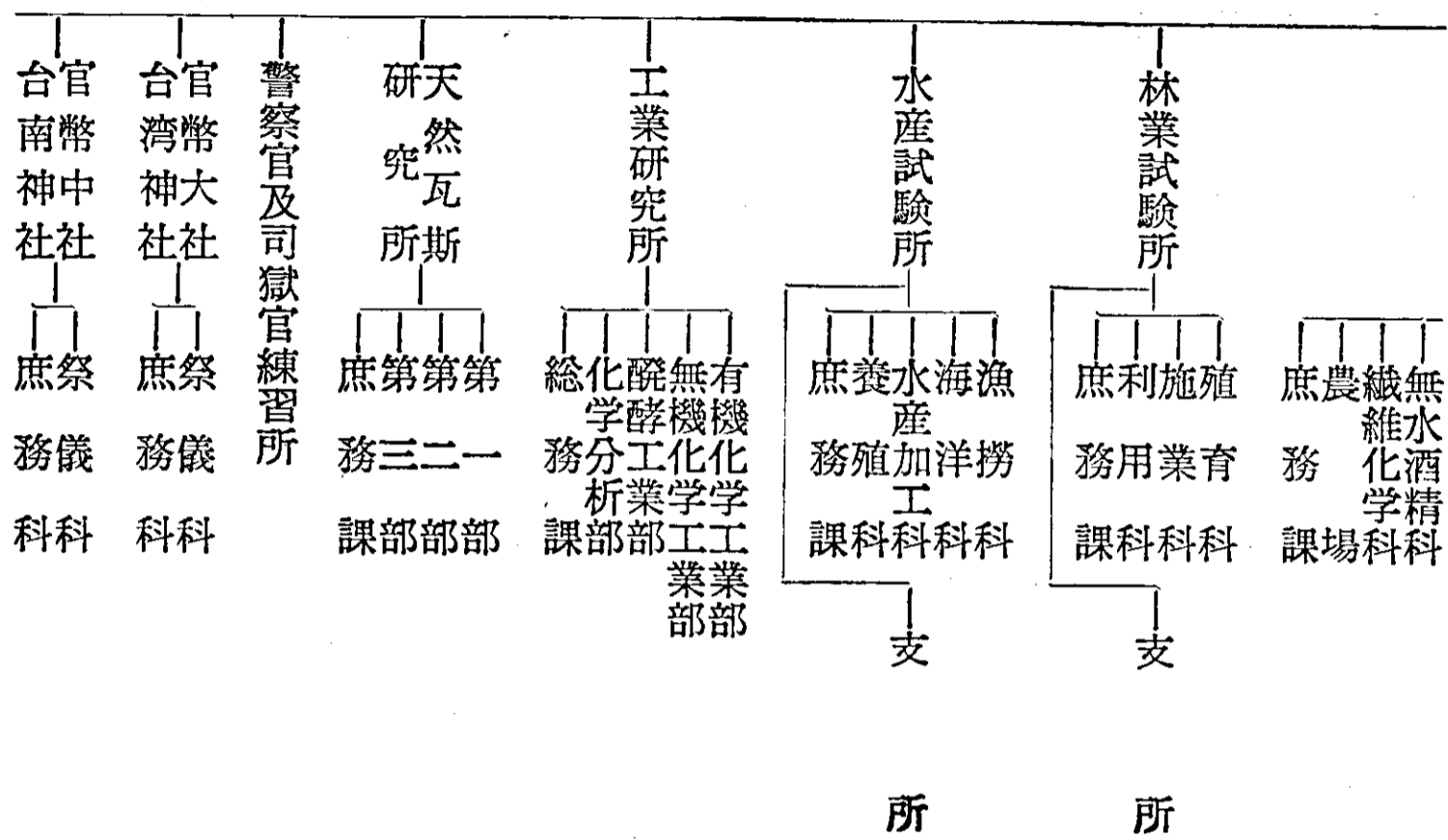
おもなものは次のとおりであった。(一)政務統理権 特に中央政府の権限に留保するもの以外、台湾の行政事務は包括的に台湾総督の権限に属した。(二)出兵請求権 安寧秩序保持のため必要と認めるときは、台湾の陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することができた。(三)律令制定権 台湾においては内地法を施行するのを原則としたが、特別の法律を要する事項については、大正十年法律第三号「臺灣に施行すべき法令に關する法律」により、法律の効力をもつ律令を発することができた。(四)命令権 台湾総督は、その職権または特別の委任により総督府令を発し、これに一定限度以下の罰則を付することができた。(五)監督権 所轄の官庁を指揮監督し、違法不当の命令・処分を取り消しまたは停止することができた。

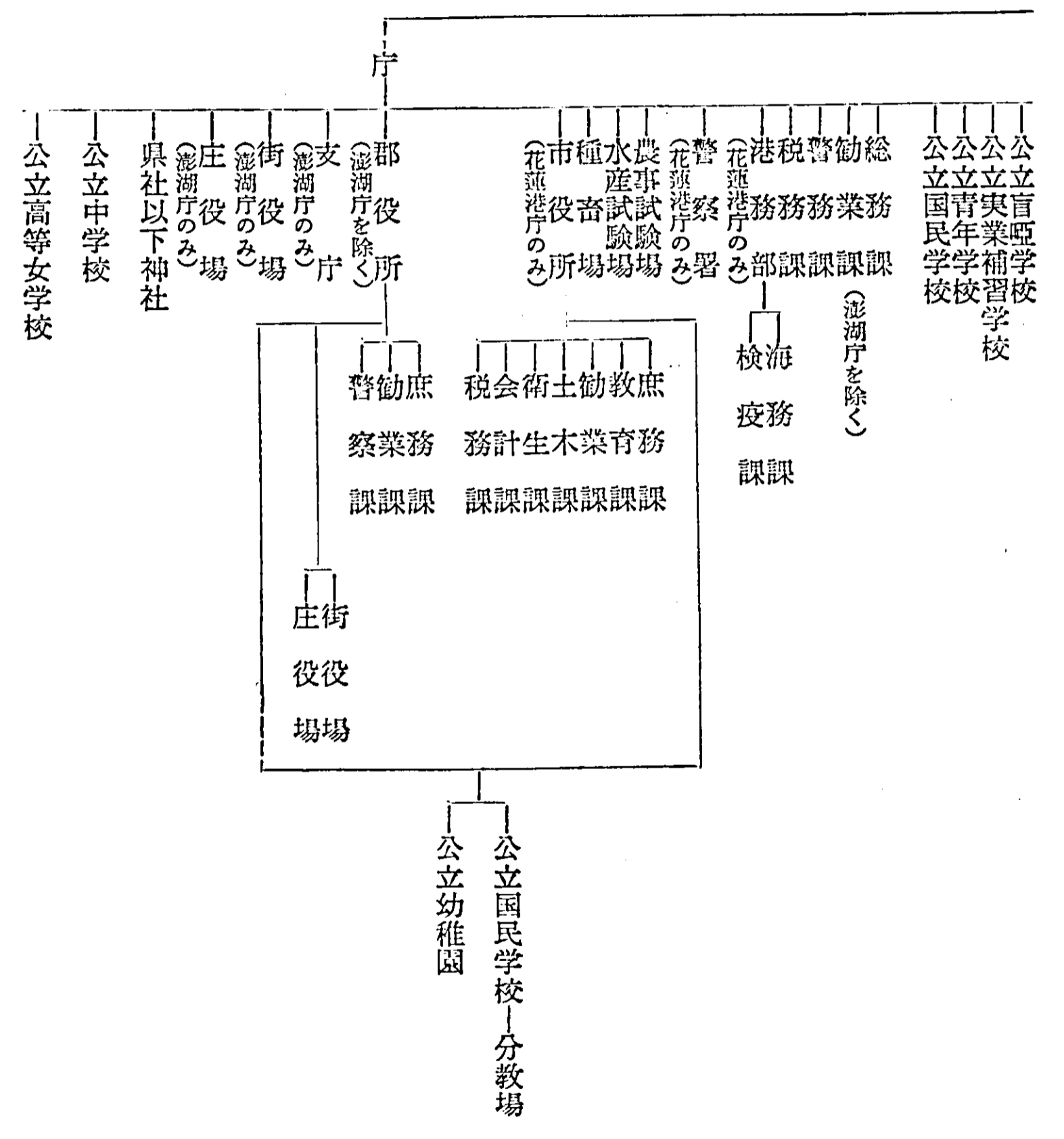
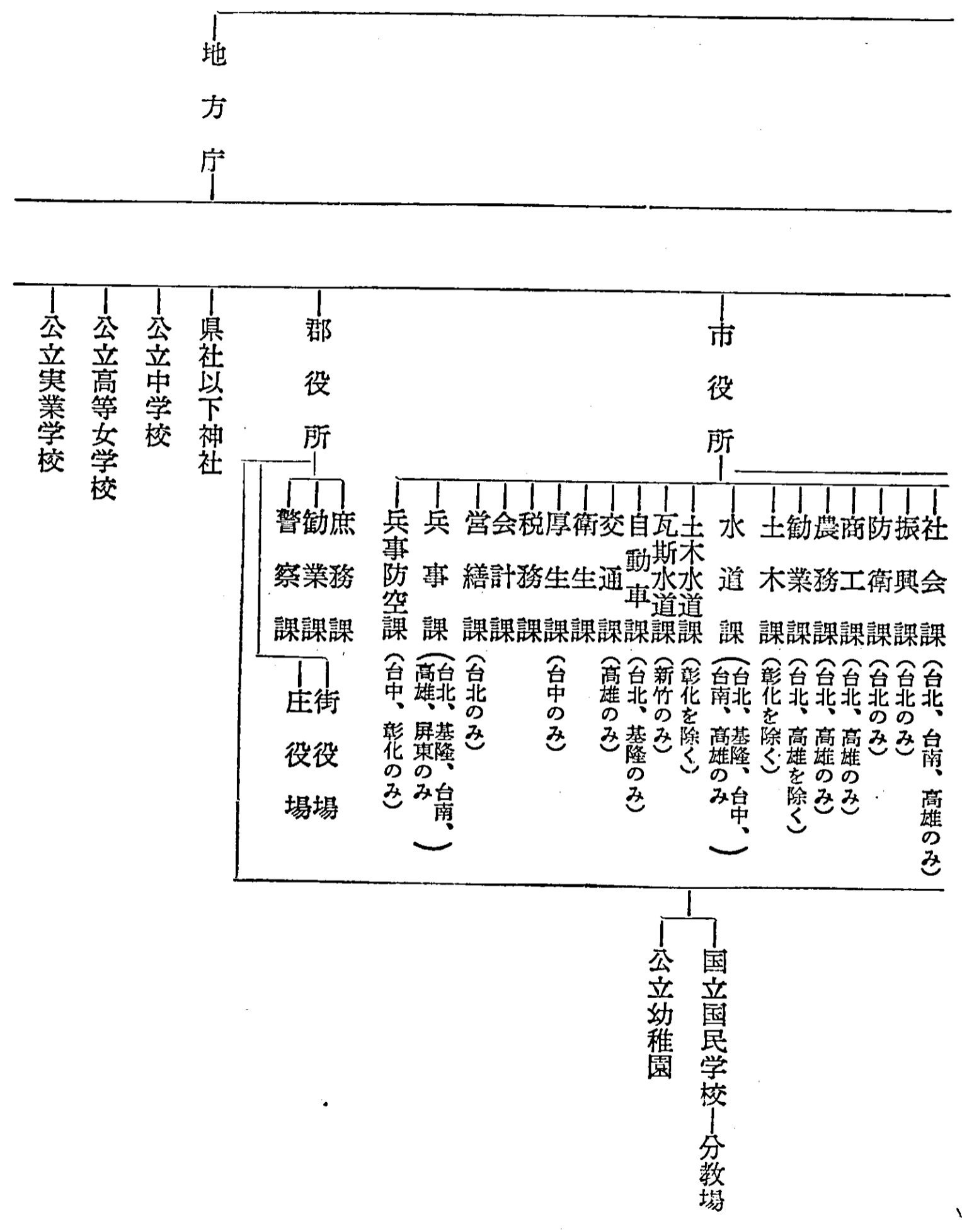
台湾総督の諮問機関として台湾総督府評議会(明治二九 勅令第八九号)を置き、会長、副会長、会員(四十人以上)をもってこれを組織し、会員は、台湾総督府部内の高等官および台湾に居住する学識経験ある者のうちから、台湾総督がこれを任命し、任期は二年であった(明治三十九年廃止、大正十年再設置)。なお、昭和五年六月の改正勅令第二百二十八号により、施政上の重要事項について建議する権限を与えられた。また総督監理のもとに、各官制をもって特別行政官庁を設置していたが、そのおもなものは次のとおりであった。(一)交通局 大正十三年十二月勅令第四百二十九号。台湾における港湾の設備、国有鉄道、郵便、郵便為替、郵便貯金、電信電話等に関する事項。(二)専売局 明治三十四年五月勅令第十六号。台湾におけるしょう腦、しょう腦油、あへん、食塩、煙草、酒類、マッチおよび度量衡器の収納、購買、売渡し、保管、製造および検査等に関する事項。(三)税関 明治三十四年

四月勅令第四十九号。関税、トン税、出港税その他税関諸収入等に関する事項。以上のほか農業、糖業、林業、水産業、工業、天然ガス、熱帯医学の各研究機関、医院、結核療養所、精神病院、气象台、陸軍兵志願者訓練所、各種学校等の所属官署があった。台湾総督府および所属官署(司法官庁を含む)の系統は、左表のとおりであった。

官署系統表(昭和十七年十一月一日現在)







公立実業学校	教 場
公立実業補習学校	
公立青年学校	
公立国民学校	
公立幼稚園	分

二 地方行政

1 行政区画

明治二十九年三月、勅令第九十一号により台湾総督府地方官官制を定め、台北・台中・台南の三県と澎湖庁を置いて、台湾地方制度を創始した。以来、たびたびの改正を経たが、大正九年新たに台湾総督府地方官官制（大正九・七 勅令第二一八号）を制定し、同九年九月からこれを施行した。ただし、街庄に関する規程は、同年十月一日からこれを施行した。ここに、台湾の地方制度は根本的に改正され、台北・新竹・台中・台南・高雄の五州と台東・花蓮港の二庁を置き、五州の下に三市四十七郡、郡の下に二百六十街庄、二庁の下に三街庄十区を置く組織となった。さらに大正九年十月、台湾州制（大正九・七 律令第三号）、台湾庁地方費令（同上律令第四号）、台湾市制（同上律令第五号）、台湾街庄制（同上律令第六号）を施行し、州、庁地方費、市街庄をそれぞれ地方公共団体とし、また台東、花蓮港の二庁を通じて一つの庁地方費を設けて、地方公共団体とした。大正十五年七月澎湖庁の新設によって、三庁を通じて一つの庁地方費となった。その後、行政区画の変更に伴って、これらの団体

にもいくらかの増減があったが、大きな改正をみることなく、昭和十年に至った。

昭和十年十月には台湾市制（昭和一〇・四 律令第二号）、台湾街庄制（同上律令第三号）、翌十一年十月には台湾州制（同上律令第一号）、さらに翌十二年十月には台湾庁制（昭和一二・九 律令第一六号）を施行し、台湾地方費令を廃止し、ここに三庁はそれぞれ独立した地方公共団体となった。

昭和十七年九月末現在における行政区画は、澎湖庁を除く五州二庁に下の十一市五十郡、澎湖庁および郡の下の五十六街、二百九庄であった。

2 地方行政制度

昭和十年から十二年にかけて改正された地方行政制度の概要は、次のとおりであった。

州・庁・市街庄には、それぞれ州知事・庁長・市街庄長を置き、官庁事務の執行者とするとともに、州知事・庁長・市街庄長には公共団体の事務をも執行させた。次に、それぞれの内容を述べる。

イ 州 州は、その公共事務および法律、勅令、または律令により州に属した事務を処理し、州知事は州を統轄し、州を代表した。州には知事官房、総務部、産業部、警察部を置いた。知事官房は機密、儀式、典礼、文書等に関する事務、総務部は総務、地方、教育、土木、会計、税務、調停等に関する事務、警察部は警察、衛生、理蕃等に関する事務を分掌した。

州会 州には、議決機関として議長および州会議員をもって組織する州会を置き、州知事が議長となった。州

会は州の予算、州税、使用料、手数料、夫役現品の賦課徴収、起債その他の重要事項に関し議決するほか、外部に対し意見を提出し、また行政庁の諮問に応じる権限をもった。州会議員の定数は台北州四十人、新竹州二十二人、台中州三十六人、台南州三十八人、高雄州二十八人であった。その半数は官選、半数は民選であり、任期は四年であった。民選議員の選挙は間接選挙であり、選挙資格は市会議員または街庄協議会員であることを要し、被選挙資格は、原則として市会議員または街庄協議会員の選挙資格をもつことであつた。州会議員の総選挙は、昭和十五年以降は行なっていない。官選議員は、州会議員の被選挙権をもつ学識名望ある者のうちから、台湾総督が任命した。

州参事会 州には、州会のほかに副議決機関として、州知事、総務部長および州会において議員の中から選挙した名誉職参事会員六人をもって組織し、州知事を議長とする州参事会を置いた。

州の費用は、州税、使用料、手数料その他の収入をもって支弁した。その支弁することのできる費用は、州の必要な費用および法律、勅令または律令により州の負担に属した費用であり、州税として賦課できるのは、国税付加税と特別税であつた。

ロ 庁 庁は法律、勅令により庁に属した事務を処理し、庁長は庁を統轄し、庁を代表した。庁には総務課、勸業課（澎湖庁を除く）、警察課、税務課を置いた。

庁協議会 庁には諮問機関として、庁協議会員をもって組織し、庁長を議長とする庁協議会を置いた。庁協議

会は、庁の予算、法令に定めたものを除いて、使用料、庁税または夫役現品の賦課徴収、起債（借入金を除く）その他の事項に関し議決するほか、行政庁の諮問に応じる権限をもった。庁協議会員の定数は台東庁十二人、花蓮港庁十五人、澎湖庁十人であつた。全員官選であり、任期は二年、庁内に住所をもつ学識名望ある者のうちから、台湾総督が任命した。

庁の費用は、庁税、庁の財産から生じる収入、使用料、その他の収入をもって支弁した。その支弁することのできる費用は、庁の必要な費用および法律、勅令または律令により庁の負担に属した費用であつた。

ハ 市および街庄 市および街庄は、その公共事務および法律、勅令または律令により市および街庄に属した事務を処理し、市長および街庄長は市および街庄を統轄し、市および街庄を代表した。すべての市には会計課、税務課、衛生課を、多くの市には、このほかに勸業課、土木課、土木水道課などを置いた。

市会と街庄協議会 市には議決機関として、市会議員をもって組織し、市長を議長とする市会を、街庄には諮問機関として、街庄議員をもって組織し、街庄長を議長とする街庄協議会を置いた。両者の議決または諮問事項は、州会、庁協議会の場合と同様であつた。市会議員と街庄協議会員の定数は人口に応じて定められ、半数は官選、半数は民選であり、任期は四年であつた。民選議員の選挙資格と被選挙資格は、二十五歳以上の男であり、一定額以上の市街庄税を納める者であることであり、市、街庄には、州、庁よりも進んだ自治を許していた。市会議員と街庄協議会員の総選挙は、昭和十四年以後は行なっていない。

市参事会 市には副議決機関として、市長、助役および市会において議員の中から選挙した名誉職参事会員六人をもって組織する市参事会を置いた。

市・街庄の収入とその支弁できる費用は、州、庁の場合と同様であったが、市税として賦課できるのは、国税または庁税の附加税と特別税であり、街庄税として賦課できるのは国税、州税または、庁税の附加税と特別税であった。

第三節 土木と水利

領有以来、総督府の行なってきた事業はきわめて多方面にわたったが、当初から一貫して力を注いできたものに土木、水利事業があった。次に(一)都市計画、(二)水利、(三)河川の三つの事業について述べる。

一 都市計画

領有当時の市街は純中国式であり、道路の幅員は狭くかつ曲折し、しかも下水道の設備がないため、湿気が多く、家屋の構造もまた、通風採光など少しも考慮されず、悪疫流行の原因となったので、総督府は早くから市区改正、衛生施設の改善に力をつくした。明治二十九年、台北市街の排水および下水道工事に着手し、同三十三年

からは、台北市区改正工事とともに基隆市街の改正工事をあわせ施行した。これに続いて台中、新竹、嘉義、彰化、台南の主要市街にも改正工事を施行したが、同四十三年諮問機関として台湾総督府市区計画委員会(明治四三・五 訓令第九一号)を組織し、全島の市街を統一的に改造する計画を立て、順次これを実行に移しながら昭和年代に至った。台湾諸都市の発展につれ都市計画法の制定が必要となり、台湾都市計画関係民法等特例(昭和一一・八 勅令第二七三号)、台湾都市計画令(昭和一一・八 律令第二号)および台湾都市計画委員会規則(昭和一一・二 府令第一一〇号)等を制定し、翌十二年四月から施行した。ついで同十五年、同委員会規則を改正して(昭和一一・三 府令第三八号)、中央・地方の二委員会制度とし、前者は総督府に、後者は各州庁別に設置した。ここに都市計画の決定、都市計画事業の執行、都市計画の財源をなす都市計画税および受益者負担賦課徴収、建築物の統制、地域および地区の設定、土地区画整理の施行など、台湾多年の懸案であった都市計画についての重要制度を確立した。これに基づき、昭和十六年度までに都市計画区域および都市計画の決定されたものは、台北市はか十市、五十五街庄、計六十六カ所、実施額は二千七百九十二万円に達した。都市計画事業中重要なものには、その事業費の四分の一を国庫から補助し、事業の促進を期したが、昭和十五年度に決定した新高港工業都市の建設は、特例として全部を国庫の負担によって施行した。

台湾において、特に島民の保健上欠くことのできない水道工事は少なからぬ経費があるので、最も急を要する地方から、順次これを施行した。明治二十九年に淡水、同三十年に基隆の水道工事に着手したのを最初とし、

以来、全島にわたってその完備につとめたが、基隆、台北、高雄などでは、市街の発展につれ、数次に及ぶ拡張工事を行なった。昭和十六年末において、全島十一市をはじめ、各主要街庄にはほぼ水道の敷設をみ、既設水道数百二十三カ所（計画給水人口三千人以上のもの五十五、三千人未満のもの六十八）、総工費三千四百二十八万余円に達した。なお、特に日華事変以後、台湾工業化が進むにつれ、これに必要な工業用水施設の助成が行われた。昭和十五年以降三カ年継続事業として、高雄工業用水の施設をなし、工事費三百万円に対し、その三分の一、百万円を三カ年度に分割補助することとした。また、新高港工業都市には上水道工事費総額百九十万六千円を、昭和十七年度から三カ年継続事業として支出することとした。

二 水 利

台湾は熱帯および温帯圏に属し、気候風土が稲、さとうきびの耕作に適しており、用水・排水の施設については領有以前から相当に考慮されていたが、水利行政は乱脈で、単に為政者の利便に左右される性質のものにすぎなかった。総督府は明治三十四年七月、台湾公共埤圳規則（律令第六号）を設け、埤圳の普及改良と利用関係者の統制をはかり、また必要に応じて、国費または地方費で補助してきた。同四十一年二月、台湾官設埤圳規則（律令第四号）を定め、総督府みずから大規模な埤圳改良工事に着手し、大正十五年にこれを完成した。また大正十五年十二月には台湾水利組合令（律令第一〇号）を制定し、公共埤圳組合を水利組合に改組した。昭和十六年度初

台湾の耕地面積八十八万七千四百二十二甲¹⁾（田五十四万六千四百六十六甲、畑三十四万九千九百六十六甲）に対し、用水・排水面積は五十四万六千五百五十四甲に達した。水田の多くは二期作田であり、さとうきびもまた、これによって作付面積を著しく増加はしたが、地形その他の関係上、用排水施設はなお不十分であった。昭和十六年度において、水利組合五十二、公共埤圳組合一（嘉南大圳）、私設埤圳六百八十二、計七百三十五の団体があり、公私設埤圳の総用水排水面積は五十四万六千五百五十四甲を算し、明治三十八年度末に比べ、実に三十四万六千三百八甲の増加を示した。なお、総督府は、昭和十四年度から十カ年間の予定で水利統制調査をなし、全島各河川の流量調査を行い、また埤圳台帳を作ることとしていた。また昭和十五年度から十年間の実施計画で、土地改良事業に着手した。

(1) 台湾地租規則（明治三七・一一 律令第一二号）によれば、甲は二千九百三十四坪である。

三 河 川

河川事業は、総督府の事業の中でも最も困難なものの一つであった。同事業は水害防止のためばかりでなく、広大な耕地をつくり出し、また電源開発の目的をもあわせもつものが多かった。施政の当初は、財政的にも河川工事に着手するだけのゆとりがなかったが、同工事の前提となる河川調査は、多大の困難をおかして明治年間から着手し、河川工事は大正年間から引続き行なってきたが、河川に関する法令の整備をみたのは、昭和年間に入ってからであった。

1 河川行政

河川に関する法令は、昭和の初めまで河川取締規則（大正二・六 府令第六二号）があっただけであり、これによって河川荒廃の原因となる行為を取り締まってきたにすぎなかったが、昭和三年四月、行政諸法台湾施行令の一部を改正し（勅令第六三号）、内地の河川法に若干の特例を設け、府令をもって河川法施行規則を定めた。その特例の要点は、河川法適用河川は、台湾総督が管理し、その費用は原則として国庫の負担としたが、一部は州または庁の負担とし、州または庁は、さらにその一部を受益者に負担させるにであった。また河川法準用河川は知事または庁長に管理させ、その費用は州または庁の負担とし、その一部を国庫補助によることとした。

昭和四年二月から淡水河外十八河川に河川法を適用し、鳳山溪外二十九河川および日月潭の水面に河川法の一部を適用した。昭和五年十一月、河川事務に従事する総督府職員のうち、属、技手各一名を各州庁に駐在させ、施行河川に対する管理事務の処理に当らせた。さらに同十二年九月、地方官官制の一部を改正し（昭和二・九 勅令第五四一号）、河川監視制を設け、監視員を各州庁の現地に配置し、適用河川の保護取締に専任させ、ここに河川行政はその組織を完備した。

2 河川調査

総督府は明治三十四年以降、諸川の状態、性質を調査研究してきたが、さらにその根本的調査のため、大正元年度から同五年度に至る五カ年間に毎年約十万円を支出し、宜蘭濁水溪、淡水河、頭前溪、後壠溪、大安溪、大

甲溪、烏溪、濁水溪および下淡水溪の九大河川に対し、水位、流量、水害の調査、雨量観測、地形測量調査を遂げ、大正六年度に数種の治水計画をたてたが、財政その他の関係上実現をみなかったため、やむを得ず、その資料に基づき緊急を要する局部的工事のみを施行した。さらに、各河川の治水に関し一定の計画樹立の必要に迫られ、大正十二年度からその調査に着手し、大正十五年度に至り、二十七河川について前記の河川調査を続けるとともに、実際の計画をたてるに必要な工作物の位置、構造、工費の調査ならびに治水工事施行の結果が沿岸土地に及ぼす経済的影響の調査を行い、昭和九年度にこれを完了した。またこれらの調査と関連し、十カ年継続事業として昭和九年度から砂防工事の測量調査を実施してきた。

3 河川工事

大正九年、前記の九大河川調査の資料に基づき、主として河川の平地における乱流整理を目的として数種の治水計画をたてたが、財政上の理由から一年限りの予算を計上し、大正六年度以降、濁水溪を中心とした台湾中部の海岸線鉄道の建設に伴う後壠溪、大安溪および大甲溪の鉄道橋架設地点附近の工事と、その他の河川における緊急やむを得ない部分的工事を施行してきた。しかし世界的経済界の不況に伴ない、大正十二年度から河川費予算はにわか三割内外に縮小された結果、根本的な治水計画の実施が不可能となり、大安溪は五分、濁水溪は七分程度の工事を終ったにすぎなかった。下淡水溪については、昭和二年以降五カ年継続事業、予算七百九十五万円をもって工事を施行、のち七カ年計画に変更した。宜蘭濁水溪の改修は昭和四年度以降七カ年継続事業、予

算五百一十一万円、烏溪および曾文溪の改修は昭和六年度以降八カ年の継続事業、予算九百八十五万円をもって工事を開始した。

昭和九年度には全島重要二十七河川の治水計画が決定し、頭前溪改修は昭和十一年以降八カ年継続事業、予算四百四十二万円、林辺溪改修は昭和十二年度以降八カ年継続事業、予算四百五十六万円をもって工事に着手した。治水事業費は、昭和三年度以降財政上の理由から数度の節減繰延べに会ったが、のち淡水溪改修費に総額三百五十六万円を追加、また隘寮溪附近圳路付替工事に三カ年継続、予算六十五万円を追加、合計千七十三万円に改定し、昭和十三年六月全部の工事を完成した。昭和十年度に宜蘭濁水溪改修費に総額四十四万円を追加、四百四十六万円に改定し、昭和十一年度に完工した。次いで、昭和十一年度に曾文溪改修費に総額五十三万円を追加、三百九十九万円に改定し、完工期限を昭和十四年度まで延長し、烏溪改修費に総額七十六万円を追加、次いで昭和十三年度において財政上の都合により、五百六十三万円に改定し、完工期限を翌十四年まで延長したが、曾文溪は昭和十四年六月に、烏溪は同年十月にいずれも落成した。昭和十四年度から新たに北港溪、八掌溪、阿公店溪の三河川に改修工事を施行したが、北港溪は十カ年継続事業、予算五百四十万円、八掌溪は八カ年継続事業、予算四百七万円、阿公店溪は五カ年継続事業、予算三百万円をもって、それぞれ改修工事に着手した。しかしなお台北州下の淡水河をはじめ、台中州、台南州、花蓮港庁、台東庁下にも、他に改修整理に急を要する河川が少なくなかった。

第四節 農業および糖業

一 農 業

台湾産業の中心をなすものは農業であり、総督府は施政の当初から農業の発達に力をつくした。農業に関する諸法規の制定、研究機関の設置、農作物の品種改良、耕作方法の指導、土地の改良、開墾などがこれであり、その結果として、耕地、農産額の増加はきわめて著しかった。

明治三十五年末の耕地は四十五万甲、農家人口は百八十九万人、同年中の農産額は五千六百万余円にすぎなかったが、昭和十七年末には耕地八十八万甲、同十八年末の農家人口は三百二十七万余人、同年中の農産額は五億三百余万円に増加した。農産物のおもなものをあげれば、米が第一位を占め、さとうきび、さつまい、バナナ、茶、落花生、黄麻および柑橘類がこれに次いだ。台湾にはなお相当の可耕未墾地があり、農法の改善によっても農産額を増加できる余地を多分に残していた。

農業調査および検査 台湾農政上の基礎資料を得るため、大正九年以降昭和十九年までしばしば継続事業として農業調査を行なった。すなわち耕地分配ならびに経営調査、小作慣行調査、農家経済調査、主要農産物生産調査、農産物需給ならびに金融調査、肥料需給調査、土地利用ならびに農産適地調査、主要農産物経済調査、農業

第四表 耕地面積および農家人口

年 別	耕 地 面 積			農家人口
	田	畑	計	
明 治 35 年 末	252,999	198,032	451,031	1,896,931
昭 和 18 年 末	540,811	340,167	880,978	3,271,131

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。耕地面積は昭和17年末。

第五表 自小作別耕地面積

(地目別登録地, 昭和14年4月1日現在)

区 分	面 積	比 率
自 作 地	372,762	43.6%
小 作 地	480,799	56.3%
計	853,561	100.0%

備考：同上。

第六表 自小作別農家戸数(昭和18年)

区 分	戸 数	比 率
自 作 農	145,810	31.0%
自作兼小作農	141,872	30.1%
小 作 農	182,692	38.8%
計	470,374	100.0%

備考：同上。

第七表 農産物総額累年比較 (単位 千円)

明治35年	昭和14年	15	16	17	18
56,207	551,826	541,446	561,870	631,596	530,430

備考：同上。

第八表 主要農作物作付面積, 生産高および価額

区 分	明 治 35 年			昭 和 18 年		
	作付面積	生産高	価 額	作付面積	生産高	価 額
米	355,687 (收穫面積)	2,821,424 石	20,229 千円	628,970	7,880,624 石	256,749 千円
さとうきび	16,526	1,567,025 千斤	1,966	134,872	24,837,378 千斤	125,079
さつまい芋	63,147 (明治42年)	501,160	1,829	165,971	2,343,963	41,248
バナナ	560	10,536	252	16,691	235,153	13,563
粗製茶	28,308	20,808 石	19,216	40,799	13,199	11,473
落花生	13,340 (明治42年)	108,907 千斤	382	17,727	195,687 千斤	2,386
パイロン	1,224 ()	13,632 千斤	243	7,558	93,647 千斤	2,893
柑橘類	779	4,932	195	5,443	47,767	5,433
黄麻	1,147	1,564	67	11,023	12,400	2,628
苧麻	1,686	1,658	247	3,243	1,675	1,255

備考：同上。

第九表 主要家畜および家畜飼養数

区 分	明 治 35 年 末	昭 和 18 年 末
豚	779 千頭	1,257 千頭
牛	255 千羽	334 千羽
飼 鳥	4,449	6,940

備考：同上。

二 畜産および蚕業

台湾の牛の種類は水牛、黄牛、印度牛、洋牛、雑種牛で、その総頭数は昭和十五年末には三十万百十二頭を算し、農家一戸当り約一頭であった。飼育頭数は、水牛が最も多く、二十四万九千六百四十六頭で、性質が温順でからだが大きく、粗飼、粗食に耐え、鈍重なるも力量大きく、もっぱら農耕役畜として飼養されていた。

台湾の農民は南支那から移住したため、馬の飼養管理を知らなかったのと、役用家畜として水牛、黄牛が普及していたことと、総督府が従来馬の奨励をしなかったため、領台後四十年を経ても、全島の馬の飼養数はわずかに二、三百頭にすぎなかった。昭和十一年、総督府は新たに台湾馬政計画を確

労働調査、耕地貸貸経済調査、農産物市場調査、企業的農業経営調査、米生産費調査、農業金融調査、耕種組織調査、農家生計費調査、農業者負担ならびに金融納税調査などがこれであった。農業諸般の検査として実施していたのは植物検査、肥料検査、パイナップルかん詰検査、茶検査、蚕種ならびに野蚕種検査などであった。

農業調整 米穀移出管理の実施および戦時下統制の必要上、作付調整、重要農産物価格ならびに配給統制および肥料配給統制を実施した。

立し、産業ならびに国防に立脚し、馬の飼養を普及奨励した。台湾農家の副業として、養豚はほとんど例外なく普及し、昭和十五年末の飼育頭数は百二十万五千頭、一戸当り約三頭であった。豚肉の消費量も多く、同年の畜殺数は約百万頭に近く、一カ年一人当り約二十斤を消費していた。飼い鳥としては鶏およびあひるを主とし、卵は鶏卵よりあひるの卵を多量に消費し、鶏はおもに肉用に供した。昭和十六年末の飼育羽数は鶏五百二十三万六千羽、あひる二百二十九万二千羽、がちょう三十四万三千羽、七面鳥六万八千羽、計七百九十三万羽を算し、農家一戸当り約十八羽であった。

台湾で蚕業奨励を開始したのは大正元年であつて、農家はその副業としての価値を認めるまでには、ほぼ十年を費した。台湾の蚕業には、他に見ることのできない特色があつた。すなわち、(イ)一年中桑葉が繁茂しているため、年中養蚕をなしうること、(ロ)内地ではきわめて被害の多いうじが、台湾には全然いないこと、(ハ)微粒子病が皆無なこと、(ニ)生産費が低廉なこと、であつた。

三 糖 業

1 概説 台湾の糖業は漢民族の移住とともに伝わり、西暦千六百二十四年オランダ人の占拠の際、すでに砂糖は台湾の主要貿易品の一つに数えられたが、領台当時の糖業は、栽培法ならびに製糖法ともに幼稚で、産糖高はわずかに八、九十万ピクルにすぎなかつた。しかるに、当時の日本における砂糖の消費高は年平均三百万ピク

ルで、その四分の三を輸入にまち、その価格は二千数百万円の巨額に達していた。したがつて、総督府は積極的に糖業を奨励する必要を認め、明治三十五年六月以来品種の改良に努め、また開墾、用水・排水施設、新式製糖機械器具の据付等に奨励金を下付し、さとうきび作付面積の増加、栽培法の改良、新式工場の増設を図り、原料採取区域を定めて、原料需給の円滑を期し、糖業試験所において優良品種を育成して、その普及を図るなど、極力奨励助長に努めた結果、明治三十六年期には、さとうきび作付面積一万七千甲、産糖高五千万斤であつたが、

第十表 さとうきび作付面積および収量比較

	作付面積	産 額	甲当収量
	甲	千斤	斤
明治36年期	16,526	683,157	41,338
41	28,704	1,418,860	49,431
大正3	76,277	2,642,616	34,645
7	150,450	6,817,535	45,314
12	116,620	6,610,863	56,867
昭和3	108,318	9,697,644	89,529
7	109,511	13,415,475	122,502
8	84,330	8,811,199	104,484
9	91,163	8,883,801	97,449
10	121,628	13,477,260	110,807
11	128,229	13,190,389	102,785
12	124,555	14,271,874	114,583
13	134,208	15,101,099	121,520
14	167,362	21,384,942	127,776
15	174,294	16,628,467	95,405
16	162,066	13,987,308	86,303
17	161,299	17,082,749	105,907
18	161,354	16,820,471	104,246
19	154,094	13,804,821	89,587

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』および同『台湾に関する統計』により作成。単位未満切捨。

昭和十四年期には、作付面積十六万七千甲、産糖高二十三億六千万斤、作業した新式製糖工場四十九を算し、台湾産糖の最高記録を立てた。しかし昭和十八年期以降、食糧増産対策のため、逐年さとうきび畑の撤退が行われ、昭和十九年、二十年期の作付面積は五万三千甲に激減した。な

お糖業は、台湾産業の実情にかんがみ、他産業との調和的発達を図る必要から、糖業政策の立て直しが要請された。そこで、昭和十四年十月律令第六号をもって台湾糖業令を制定し、さらに昭和十五年三月法律第三十七号砂糖消費税法中改正により、優良糖の生産および輸出増を促すため、従来の色相課税制度を製造方法課税制度に改めた。反面、島内消費糖の需給調節を図るため、同年八月府令第九十三号砂糖配給統制規則を制定した。

2 糖業奨励のおもな施設 さとうきび畑の用水・排水工事補助、さとうきび苗の更新、品種の改良、糖業試験所の設置活用などがおもな施設であつて、さとうきび苗の更新とは、さとうきびの連作による退化を防ぐための手段であつた。大正二年蔗苗養成所を設置して、大正五年から、さとうきびの苗を糖業者に無償で下付して、その設置した中間苗畑で増殖させ、さらに一般さとうきび栽培農家にも無償で配付し、台湾さとうきび畑を毎年以内に更新させようとするものであつて、その成績はきわめて良好であつた。

3 将来施設奨励を要すると認められた事項 排水施設の徹底、地力の維持増進に関する施設、耕地防風林の設置、アルコールの生産、耕地白糖の奨励、工場の電化、バガス工業化の促進、製糖事業の合同などがこれであつた。耕地白糖とは、炭酸法および亜硫酸法による白糖で、さして精製糖に劣らず、かつ生産費も低廉で、島内消費および大陸輸出糖として適当な品であつた。また、バガスは砂糖をしぼったさとうきびのからであつて、大部分は工場の燃料となり、一部は建築板紙の原料に使用されるにすぎなかつたが、近年ケーンパルプとして利用されることになつた。糖蜜を原料としたアルコールの生産費が最低であることは、もとよりのことであつた。製

糖会社は漸次合併して、日糖興業、台湾製糖、明治製糖、塩水港製糖の四社となつていた。

4 台湾糖業令 時代の進展とわが国の人口増加とは、ますます砂糖の増産を必要とするとともに、満州国および支那に輸出せねばならなかつたのみでなく、一面、台湾の重要産業と調和的発達を図る必要から、新しく糖業政策の確立が要請されることとなつた。このため、従来の製糖場取締規則を廃止し、前述の昭和十四年十月三日律令第六号で台湾糖業令を制定した。この律令は、製糖業とさとうきびとの緊密な連係、他産業との調整ならびに砂糖供給の円滑を図り、糖業の健全な発達を期そうとするものであつて、その内容は、(一)製糖業の許可制、(二)原料採取の区域制、(三)事業計画の認可制、(四)統制協定の監督、(五)業務および財産の監督、(六)罰則などからなり、旧式糖廊すなわち赤糖製糖場も一括これを規正し、さらに糖業の健全な発達を図ることとなつた。

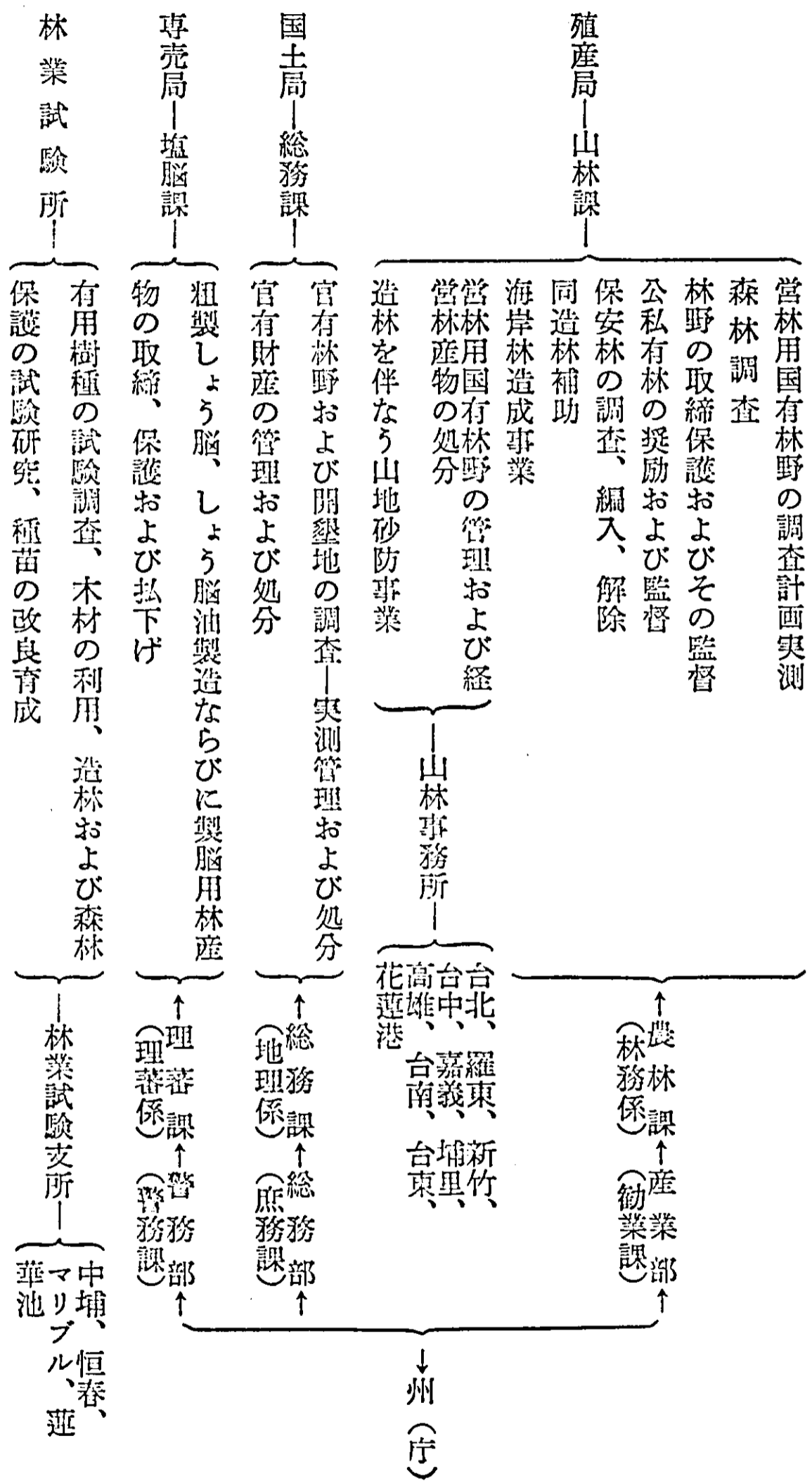
第五節 林 業

一 概 況

台湾の林野面積は二百四十二万甲であり、全土の七割に相当する広大な地域を占め、その大部分は国有林野であり、民有林野は全林野の約十一%、二十六万甲にすぎなかつた。林野の位置は、水平的には熱帯と亜熱帯とにまたがるが、中央を南北に縦走するいわゆる台湾山脈には、海拔一万尺を越える高山が起伏重畳するため、これ

を垂直的にみれば、土地の高度によって熱帯から暖、温、寒帯の各森林植物帯にわたり、したがって、樹木の種類もきわめて多種多様であり、有用林木のみでも三百種を越える。しかも、多量な降雨と豊富な光熱との天恵により、林木の成長の盛んなことは他に比類を見ない。かつて、ポルトガル人が海上からこの島を遠望し、イラ・フォルモサ(Illa Formosa)と賛美の声を放ったというのも、けだし、ゆえなしとしない。いま、この林況を概観すると、西部海岸地方には海岸性林木の森林があり、これに続く平地ならびに山脚地方には相思樹林、山脚の低地から山腹にかけては、人口造林による相思樹林、桂竹林または野火の跡地や崩壊跡地などに自生する山黄麻、かえでの木等の熱帯林、山腹以上には、くすのき、かし類、しい類、たぶ類、鳥心石(おがたまのき)、けやき等暖帯の葉緑広葉樹林、さらに進めば温帯林に入り、台湾特有の肖楠、べにひ、亜杉、次いでひのき、つがの温帯林があり、最後にとど、しゃくなげ、びやくしん等の寒帯に達する。自然林中最も大きなものは、(一)北部の鹿場大山、宜蘭濁水溪流域、棲蘭山の針葉樹林、油羅山、阿玉山の広葉樹林、(二)中部の阿里山から新高山の西北面に連なる針葉樹の大森林と巒大山、八仙山、大雪山の森林、(三)東部の丹大山から能高山に至る中央山脈の東方の馬太鞍溪、マリバン溪、チャカン溪、木瓜溪流域の大森林、(四)南部の大武山から恒春半島にかけての脊梁をなす中央山脈一帯の広葉樹林などである。しかし台湾は、気候、地形、地質等の関係から、林野の荒廃することがはなはだしく、その上、過去三百年來、大挙渡來した支那移民の乱伐乱墾、高山蕃人の無知、さらに領台後における各種産業の興隆による林産物需要の激増に伴ない、森林は少なからず減少し、これがため、治山、治水、国

土保安ならびに林産保持上に及ぼす悪影響はきわめて重大なものがあり、その対策が台湾林政上の重点であった。林政 昭和十七年末現在の林務機関は、左表のとおりであった。



林野の保護取締は、大正八年律令第十号台湾森林令によってその基準が確立され、森林の火災、国有林野の盗

伐、無断開墾を取り締ると同時に、治水、国土保安その他公利、公安上重大な関係をもつ林野は、漸次これを保安林に編入し、その保護取締に多大の努力をほらった。いま、昭和十六年度末における保安林の状況をみると、飛砂防止林八十七カ所、一万一千十甲、土砂防止林百六十五カ所、八万三千九百十六甲、水源育成林百三十カ所、二十五万九千八百四十八甲、風致林三十二カ所、四千三百六十六甲、魚附林二十七カ所、四千四百五十八甲、防風林二十九カ所、一千七百六十九甲、潮害防備林八カ所、二百五十二甲、墜石防止林三カ所、百十六甲、水害防備林五カ所、二百八十甲、合計四百八十六カ所、三十六万六千十六甲であった。また開墾禁止地四カ所、四千二百八十三甲ならびに開墾制限地十カ所、六千五百十九甲が指定されていた。

二 造 林

台湾の造林は内地と異なり、経済造林でも、常に治水ならびに国土保安上の効果を十分に考慮しなければならなかった。官行造林には営林所所管造林と殖産局所管造林とがあつて、前者には樟樹造林、官行斫伐跡地ならびに鉄道沿線造林、特殊樹種造林、森林施業案造林、竹造林、保安林造林があり、後者には森林計画事業による施業案造林、保安林造林、海岸林造林、森林治水林造林があつた。民行造林は当初きわめて不振であつたが、苗木の無償交付、奨励金下付、土地無償貸与等の手段を講じて奨励した結果、しだいにその成績をあげたが、民林奨励監督事業補助、海岸砂防造林補助、大屯山造林補助、一般保安林造林補助、北勢溪流域治水砂防造林などが補

助奨励の著しいものであつた。

第六節 商事および物価・賃銀

一 概 説

昭和十二年日華事変突発するや、台湾の経済はこれを起点として徐々に統制経済の段階に入り、戦争の長期化とともに、これが経済に及ぼす重圧はようやく深刻になった。特に太平洋戦争の突発により、国家の人的物的総力を戦争の遂行に結集するために、商業経済の完全な統制を断行せざるを得ない段階になった。台湾においても中央の方針に基づき、物値、賃銀、労務の徹底した統制を行うとともに、各種軍需物資ならびに生活必需物資の生産、輸入、配給の統制を強化するほか、さらに企業経営に対しても統制整備を行い、台湾の産業経済は、ここに完全な国家統制のもとに運行されることとなった。

二 企業統制

昭和十六年十二月勅令第千八十四号によって施行された企業許可令は、戦時下生産配給機構の合理的整備に資せんとする趣旨に出たものであつた。ただし、企業整備令の実施は、影響するところが多大であつたので、台湾

ではこれを見合わせる事になり、別に企業整備要綱を定めて、これによることとした。また、企業の組織につき特筆すべきことは、統制会社の設立と商工組合の結成とであった。昭和十七年における企業の状況をみると、株式会社は千百三十一社（総数の六一・七〇％）、資本金総額八億九千七百七十六万円（総額の九五・九二％）、合資会社は五百七十六社（総数の三一・四二％）、出資金総額三千十八万円（総額の三・二五％）、合名会社は百二十六社（総数の六・八八％）、出資金総額七百七十四万円（総額の〇・八三％）、有限会社は六十九社（総数の三・七六％）、出資金総額五百五十六万円（総額の〇・六〇％）であった。

三 賃 銀

台湾の賃銀は施政直後の土賊、草賊時代から土木鉄道建設時代を経て、欧州大戦の好景気に会い、始政以来の最高値となり、大正九年、内地人において戦前に比し二倍強の高騰、さらに明治三十五、六年に比しては約四倍の暴騰であった。台湾人においても、大正九年は戦前に比して約三倍の高騰を示し、施政当初に比し驚くべき暴騰を示すに至った。昭和四年上半期を一〇〇とする、台北市の昭和十五年下半期の総平均賃銀指数は、内地人一六・〇、台湾人一五一・二であって、両者の賃銀がしだいに接近する傾向を示した。これを前年同期に比較すると、内地人においては七・七％、台湾人においては一七・〇％と、おのおの高騰した。また一日の平均実収賃銀は、台北市においては内地人二円八十六銭、台湾人一元七十六銭であった。全島総平均賃銀は内地人二円六十

銭、台湾人一元六十八銭であった。なお、台湾においても内地に準じ、昭和十四年八月勅令第二百二十八号賃銀統制令、さらに十月には賃銀臨時措置令（昭和一四・一〇 勅令第七〇五号）を実施し、事变後の急騰の動向を抑止し、低物価政策に寄与するとともに、他面、賃銀による労務の移動を防ぎ、生産力の拡充、軍需充足、国防力の増強に支障なきを期したのであった。

四 物 価

昭和四年を基準とする昭和六年以降の台北市卸売物価指数は、昭和六年の七一・八を最低とし、以後漸騰歩調を維持し、昭和十年一月は八五・五、引続き十月には九二・五と高騰したが、年末にはわずかに下落して九一・七となった。しかるに十一年に入ると、初春における財界の動揺にもかかわらず、諸商品の好調および世界的高物価の影響をうけ、全般的に前年に比し上向きとなった。いま、月別に指数の変動をみると、一月九〇・九から六月九一・九となった。その間多少の動きはあったが、大同小異で、七月九三・二と高騰した。しかして九月、十月はやや下落を示したが、十一月からふたたび騰勢に転じ九三・一となり、年末には九六・〇と大幅に上った。なお、年平均指数は九二・二で、これを前年に比べると、三％の騰貴であった。十二年もまた高騰したが、十三年に入るや、ようやく支那事变の影響が濃く、軍需関係品の需要は急増し、直接関係ある燃料品あるいは鉄材等の一般市場への供給は円滑を欠き、月とともに暴騰を重ね、事变直前の二倍ないし三倍になったものが少なくなか

第十一表 台北卸売物価年平均指数

年 度	昭和4年 平均基準	大正3年 7月基準	摘 要
昭和4	100.0	170.9	昭和4年平均 基準は、調査 品目51種目、 大正3年7月 基準は35種目 であった。
5	86.3	154.1	
6	71.8	136.2	
7	75.9	137.8	
8	81.0	148.6	
9	81.8	154.9	
10	79.5	157.6	
11	92.2	163.1	
12	107.8	188.7	
13	127.1	215.7	
14	154.2	232.1	
15	165.7	238.4	
16	180.1	285.4	

備考：台湾総督府『台湾事情』により作成。

った。この暴騰の傾向は一般商品にも波及し、記録的高物価時代を現出した。すなわち平均指数一二七・一であつて、これを前年に比べると一八・〇%の高騰であつた。昭和十四年は騰勢がさらに激しかったので、ついに物価委員会の組織をみ、その活動によって、標準価格の決定公表となり、業者の自粛とあいまつて、騰貴の大勢はようやく安定をみることとなつた。

昭和四年から昭和十六年までの台北市の卸売総平均指数を第十一表に掲げる。

五 台湾拓殖株式会社

台湾拓殖株式会社は、台湾および南支、南洋における拓殖事業の経営および拓殖資金の供給を目的として、昭和十一年六月法律第四十三号台湾拓殖株式会社法によって設立された。その資本金は三千万円、うち半額は政府の現物出資で、同年十二月から業務を開始した。同社は国庫の補助を得て、開墾、干拓その他の事業に当つてきたが、戦争の拡大に伴ない、いわゆる南方共栄圏における重要資源の開発が同社の仕事となり、昭和十七年六月

三千万円の増資（うち半額は政府の現物出資）を決定した。同社の事業の種類は、(イ)島内事業は社有地の貸付、開墾事業、干拓事業、栽培ならびに造林事業、鉱業、移民事業、資金の貸付ならびに投資、(ロ)島外事業は広東水道事業、海南島における農林開発事業、自動車事業、その他であつた。

第七節 工 業

台湾の産業としては、領台前、すでに米作、糖業、茶業は相当の進歩を示していたが、工業についてはまったく見るべきものがなかつた。しかるに、明治二十八年台湾が日本領土に帰するとともに、産業は科学的基礎の上に計画され、同三十五年土賊の討伐を終るに及んで、政府は一意産業の開発に努め、まず農民を指導して、耕種の方法を改良した。総督府は、領有以来、資本の投下によって工業の進歩を図つたが、産業の主幹が農業にあつたため、製糖、製茶工業などの農産加工業の振興に力を注ぐこととなり、他の工業を顧みる余力がなかつた。ところが、その後、陸上では明治四十二年縦貫鉄道が全通し、海上では内外の船舶がしきりに来往し、内地人の渡台者も年とともに増加し、加うるに内地からの投資もまた年々激増したので、農産および特産に注がれた余力は、一般工業にも及ぶこととなつた。工業生産額は、明治四十年の二十七万円から、大正元年には一千余万円に増加した。しかし、台湾の工業が実質的に発展を遂げたのは第一次世界大戦中の好況時代であり、機械器具、化

第十二表 昭和十七年度工業生産額

業 種	生産価額	総額に対する百分率	
		千円	%
紡績工業	11,670		1.7
金属工業	48,034		6.9
機械器具工業	32,411		4.6
窯業	24,773		3.5
化学工業	89,824		12.8
製材および木製品工業	13,727		2.0
印刷および製本業	12,632		1.8
食料品工業	408,515		58.3
その他の工業	58,476		8.4
総計	700,072		100.0

備考：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（台湾篇）により作成。

学、食料品等各種の新工業が続々として興り、大正六年には生産額二千二百万円を突破し、工場数は、雑工業を除き四百九十九工場を数え、職工数は、その最も多数を占める雑工業を除いても、なお九千人近くになった。

この工業発展の機運は、戦後財界の反動によりたちまち中絶し、整理を余儀なくされた工場が少なくなかった。しかし領台以来、人口激増に伴なう消費力の増大に促され、戦後倒壊した大工場に代って、島内の自給自足を目標とする家内工業的小工場が、このころからにわかにその数を増し、逐年工業産額が漸増した。満州事変ことに日華事変以後、台湾の工業

化が積極的に進められ、金属工業、化学工業の発達をみたが、太平洋戦争以来、台湾が南方作戦の基地として重視されることとなるや、工場の新設、拡充が相つぎ、鉄鋼、酸、アルカリの基礎工業のほか、各種の近代工業が興隆し、その生産額も、従来首位を保っていた農業に代って第一位を占め、台湾工業化の過程を実現した。いま昭和十七年度の工業生産額を示すと、第十二表のとおりである。

戦争末期の主要金属工業としては、高雄製鉄株式会社、台湾重工業株式会社の銑鉄、南海興業株式会社の海綿鉄、東部金属精錬株式会社の含ニッケル鉄等、台湾電化株式会社のフェロシリコン、フェロマンガ、台湾電力株式会社の特殊鋼、鐘淵工業株式会社の電気銑鉄、高周波炉による融鉄、日本アルミニウム株式会社、旭電化工業株式会社のマグネシウムなどであり、機械工場は、内地の街工場程度のもものが三百十五もあった。化学工業などとしては、台湾電化株式会社のアンモニア、台湾肥料株式会社の硝酸、硫酸、台湾電化工業株式会社の石灰窒素、台湾セメント株式会社のセメント、旭電化株式会社などのソーダ、台湾電化株式会社のカーバイド、帝国酸素株式会社などの酸素、台湾窯業株式会社などの耐火レンガ、台湾護謄株式会社のゴム製品、杉原産業株式会社などの油脂、台湾興業株式会社の製紙およびパルプがあった。これら工業のあるものについては、総督府から相当の補助金を支出して奨励し、また工業研究所を拡張して工業の指導に当らせた。

第八節 特 産 物

バナナは米、砂糖に次ぐ台湾の代表的重要物産であった。台中州の山地バナナ、高雄州の平地バナナが主であって、前者は年中出荷し、後者はいわゆる季節栽培で、四、五、六、七月にほとんど全部を出荷した。そのほとんどが島外移輸出であり、昭和十六年の全島総生産高は三億一千万斤であった。パイナップルは主として台中、高雄両州の低山脚地帯に栽培され、総生産高は一億三千万斤、世界第三位であった。柑橘類の生産高は年五百万

第十三表 茶栽培、摘葉面積と粗製茶の産額および価額累年表

年次	栽培面積	摘葉面積	粗製茶額	
			粗産	粗価
昭和13	45,841	43,363	31,837	19,178
14	46,187	43,783	23,382	15,324
15	47,055	44,359	19,014	16,948
16	46,152	43,562	19,167	17,317
17	44,166	41,674	19,309	17,359

備考：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（台湾篇）により作成。

第十四表 再製茶産額累年表（単位 千円）

年次	ウーロン茶	包種茶	緑茶	紅茶	計
昭和13	4,518	5,928	1	9,835	20,284
14	4,306	7,826	1	9,925	22,060
15	2,106	5,869	12	10,383	18,372
16	103	8,473	14	9,946	18,537
17	321	12,275	21	5,615	18,233

備考：同上。

外地からの品種を入れ、栽培の奨励に努めた結果、夏秋期の野菜欠乏期には、なお内外地の野菜を輸移入していたが、冬春期には、反対に内外地へ輸移出するに至った。パイナップル、特殊柑橘については、総督府から奨励金を出して助成改善に努めてきた。

台湾の茶業は支那民族の移住とともに発達したもので、当初は主として彼等の消費にあてられていたが、領有以後にしたいに輸移出品として重要な地位を占めるに至った。台湾茶にはウーロン茶、包種茶、紅茶、緑茶等種々あるが、ウーロン茶はアメリカおよびイギリスに、包種茶は満州国、中華民国に、紅茶はもっぱら満州国、中華民国、アメリカに輸出された。これらの奨励施設としては、街庄茶業技術員補助、茶業伝習所、満州向け茶の指導、山地茶園開発補助、移輸出茶検査施設、貿易振興施設などがあった。

第十五表 再製茶価額累年表（単位 千円）

年次	ウーロン茶	包種茶	緑茶	紅茶	計
昭和13	3,714	3,676	1	6,844	14,237
14	4,501	9,561	1	8,387	22,402
15	1,974	5,868	21	12,341	20,206
16	90	8,946	24	12,152	21,214
17	210	17,037	30	6,310	23,589

備考：同上。

第十六表 茶移輸出数量累年表（単位 千斤）

年次	ウーロン茶	包種茶	緑茶	紅茶	計
昭和13	4,103	5,685	1,185	8,082	19,057
14	4,110	7,143	1,486	8,615	21,355
15	2,478	3,894	540	8,707	15,620
16	4	8,293	606	5,897	14,802
17	32	8,571	1,184	6,163	15,951

備考：同上。

第十七表 茶移輸出価額累年表（単位 千円）

年次	ウーロン茶	包種茶	緑茶	紅茶	計
昭和13	2,910	3,793	444	5,593	12,741
14	4,321	8,757	633	7,711	21,424
15	2,833	6,284	290	11,583	20,991
16	7	17,763	410	9,843	28,024
17	60	18,359	733	9,736	28,890

備考：同上。

余円で、ぼんかん、たんかん、せつかん、ぶんたん、さぼん、ぺえゆうが主であった。新興果物としてはレモン、バレンシア、オレンジ、グレープフルーツなどがあった。その他りゅうがん、マンゴー、蕃石榴、パイヤ、すもも、桃、柿なども年産十万円以上に上った。野菜の種類は七十種以上に達していたが、そのおもなものはだいこん、さといも、にんにく、大芥菜、ねぎ、キャベツ、うり類、まめ類など内地人の好みに適するものが少なかったため、内

台湾帽子は、明治三十七年ごろから女子の家庭的副業として発達し、早くから主要輸出品の一つとなっていたが、総督府は、その品質の改善、規格の統一を図るため、明治四十四年五月府令第四十一号帽子検査規則

を制定した。輸移出品の検査を施行した。また大正四年以降、帽子同業組合、同組合聯合会が組織され、営業上の弊害除去、品質の向上に努力した結果、数量・価額ともに増加した。昭和十五年中の輸移出高は五百四十三万個、五百七万円（うち輸出高は三百四十四万個、三百四十万円）であった。帽子の種類は紙帽、楡帽、大甲帽、林投帽その他であったが、紙帽にセルロイドを引いた模造バナマが内外市場に好評を博した。

第九節 鋳 業

一 概 況

台湾における鋳物の分布状況をみると、金属鋳物は極北部から東部に限られ、石炭は北部を主とし、石油は北部および南部に生産する。明治二十九年九月律令第六号台湾鋳業規則の制定以来、総督府の指導助成と業者の不断の努力により、逐年発展を遂げた。昭和十九年一月現在の鋳区数一千四百四十七、面積四億三千三百八十五万余坪で、同年中の鋳産総額は六千三百二十四万余円に及び、そのうち産額の最も多いのは石炭の四千二十九万余円で、総額の六四%を占めていた。昭和十九年に採掘中のおもな鋳物は台北州下金瓜石鋳山の金、銅鋳、平林鋳山の水銀鋳、新竹および台南州下海岸および河川流域のシルコン石、モナズ石、台北州および新竹州下の石炭、新竹州および台南州下の石油および天然ガス、花蓮港庁下豊田鋳山の石綿、台北州下粉鳥林の雲母、同北投および

草山地域のいおう等であった。

台湾総督府が実施したおもな調査は、鋳物および地質調査、金属鋳床調査、石炭調査、油田調査、工業原料鋳物調査等、主要な地下資源の調査などであり、また新鋳床の開発に関しては、銅、水銀、石綿、雲母など主要鋳物には採鋳奨励金、石炭には新坑開発助成金、石油には試掘補助金を交付し、また石炭買取価格補償金の交付、銅および石炭の増産促進を目的とする特別価格補償金制度を実施する等、予算的措置を講じて産額の増加に努めた。特に日華事変以後、重要鋳物の増産を確保するため、昭和十三年八月律令第九号台湾重要鋳物増産令および昭和十三年三月法律第三十一号石油資源開発法を施行し、さらに石炭および石油の需給調整に関しては、昭和十九年四月律令第十六号台湾石炭配給統制令、昭和十六年十月府令第五百十八号石炭配給調整規則、コークス配給統制規則、石油販売取締規則および特殊石油配給統制規則などを公布し、鋳務行政の遂行に万全を期した。

二 金属鋳業

1 金 台湾の採掘金山は台北州下の金瓜石および瑞芳の二つであった。金瓜石鋳山は日本鋳業株式会社を経営にかかり、昭和十四年第三期精練設備の完成後は、鋳石の処理能力月三万九千トン、産金量年二十五トンに達し、さらに第四期拡張の完成を目前にして、政府の産業政策の変更により、その能力を発揮せずに終わった。瑞芳金山は台陽鋳業株式会社の経営にかかり、昭和十二年には年産一・八トンに達した。これら両金山に対しては、

総督府は早くから技術上の指導監督のほか、探鉱奨励金、精練設備の助成金、鑿岩工養成補助金、産金割増金を交付し、増産を促進してきたが、昭和十八年以降事業を縮小し、資材労力の大半を金瓜石鉱山の銅、石炭鉱山に転用した。

2 砂金 砂金採取地域は、主として基隆川の流域ならびに東部海岸、タッキリ溪、大濁水溪等の流域であった。昭和十三年の産額は百四十七トンに上った。昭和十四年には、台湾拓殖株式会社と日本産金振興株式会社の共同出資による台湾産金株式会社の設立をみ、総督府も、タッキリ溪上流、大濁水溪上流および西部霧社濁水溪上流蕃地において大規模な砂金の試掘調査ならびに採取を開始した。

3 銅 台湾で銅鉱を産出するのは日本鉱業株式会社経営の金瓜石鉱山のみであり、極力計画増産の達成に努めた結果、昭和十八年には純銅五千三百トンの最高額を示した。

4 水銀 台湾の水銀鉱山は、台北州基隆郡平溪庄平林地内の日本鉱業株式会社経営の平林鉱山のみといつてよいが、長く採掘を休んでいた。戦争のため特別の助成をうけ、昭和十九年には約一トンの生産をみた。

5 砂鉄 砂鉄鉱床中採掘に堪えるものは、前田鋼業株式会社経営の基隆郡金山庄および吉田純造経営の淡水郡八里庄海岸区域の二つであり、昭和十九年度の産量は三千七百トンであった。

6 マンガン鉱 マンガン鉱の産出地域は台北州蘇澳郡の砂田隣太郎経営の西帽山地内であり、埋蔵量は豊富であるが、品位が低く、三五%以下であった。地表に近い良質の分を採取し、マッチ、高級ガラス用に供してい

た。

7 ジルコンおよびモナズ石 ジルコンおよびモナズ石は、主として新竹州および台南州に相当豊富に埋蔵されていたが、昭和十七年度以降、台湾稀元素株式会社および国安産業株式会社をしてこの開発に当らしめた。会社は採鉱の上、ジルコン石は九〇%程度の品位に選鉱して内地に送り、モナズ石は稀元素株式会社で化学処理を行い、トリウム、セリウム、ネオジウム等を製出した。昭和十九年中の生産実績はジルコン十四万七千トン、モナズ石二千トンであった。

三 石炭鉱業

台湾の石炭は本島北端から新竹州下の大安溪にわたる地域に分布し、その埋蔵量は四億トンといわれる。昭和十九年現在採掘中のものはいわゆる北部炭田であり、台北州基隆郡および台北市を中心として分散し、生産総額の九割を占めていた。台湾炭の炭系は上中下の三系から成り、各炭系はそれぞれ数層をなし、炭層は概して薄く、しかも地殻の変動により傾斜または膨縮を伴うものが多く、炭質は基隆郡下猴洞および武丹坑付近のものは火山作用により炭化を促進され、局部的に無煙炭となったものもあったが、その他はすべて瀝青炭または褐炭であった。台湾炭を代表するものは中部の炭系で、紫炭と言われ、黒色ないし黒かつ色で、一般汽罐用の燃料に適し、また下部炭系のは油炭と称し、漆黒色で粘結性強く、精練用コークスの原料に供せられた。上部炭系のもの

第十八表 石炭需給実績 (昭和14~19年) (単位 千トン)

区 分	昭和14年度	15	16	17	18	19	
供給	前年度から繰越産入	118	209	291	543	337	293
	生輸 (鴻基無煙炭)	2,616	2,826	2,787	2,310	2,323	1,661
	計	8	6	5	11	4	—
		2,743	3,043	3,084	2,866	2,665	1,955
需要	島内消費	1,004	1,241	1,666	1,738	1,715	1,229
	船舶燃料	945	829	486	352	366	315
	移出	254	282	36	172	4	—
	輸出	328	397	351	265	285	93
	翌年度へ繰越計	209	291	543	337	293	317
		2,743	3,043	3,084	2,866	2,665	1,955

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。

は黒色を呈し、埋れ木に類するもので、重要な用途には使われないが、総じて炭質がもろく、いおう分が多い欠点があるが、灰分が少なく揮発分が多く、火付きの良いのを特色とした。

台湾炭の採掘はオランダ人の来島とともに始まるが、領台当時は、台湾北部のいくつかの炭山で採掘されていたにすぎなかった。明治二十九年台湾鉱業規則の公布以来、石炭の採掘に着目する者がにわか増加し、さらに第一次欧州大戦を契機として、従来の小規模経営は漸次機械化され、生産もまた増加した。

大正五年には初めて台湾石炭の自給が講ぜられ、さらに島内産業の興隆と南支および南洋の需要増加に刺激されて、本島の炭業はますます活況を呈し、昭和二年の生産高は百八十五万トンに達したが、台湾炭はその大半を輸出していたため、世界的不況の影響を受けることはなほだしく、その後、産額は激減した。

しかるに、台湾における交通運輸の整備、生産力拡充に伴ない、昭和八年以降、石炭の需要は著しく増加し、昭和十二年の

生産高は二百八十三万トンにも達した。戦争の拡大、ことに太平洋戦争の進展に伴ない、日滿支および南方共栄圏を一体とする石炭需給計画に基づき、内地の需要充足に貢献するとともに、地理的ならびに経済的事情から、従来の仕向地である中、南支のほか、南洋諸地域の緊急需要に対しても、台湾がその供給を担当することとなった。こうした事情のもとに、昭和十六年八月、資本金七百万円をもって台湾石炭株式会社設立をみた。同会社は石炭配給統制規則に基づいて石炭の買入れ、販売、輸移出を一元的に行うほか、石炭鉱業に対する投融资、石炭山の調査設計ならびに探鉱の受託、炭鉱機械器具その他資材の売買ならびに賃貸、石炭鉱業の経営、石炭の需給調整、適正価格の保持など、石炭の増産と配給統制に関する業務を営んだ。なお、総督府が増産奨励金、炭鉱設備の改善助成金、新坑開発助成金、生産費補償金などを支出して、これを奨励したことはもとよりであった。

四 石油鉱業

台湾の予想油田地域は全島の過半を占め、油質が優良な上に、石油層と密接な関係にある天然ガスの噴出地域もまたきわめて広範にわたり、その噴出量も多大で、熱源として、あるいは人造石油、カーボンブラックその他重要化学用原料として利用され、その油田価値は時とともに増大する有様であった。近年、台湾の石油鉱業はすべて帝国石油株式会社の経営に移り、採掘中の地域は新竹、台南の兩州下で、原油は主として新竹州下の出磺坑で生産され、台南州下の凍子脚および竹頭崎でも少量の生産をみた。

石油鉱業に関する法令にはすでに明治二十九年の台湾鉱業規則があったが、石油の供給確保を目的として、昭和九年内地に石油業法（昭和九・六 法律第二六号）が公布され、これに伴ない台湾にも同法の施行をみた（昭和九・七 府令第五七号）。石油試掘に対しては、総督府は明治四十二年度以降補助金を交付してきたが、昭和九年度以降その年額を三十万円に増加し、昭和十一年度以降の四カ年計画においては、予算総額三百六十一万円、同十五年度以降の二カ年計画においては、総額百四十万円をもって深掘井試掘を助成した。日華事変以後の石油需要の増大に応じて、浅掘井試掘に対しても補助金を交付し、昭和十三年度以降の三カ年計画においては総額二百八十万円、昭和十五年度以降の二カ年計画においては百四十万円を助成した。しかしながら、その生産高は台湾島内の需要を満たしうるにはなお遠く、燈油、軽油、機械油および重油の大部分を内地に依存していた。

五 地下資源調査

台湾における地下資源調査は、領台直後の明治二十九年から一般調査、同三十八年から部門別調査を開始し、明治四十二年には、殖産局鉱務課に特に地質調査と土性調査の二係（後者は、明治四十五年農事試験場に移管）を設けて実施した。石油については、昭和二年以降の四カ年計画、同十年以降の六カ年計画、同十六年以降の六カ年計画をもって調査を行なったが、太平洋戦争の初期において、南方油田地帯が占領下に入ったので、昭和十七年度以来、油田調査を中止し、調査の主眼を石炭にふり向けた。

石炭については、すでに昭和十四年度以降四カ年計画をもって調査を行なってきたが、戦争の拡大に伴ない、途中計画を変更して、製鉄原料炭の調査に重点を置いた。金鉱については、昭和十七年度以降いおう、石灰石の調査を開始し、引続き白雲母、石こう、白土鉱床等の調査を行なってきた。

第十節 水 産

一 概 説

台湾を中心とするおもな漁業は、汽船トロール漁業、機船底引網漁業、まぐろ延縄漁業の遠洋漁業を首位に、沖合漁業として、かじきまぐろ突棒漁業、たい延縄漁業、かつお漁業、採貝漁業、採草漁業（海人草）およびさんご漁業等が行われた。沿岸漁業としては、そうだがつお定置漁業、いわし焚寄網漁業、ぼら旋網漁業および雑魚流網漁業等があった。台湾近海の東部一帯、日本海流の流過区域は、かつお、そうだがつお、まぐろ、かじき類の漁場とされ、北方彭佳嶼から長崎県下の五島列島に連なる百ひろ線内のいわゆる支那東海（海棚）は、ぐち、しず、えそ、たち等の底魚の漁場で、隣接南支那海およびトンキン湾方面は、れんこだい、ちだい、あかまつだい、えそ等の底引漁場とされ、また南支那海およびフィリピン以南の南方海区は、まぐろ、かじき、ふか、かつお等の浮魚の好漁場として、いずれも台湾漁船によって開拓されていた。

第十九表 水産総額

区分	昭和16年度		17		18	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
漁撈	キログラム 135,431	千円 38,647	キログラム 55,166	千円 31,476	キログラム 26,729	千円 22,583
養殖	19,941	9,772	23,374	11,854	9,913	9,604
製造	—	6,293	—	7,769	—	10,405
計	—	54,713	—	51,100	—	42,594

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。単位未満切捨。

第二十表 水産貿易 (単位 千円)

区分	昭和16	17	18	主要品別		
				品名	数量	金額
貿易総額	31,970	17,413	6,617			
輸入額	854	2,051	482	乾魚	トン	92
					鮮魚	38
移入額	22,637	13,605	5,129	すりほ	トン	161
					いすほ	199
輸出額	3,877	1,055	708	ふかひ	トン	544
					魚貝類	96
移出額	4,600	681	296	海貝	トン	107
					さ	42
入超額	15,013	22,979	4,607	草殻	トン	39
					ん	3

備考：同上。

台湾の西部海岸には干がたが多く、古くから養殖業が盛んに行われ、その養魚池面積は塩淡水計三万甲歩に及び、なお未開発適地の面積はおよそ一万余甲歩を存していた。養殖業のおもなものはサバヒ、レンヒ、ツアウヒ、ケンヒ、うしえび、うなぎ、すっぽん等であって、昭和十八年の生産高は九百六十余万円に達した。次に水産製造方面につ

第二十一表 水産業者 (単位 人)

区分	昭和16年	17	18
専業	49,003	48,199	46,207
兼業	64,887	69,936	67,208
計	113,890	118,135	113,415

備考：同上。

第二十二表 漁船の種類別隻数 (単位 隻)

区分	昭和16年	17	18
汽船	8	8	8
発動機船	1,498	1,499	1,422
動力を有しないもの	4,291	5,907	5,582
竹いかだ	7,200	7,744	8,888
計	12,997	15,158	15,900

備考：同上。

第二十三表 水産物生産額 (大正8～昭和16年) (単位 千円)

年次	漁撈	製造	養殖	計
大正8	5,057	1,424	2,422	8,904
" 12	9,030	3,303	1,943	14,277
昭和1	10,225	2,822	3,326	16,374
" 3	12,670	2,706	3,401	18,778
" 7	9,197	1,545	3,130	13,873
" 11	14,934	2,500	4,207	21,641
" 12	14,513	2,324	4,545	21,382
" 13	15,670	2,358	5,525	23,554
" 14	25,183	3,328	6,582	35,093
" 15	38,894	6,719	6,644	52,258
" 16	38,647	6,293	9,772	54,713

備考：『台湾総督府第46統計書』(昭和17年)および大蔵省管理局『台湾に関する統計』その他による。

いてみると、かつおぶし、ちくわ、かまぼこ、ふかのひれ、からすみ等の在来製品のほか、新たに輸出向けまくろ油漬かん詰、かつおケチャップかん詰の製造、軍需向けかつお、さばかん詰の製造および一般消費向けふか肉利用フィッシュソーセージ等が漸次盛んになりつつあった。また皮革資源充足のため、台湾近海に豊富なるふかのなめしがわの工業化を図り、年産二十万枚の製革工場が建設された。昭和十八年中の水産製造高は千四十余万円

に上り、逐年増加していた。

二 水産行政

1 水産奨励 その(一)は海洋漁業奨励で母船建造費補助、漁船建造補助、漁業改善施設補助、漁業組合補助、試験出漁船補助、講習会講話会補助、指導員補助。(二)は漁業共同施設奨励。(三)は製氷冷蔵庫建設補助、水産加工設備補助のごとき水産物冷蔵加工奨励。(四)は鯉苗養成所と鯉苗奨励。(五)は鱈皮増産奨励。(六)は水産皮革検査員設置費補助。(七)は澎湖島振興水産奨励。(八)は水難救助事業補助であった。

2 漁業移民奨励事業。3 水産用資材および水産物の配給統制。4 普通漁業会、特別漁業会、州庁水産業会、台湾水産業会のごとき水産団体の指導。5 水産講習所設立のごとき方法による水産実務教育の普及充実。

総督府の水産試験機関は、明治四十三年に水産試験費の計上をみ、試験船凌海丸を建造し、近海の漁業試験ならびに海洋調査を実施したのに始まり、大正二年、新竹州桃園郡に淡水養殖試験所を、また澎湖島馬公に重要貝類養殖試験所を設置した。大正七年後者を廃止し、台南市に鹹水養殖試験所を置き、さらに大正十二年、台北市基隆市に鯉節製造試験所を設けた。越えて昭和四年、これら分立した機関を整理統合の上、殖産局附属水産試験所を設立し、支場を基隆および台南に置いた。基隆支場は漁撈、製造および海洋調査に関する調査試験をつかさどり、台南支場は淡水および鹹水両水族の養殖試験を分掌し、事業の分野を判然とするとともに、試験機能の発

揮に努めた。さらに昭和六年、凌海丸を廃止して、新たに照南丸(四一七トン、七〇〇馬力)を建造し、同時に、試験機関充実のため職員の増置をはかり、主として南方漁場の調査試験をすることとした。昭和八年、基隆支場を本場に改め、漁撈、製造、海洋調査ならびに庶務の四部をおき、ここに一応の整備をみることとなった。その後、昭和十四年に機構をやや拡張したが、昭和十六年度には予算が經常部に組み替えられ、漁撈、海洋、水産加工、養殖および庶務の四科一課(台南、高雄両支所を設く)をもつ独立機関たる台湾総督府水産試験所が設立された。

第十一節 食糧管理

領有当時の台湾米は、品質は粗悪、収量もまた少なかったため、総督府は早くから品種改良に努めてきたが、大正十一年、内地種米の栽培に成功し(蓬萊米と名付けた)、たまたま内地の米価騰貴、外地米増産奨励の時期に投じたため、台湾米の産額は急速に増加した。台湾米は内地端境期の米の需給、米価調節に役立ってきたが、昭和六年ごろから生産過剰となり、ことに同八年には、内地米の大豊作と不況の影響と相まって、外地米対策が最もやかましくなった(内地では、昭和九年には臨時米穀移入調節法、同十一年には米穀自治管理法を実施)。

台湾の米穀管理は、台湾重要産業の調和的發展と農家経済の安定向上等をはかる目的で、昭和十四年実施した台湾米穀移出管理令(昭和一四・五 律令第五号)にその端を発していた。その後まもなく、米穀事情の変化に際

し、移出米のみならず、島内消費米をも政府の管理下に置く必要を生じ、昭和十六年十二月、台湾米穀等応急措置令（律令第一二号）を公布し、台湾産米ならびに輸移入米を含む米穀の全般的な管理を実施した。これにより、生産米は自家用米を除き、すべて政府が買い取り管理することとなり、配給部面についても、消費の基準量を定め、切符制度による配給制度を確立した。しかるに、太平洋戦争の進行に伴ない、米穀のみでなく、主要食糧用の生産集荷配給機構を整備強化し、食糧品需給の調節を図る必要を生じ、昭和十八年十二月、台湾食糧管理令（律令第二五号）をもって、生産集荷はすべて農業会に統制させ、昭和十九年一月新たに台湾食糧管理営団を設置して、全島の食糧配給機関とした。しかし戦争の長期化ならびに戦場の近接に伴ない、米穀の生産および供出数量は、ようやく憂慮すべき状態になったので、昭和十九年七月二十八日閣議の決定により、米穀等の増産および供出奨励に関する特別措置を講ずることとなり、昭和十九年第一期作米からこれを実施した。その措置の要点は、(イ)割当供出量は稲の作付前に定める、(ロ)割当供出量は部落の共同責任にて生産供出する、(ハ)供出量の割当は食糧需給計画上の所要量を基礎とする、(ニ)一定量以上の供出に対しては一定の奨励金および報償金を交付すること、等であった。ただし、この措置は、昭和二十年の産米以降、内地同様廃止することとなったが、米穀の生産事情はようやく台湾自体の需要をも満たせぬ恐れを生じたので、昭和二十年の第二期作米以降、米穀の生産ならびに供出確保対策を立て、供出量二百二十一万一千石の割当を行なった。主要食糧の管理令によって管理の対象となつた米穀以外の食糧は、さつまいも、切干しさつまいも、およびその他の食糧（麦類、雑穀、穀粉、でんぶん、じゃがいも、キャッサバと、さつまいも、じゃがいも、キャッサバの加工品たる食糧およびめん類）と規定して

第二十四表 米穀基準消費量（2分つき）（単位 グラム）

年齢別 (数え年)	米作者	普通人	重労働者	軽労働者	妊婦
1 ~ 4歳	130	130			
5 ~ 9	230	230			
10 ~ 13	340	340			
14 ~ 25	} 520	390	} 520	} 390	} 390
26 ~ 65		330			
66歳以上	260	260	390		

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。昭和16年12月から昭和20年終戦まで。

第二十五表 昭和十九年度米穀需給実績（単位 石）

供 給		需 要		
昭和18年11月米穀現在高	434,544	輸移出高	内地	925,773
" 第2期作米実収高	4,056,176		沖繩	233,756
" 19年第1期作米実収高	3,887,430		南支	21,598
精麦(米粉)	4,527		南方諸方面	525
干めん	11,495		次年度へ繰越米	595,267
さつまいも	216,079	特殊用米	663,779	
計	8,610,251	差引消費高	飯米用	5,896,131
			種もみ用	195,756
			酒造用	77,566

備考：同上。

が、いも、キャッサバと、さつまいも、じゃがいも、キャッサバの加工品たる食糧およびめん類）と規定していた。総督府が直接買入れ、売渡しをなしたものは小麦、さつまいもであり、他は食糧営団等を通じて配給を行なった。小麦は総督府から直接台湾製粉組合に売り渡し、さつまいもおよび切干しさつまいもは、米穀との代替に必要な限度において政府管理を実施し、雑穀、でんぶんおよびめん類、干めんは政府において買上げをせず、食糧営団をして取り扱われ、その配給

は政府の指示によることとなし、その他は所属団体の自治統制とした。なお、米穀関係の調査としては、米穀生産費調査、対抗作物収支経済調査、米穀現在高調査、米穀移動調査などを実行していた。

第十二節 交 通

一 道 路

公認道路には指定道路と市街庄道との二種類があり、前者は三千六百八十九キロ余で、基隆から屏東にいたるいわゆる縦貫道路四百六十一キロ余とその他の重要道路三千二百二十八キロ余で、内地の国府県道に相当し、国庫、州または庁費をもって維持、修繕または改築をなし、後者は内地の市町村道に当り、一万三千五百九十四キロ余で、その道路費は市街庄または地方民の負担であった。指定道路中重要な路線または市道の改善工事費は、国庫から補助し、街庄道には、地方費から補助した。領台後昭和十九年までに支出した道路費は、国庫五千八百余万円、地方費五千六百余万円であった。

1 道路の改良は、台北・新竹界間の高級舗装および高雄・台南間、高雄・屏東間の高級舗装などであった。

2 改修工事の目的である新店・礁溪間の道路は台湾一周幹線道路の一部であり、蘭陽二郡と台北市とを連絡する最短路であつて、行政上産業上きわめて重要なもので、延長六十キロメートル、幅六メートルであった。

3 花蓮港・台東道路の橋梁架設工事 本島道路網の最大幹線たる台湾一周道路の一部をなす花蓮港・台東間百七十二キロメートルに存在する大中橋梁の架設は、昭和十五年度から八カ年継続事業として、総予算三百四十二万円をもって工事に着手したが、戦局の急迫により、一部の完成をみただけで中止した。

4 中部横断道路の開削 台湾の西部と東部とを連絡する道路は、台湾の最北または最南にあるのみであったので、中央、能高越えの自動車道を新設することとし、昭和十六年度から工事に着手した。総予算九百二十六万七千余円であった。

5 重要指定道路の改修 昭和五年度から昭和十九年度まで十五カ年間に国庫の支出した補助金は総額八百三十三万余円で、改修道路の延長は一千九百余キロメートルに達した。

6 屏東・台東道路の工事 この道路もまた台湾の東西を連絡するものであり、昭和十九年度中に完成する予定で、予算一千百六十九万円にて着手した。高雄州屏東郡蕃地サンテイモンを起点とし、能高山の鞍部千六百八十二メートルの箇所を横断して台東庁に入り、知本溪に沿い、台東郡卑南庄知本に至る延長百二十キロメートルの自動車道路であった。

二 港 湾

台南は、その面積三万五千九百七十四平方キロメートル、その海岸線延長千五百六十六キロメートルで、陸地

面積一平方キロメートルに対し、海岸線の延長は〇・〇〇四三キロメートルにすぎず、海岸線は単調で、自然の良港はきわめて少ない。領台以前の港湾は、天然の海浜または河口を利用した程度のものにすぎなかった。この欠陥を補うため、北端の基隆と南方高雄の両築港工事は古くから着手され、また東部の花蓮港築港は、昭和六年から着手し、昭和十四年から汽船の出入が可能となったが、以上の三港工事は真の完成には至らなかった。さらに、昭和十二年度からは西部台湾の中央に新高港の築港工事を起し、この商港工事に付随して、昭和十五年には新高港内の漁港、昭和十六年には新高港に隣接する工業港の築港工事を起工した。蘇澳、新港および馬公の漁港と海口の船溜工事はすでに完成していたが、蘇澳では、さらに昭和十六年から一般船貨連絡の用に供する港の修築に着手していた。運河は、安平・台南間に一条ある以外は、既設商港内の付属物たる小運河だけであった。

1 基隆築港 基隆築港工事は、明治三十二年第一期工事に着手して以来、昭和二十一年度の落成期をもって継続年数四十八年となり、その総予算額は四千六百八十六万三千余円に達した。明治三十五年第一期工事が完成し、以後工事の進行に伴って漸次大型船の出入がひんばんとなり、昭和十九年には岸壁および棧橋浮標に一万トン級以下二十五隻を係留することができた。なお自錨または変則的方法によれば、ほかに数隻を収容することもできた。また機帆船などの船溜設備、荷役設備、ドック等も完備し、近代の港湾としての機能を果した。

2 高雄築港 高雄の築港工事は、明治四十一年工事に着手して以来、昭和二十二年度の完工期までに継続四十一年となり、その総予算額は九千八百三万八千円に上った。明治四十三年初めて内港に汽船の出入を許し、以

来、工事の進行に伴って漸次大型船の出入ひんばんとなり、昭和十九年には岸壁および棧橋浮標において一万トン級以下三十四隻を係留することができた。はしけ船その他小型船の係留地ならびに上屋、倉庫、荷役機等の海陸連絡設備もまた大いに改善された。

3 花蓮港築港 花蓮港の築港工事は、昭和六年以降七カ年継続事業、総予算七百四十二万九千余円をもって工事に着手した。その後、財政上予算額を七百十九万四千円に縮減、完工期を同十四年度まで延長したが、同年中途に船舶の入港が可能となり、開港した。さらに昭和十五年度以降、総予算四百八十四万余円で拡張工事を継続し、同二十二年完工の予定であったが、戦争末期には空襲による沈没船のため、大型船舶の接岸が困難となった。

4 新高商港築港 台湾西側の中部地方は台湾農産物の中心地であるばかりでなく、近くに豊富な労働力と百数十万キロワットの未開発電源を持ち、工業地帯としても有利な条件を備えていた。日華事変以後、台湾工業化の要請に応じて、台中州大甲郡下の海浜に一大商港を築くこととなり、昭和十四年度以降四カ年継続事業、総予算千五百万円（公債支弁）をもって第一期工事に着手し、昭和十八年度以降三カ年継続事業、総予算一千五百五十万円をもって第二期工事を施行したが、昭和十九年八月、戦局の急迫により工事を中止するのやむなきに至った。

新高商港の築造に関連し、隣接地に工業港の築造計画を進め、昭和十六年度以降五カ年継続事業として、予算四百九十二万円をもって商港南防波堤外の海岸に築造中であったが、商港築港工事の中絶に伴ない、本工事もまた中止された。また、昭和十五年度以降二カ年継続事業として、予算百十万円をもって着手した小型漁船溜用築

港は昭和十七年度に完成をみた。

5 蘇澳港修築 昭和十六年度以降三カ年継続事業として、総予算百七十四万円をもって工事に着手したが、昭和十九年度に、資材労力の不足等のため工事を中止した。また、蘇澳の漁港は国庫予算六十六万円、大正十年度から二カ年継続事業として修築に着手し、二回繰延べの上、同十三年度に完工した。

6 大型ドック 昭和十二年度以降五カ年継続事業、予算四百三十七万円をもって、基隆港内社寮島に艦船一万トン級の乾式ドックを築造、昭和十六年十二月に完成した。その設備は、総督府から台湾船渠株式会社に貸し付け、同社が経営していた。

7 安平港築港 安平港は、昭和十年度以降三カ年継続事業、予算七十七万円をもって工事に着手し、昭和十三年三月完成した。

8 新港漁港 昭和五年度以降二カ年継続事業、予算八十四万円をもって修築に着手し、一時中止したが、昭和七年度に完成した。

9 海口船溜 高雄港以南にある唯一の小型船避難港であり、大正十一年度に築造し、昭和三年度に工事費二十二万円をもって砂防堤を築いた。

10 馬公港 昭和十二年度以降三カ年継続事業、予算八十五万円をもって、汽船、大小漁船、その他雑用船の係留場および付属設備の工事を開始し、十四年度に完成した。

三 鉄道および自動車交通

台湾の地勢は、南北に縦走する中央山脈により東西に平野をわかっているが、その鉄道網は国有鉄道を基幹として、おもに西部地方に発達し、東部地方の鉄道は、島内全延長の二〇パーセントに足りない状態であった。国有鉄道のほかに、ごく一部の私設鉄道があるばかりであった。その軌幅は、国有鉄道（台東線は軌幅〇・七六二メートル）において一・〇六七メートル、他は〇・七六二メートルであった。台湾島内の交通は、主として鉄道によって維持されていたが、私設鉄道は、製糖会社がさつまいも運搬専用線を副業的に一般旅客の輸送に充てていたものであり、その施設も簡易で、一般交通機関としては有力なものではなかった。

1 国有鉄道 国有鉄道は領台前清国政府によって建設された基隆・新竹間百キロメートル余の鉄道を、明治二十八年日清媾和条約の結果接収したのに端を発し、領台当初は既設線を改修して運営するにすぎなかったが、政府はまもなく鉄道政策を樹立し、交通網の完成に向かって着々その歩を進め、まず縦貫線を全通させ、次いで幾多の分岐線ならびに東部鉄道の開通を図った。昭和十九年の線路総延長は一万六千二百四十九キロメートルで、その内訳は本線一万一千五百六十五キロメートル、側線四千六百八十四キロメートルであった。なお、トンネルの総延長は十八・一キロメートル、橋梁の総延長は三十三・九キロメートルであった。

(イ)縦貫線および台中線 明治四十一年四月に全線の開通をみた。初めは竹南から苗栗、台中を経て王田に至る

いわゆる山線(台中線)であったが、その後大正十一年十一月、竹南から分れ大甲、清水を経て王田に達する海岸線の完工と同時に、これを縦貫本線(延長四百八・五キロメートル)とし、前記山線を縦貫線から区別して台中線(延長九十一・四キロメートル)と改称した。(ロ)淡水線 台北から淡水に至る延長二十二・四キロメートルであった。縦貫線建設改良工事の材料運搬線として、明治三十四年八月完成開通した。(ハ)潮州線 高雄から鳳山、九曲堂、屏東、社辺を経て佳冬に達する線と、社辺から分岐して東港に達する線を称した。そのうち高雄・九曲堂間は縦貫線建設工事の一部として、明治四十年九月に完工開通し、九曲堂・屏東間は大正二年十二月、屏東・溪州間は大正十二年それぞれ開通し、その後昭和十五年八月、溪州・佳冬間および社辺・東港間が開通した。その延長は七十一・二キロメートルであった。(ニ)宜蘭線 基隆から八堵を経て蘇澳に至る延長九十八・七キロメートルであり、大正十三年十二月に開通し、東西連絡に便した。(ホ)台東線 花蓮港から台東に至る台湾東部唯一の鉄道であつて、花蓮港・玉里間は大正六年に開通し、台東・関山間は大正十一年四月台東拓殖株式会社経営の私設鉄道を買収して営業を開始し、玉里・関山間は大正十五年三月開通し、ここに花蓮港・台東間百七十三キロメートルが全通した。その後昭和十四年九月、花蓮港築港の完成に伴ない、花蓮港・東花蓮港間二・九キロメートルを延長した。(ヘ)集々線 台湾電力株式会社が、日月潭水力電気工事用材料運搬のため敷設した延長二十九・七キロメートルの鉄道を、昭和二年四月、総督府が買収したものであった。(ト)平溪線 台陽鉱業株式会社が運炭用として敷設した十二・九キロメートルの専用鉄道を、昭和四年七月買収したものであった。

第二十六表 私設鉄道概要 (単位 キロメートル)

経 営 者	営業線	専用線	経 営 者	営業線	専用線
台湾製糖株式会社	130.2	592.9	花蓮港木材株式会社	—	6.6
明治製糖株式会社	106.7	445.9	台湾興業株式会社	—	4.2
日糖興業株式会社	253.4	706.5	益興炭鉱株式会社	—	9.2
塩水港製糖株式会社	52.2	323.3	南日本塩業株式会社	—	50.2
台北鉄道株式会社	10.4	—	台湾電力株式会社	—	0.7
台湾交通株式会社	13.1	—	嘉南大圳水利組合	—	7.2
台湾拓殖株式会社	95.6	16.7	台湾化成工業株式会社	—	1.3
日本鉱業株式会社	12.3	1.7	浅野セメント株式会社	—	0.9
基隆炭鉱株式会社	—	0.6	張 総 明	—	3.7
台陽興業株式会社	—	3.9	台拓化学工業株式会社	—	4.5
三五公司源成農場	—	21.5	合 計	673.9	2,351.5

備考：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』(台湾篇)により作成。

以上は交通局所属の国有鉄道である。このほかに、総督府営林所の管理する阿里山鉄道、太平山鉄道および八仙山鉄道の三鉄道があつたが、昭和十七年九月一日から、斫伐事業とともに、台湾拓殖株式会社に移管された。これらは阿里山、太平山、八仙山における国营斫伐事業の付属運搬施設として敷設されたものであつたが、一部の一般営業または旅客の便乗、貨物の託送にも応じて、山地開発に貢献した。

2 私設鉄道 台湾私設鉄道の計画は、遠く縦貫鉄道の着手以前、明治二十九年に立てられたが、実際に起工されたのは、製糖業の最興隆期である明治二十九年であり、以来糖業の発展とともに、しだいに各製糖地域にその路線を延長した。一般貨客の輸送に当つた営業線は、主として製糖会社のさとうぎび輸送の副業としてなされたものであつたので、国有鉄道の三倍以上に余る専用線に対し、営業キロ程はわずかにその五分の一程度にすぎなかつた。私設鉄道の営業線中、純鉄

道会社の経営するのは、台北鉄道会社、台湾交通会社経営の二十三・五キロメートルを数えるのみであり、これに対しては、台湾私設鉄道補助法（大正一一・三 法律第二四号）によって補助金が交付されていた。

3 私設軌道 台湾の私設軌道は、俗にトロとよぶ人力による軌道であった。その起源は古く、領台直後軍需品輸送の目的で敷設された軍用軌道にその端を発し、簡便で施設費が低廉なため、各地に敷設された。また製糖会社によっても、さとうきび運搬用として広く敷設された。大正四年度には延長千六百キロメートルにも達したが、昭和年間には道路の整備、自動車交通の発達するにつれ、しだいに減少した。

4 自動車交通 台湾の自動車交通事業は大正初期に始まり、僅々十数年の間に、道路の整備、自動車工業の発達に伴ない、急速に発達した。自動車交通事業には官営と民営とがあった。官営自動車には乗合自動車、貨物自動車があり、昭和二十年度現在の営業キロ程五百九十八キロメートル、走行キロ数三千七百六十四キロメートルであった。

四 航 空

台湾の航空事業はきわめて近年のことで、昭和五年ごろから、交通局通信部では内台航空連絡に関する調査と準備を進め、昭和六年および九年の両回にわたり、大日本航空輸送株式会社に命じて試験飛行を実施させ、昭和十一年一月から福岡・台北間一週三往復の内台定期航空を開始した。以来、利用者の急激な増加に応じ、また国

際航空路の根幹としての使命に応じて、昭和十三年四月施設を改善し、太平洋戦争直前までは大型陸上機を使用して、毎日一往復の運航を行なったが、十八年九月、航空機、乗員ともに徴用され、軍の命令航空となった。他方、島内定期航空は、昭和十一年から大日本航空輸送株式会社の経営により、台北・花蓮港間および台北・高雄間の二線、また同十二年から台南・馬公間郵便航空を開設したが、十三年四月から台南・馬公線の旅客運送を実施し、さらに十五年度には本線をも毎日便とした。

次に対外航空は、戦線と占領地域の拡大に伴なって、南支・南方への中継地として重要となり、台北・カントンは線は十五年四月から、カントン・ハノイ経由の台北・バンコック線は同年六月から、ともに大日本航空株式会社の経営により開設され、大型陸上機を使用して、前者は毎日便、後者は一週一往復の航空が開始された。台湾には台北飛行場、宜蘭飛行場、台中飛行場、台南永康庄飛行場、台南帰仁庄飛行場、台東飛行場、淡水飛行場があり、台北には飛行機修理工場があった。また台湾の航空保安施設としては、航空無線通信施設、航空無線嚮導施設（航空無線標識局、航空無線羅針所）、航空路照明施設（飛行場照明施設、航空路標識燈、航空燈台）があった。なお台湾には、民間航空の総合団体として、昭和九年九月設立の財団法人台湾航空協会があった。この協会は台湾国防義会航空部の改組されたものであり、航空国防思想の普及、民間航空の開発指導を目的とし、操縦技術の指導訓練また滑空機の製作、普及などの任に当たってきた。

五 海 運

台湾は内地、南支、南洋と密接な経済関係をもち、交通・貿易上、海運の発達にまつものが多く、政府も、領台以来、常に海運業の保護奨励に力を注いだ。また一面、近年における台湾産業の発達に伴う貿易の振興と相まって、台湾の海運は躍進的な発達をとげ、昭和十五年中に島内主要貿易港に入港した汽船は四千八百五十隻、千九百万九千八百三十三トンを算した。そして昭和十六年度における台湾関係の定期航路は四十七線、就航船舶百四十四隻、うち自由航路は二十五線、就航船舶九十一隻（台湾に起点または終点を有するもの十四線、三十九隻、単に寄港するもの十一線、五十二隻）、命令航路は二十二線、使用船舶四十隻を算したが、十七年度においては、同年三月戦時海運管理令（勅令第二三五号）の公布により、国内船舶は、特殊航路の就航船を除き、全部国家管理となったため、同年五月以降、台湾沿岸航路六線七隻および台湾・海南島航路一線一隻を残し、他はすべて廃止された。かくして台湾の海運は情勢を一変し、以後、台湾沿岸の海上輸送は、右命令航路線ならびに小型汽船および機帆船の総合的統制運営により、また台湾輸出入物資の海上輸送は、おおむね前記国家管理に属する船舶および軍船などにより実施されることとなった。領台後の命令航路に対する補助金は、実に四千九百二十万円に達した。

1 命令航路

領台当時は、陸海軍の御用船が内台間の輸送に当たっていたが、民政の施行と同時に、内地の回船業者が一時に殺到し、やや利便を与えたが、汽船の発着が不定で、交通上の不便が少なくなかったため、明治二十九年五月、大阪商船会社に対し補助金年額六万円を下付して、内台間に毎月三回の定期航路を、また伊万里運輸会社に対し郵便航送料二万二千元を下付して沿岸航路を開かせたのが、台湾命令航路の初めであった。翌三十年には日本郵船会社に基隆・神戸線を、三十二年には大阪商船会社に淡水・ホンコン線を開かせた。以後、海運界には幾多の変遷があったが、しだいに命令航路を拡張して高雄・横浜線、高雄・上海線、福州・ホンコン線、高雄・天津線等の実現をみ、四十五年度には命令定期航路十線、補助金年額九十余万円に達した。しかし、基隆線は当時なお六千トン級の船舶を用い、基隆・神戸間に四昼夜を要した。大正年代に入り、欧州大戦中の船舶の不足によって基隆線の船舶の減少等の事故があったが、一面、事業界および海運界の隆盛に伴ない、逐次南洋線、基隆・ハイフォン線の航路を開き、十四年度から基神線の使用船舶を一万トン級とするなど、命令航路の拡張充実を図った。しかし大戦後の海運界の不況によって、十五年には南洋線の一部を廃止した。その後島内産業の発達、特にバナナの増産により貿易額が激増したので、昭和元年度から高雄・大連間の直行線を開き、同三年同線に替えて台湾・朝鮮・満州線を設け、一方、基隆・神戸線は昭和元年度以降大型船に限り二昼夜航海を実行し、さらに昭和三年八月には大型船六隻をそろえた。なお昭和三年度には基隆・福州線をアモイに延長し、使用船一千トン級を一千五百トン級に改め、基隆・ホンコン線との重複をさげ基隆・ホンコン・ハイフォン線に改めた。その後各国を襲った経済恐慌は深刻をきわめ、その影響はわが国にも及び、台湾総督府の予算も削減のやむなきに至り、昭和七

年度には、各航路補助費は一割の天引を受けた。しかし、鋭意航路の改善充実に努め、比較的台湾と関係の浅いホンコン・ハイフォン線を廃し、基隆・フィリピン線を新設した。その後満州国の独立により、台湾との貿易が増大したので、同国関係諸航路の整理を行い、昭和十年度に大連汽船の高雄・大連線、大阪商船の高雄・清津線を新設し、他方、高雄・天津線を二分して、高雄・上海線と高雄・天津線に変更した。昭和十一年度には、台湾を世界航路の幹線に進出させるため、通信省の命令航路横浜・ロンドン線の船を基隆に寄港させ、一方高雄・横浜線を高雄・東京線に改め、使用船の改善、回数増加を図り、さらに陸軍専用航路としてこの高雄・東京線付属線を新設した。以来、島内産業の発展と非常時景気の反映により、内台向客貨の移動は異常に増進したので、昭和十二年度から、基隆・神戸線の航海回数を増し、隔日航海を実施し、同時に同年度初めから、就航の新船二隻に在来の高速船一隻を加え、多年懸案の冬季二昼夜航海を実現し、また台湾とフィリピンの北部アパリとの直接航路すなわち高雄・アパリ線を新設し、さらに昭和十四年度には日本・バンコック間航路の基隆への定期寄港を開始し、対南洋航路網を充実した。

一方、島内航路は十五年十月以降、花蓮港築港の完成を機会に、基隆・花蓮港連絡線を新設し、両地日発を実施するとともに、従来の沿岸東線を純貨物航路に改め、もっぱら沿岸各港間の物資輸送の円滑を期することとし、なお本土および離れ島間は、別途発動機船をもってたびたびの連絡をとることとした。事変の進展に伴ない内台間の旅客が激増し、基隆・神戸線の輸送力が不十分となったので、この緩和策として、昭和十五年の初めから八

第二十七表 昭和十七年度命令航路一覧

航 路	寄 港 地	使用船数	1カ年航海回数	使用船トン数	補助金額 千円	受 命 者
基隆・神戸線	門 司	3	84	8,000	200	日本郵船
同	同	3	84	8,000	200	大阪商船
高雄・神戸線	基隆, 門司, 時により 大阪に連絡	1	15	8,000	25	日本郵船
同	同	1	15	8,000	25	大阪商船
高雄・東京線	東京, 横浜, 名古屋, 大 阪または神戸, 門司ま たは鹿児島, 基隆, 高雄	2	30	4,000	10	日本郵船
同	同	4	60	4,000	20	大阪商船
基隆・花蓮港線		1	85	700	25	南 日 本 汽 船
蘇澳・花蓮港線		1	250	800	50	同
沿岸東線	起点基隆。寄港地—蘇 澳, 花蓮港, 新港, 高 東, 大阪。終点高雄。	2	55	700	50	同
沿岸西線	起点基隆。寄港地—高 雄, 時により新高, 安 平, 蘇澳, 花蓮港, 東, その他。	1	24	1,000	30	同
高雄・馬公線		1	140	700	184	同
新港・紅頭嶼線	台東, 火烧島	1	50	50	20	同
高雄・大連線	基 隆	4	72	3,000	20	大連汽船
高雄・天津線	基隆, 大連	1	12	2,000	18	東亜海運
高雄・上海線	基 隆	2	48	2,000	95	同
基隆・アモイ線		1	48	2,000	40	同
基隆・スワトウ線	高 雄	1	48	2,000	40	同
基隆・広東線	同	2	48	2,500	80	同
バンコック航路 台湾寄港	基隆または高雄	2	12	5,000	20	大阪商船
台湾・海南島線	基隆, 高雄, 三亜, 海口, 南明島, 広東, 基隆	1	12	2,000	120	東亜海運
基隆・海南島線	同	1	12	2,000	120	南 日 本 汽 船
計		36	—	—	1,392	

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。

千トン級二隻を用いて基隆・神戸線付属線を新設し、同時に対支航路は事変の処理に即応するよう、施設に全面的な改廃を要したため、従来の高雄・上海線および基隆・アモイ線は、ともに福州への寄港をやめ、基隆・ホソコ線、高雄・広東線はこれを基隆・広東線と改め、新たに基隆・スワトウ線および台湾・海南島線を設けた。さらに台湾・満州間については、日満ブロックの強化、生産力の拡充などにより、彼我貿易が飛躍的に発展し、かつ人の往来も累増したので、十五年から高雄・大連線に新造船二隻を増配して、輸送力の強化に努めた。しかるに昭和十六年度に入るや、第二次欧州戦争の影響はしだいに南方諸地方にも波及し、加えて資金の凍結および就航船の相次ぐ徴用等によって情勢は急速に行き詰り、まず同年初、欧州航路の台湾寄港休止を初めとし、基隆・ジャワ線および基隆・フィリピン線の閉鎖、次いで高雄・清津線、高雄・仁川線および基隆・アモイ線の相次ぐ欠航等、全面的に改廃を余儀なくされることとなり、わずか一年間に、命令航路は全く趣を異にしてしまった。昭和十七年五月以降は戦時海運管理令（昭和一七・三 勅令第二三五号）により、台湾沿岸航路線六線、七隻および台湾・海南島航路一線、一隻を残し、他は全部廃止された。

2 造船施設

台湾の造船業は、計画造船開始以前は、台湾船渠株式会社および台湾鉄工所の二工場を除き、ほとんど個人企業で、資本的には弱少であり、施設も不完全であった。よって総督府は、その健全な発達を図るために、昭和十七年十月造船事業法を施行し、従来の個人企業は、昭和十八年十月以降事業の継続を認めないことになった。

第十三節 通信および保険・年金

一 通 信

台湾の郵便事業は、明治三十三年三月、郵便法（法律第五四号）の施行によってその基礎が定まり、以来、道路、自動車、鉄道、航路、空路の整備発達に伴ないますます発達し、制度ならびに施設の内容ともに全く内地と異なるところがなくなった。管内郵便局は、昭和十九年度末に普通局十五、同出張所十六、特定局百七十六、同出張所十六、計二百二十三局を算し、その普及状態は、台湾の総人口を六百七十万とすれば、人口約三万四人に対し一局所をもつ割合となった。昭和十九年度中に取り扱った通常郵便物、小包郵便物は第二十八表のとおりであった。電信については、昭和十九年末、陸上線は七千二百三十一キロメートル、海底線は那覇・淡水線、淡水・川石山線、長崎・台北間第一番線、第二番線、台北・アモイ線などがあり、有線電信取扱局は二百二十一、無線電信所は十二を数えた。

電話については、領台当時の加入者は全島を通じ二千四百三十一にすぎなかったが、昭和十九年末には電話局所数百九十四、加入者数二万五千二百六を数え、市外回線数三百三十四を算した。このほか内地・台湾間、台北・大連間、台北・上海間には無線電話を利用することもできた。昭和十八年度の電話業務の概要は第三十表のとおり

第二十八表 昭和十九年度の通常郵便、小包郵便取扱数

区 分	通常郵便物	小包郵便物
引 受	104,383,111	1,601,693
配 達	102,907,343	1,447,158

備考：前掲『台湾統治概要』による。

第二十九表 電信局所数（昭和19年末）

有線電信局所					無線電信局所						合計	
独立電信局	電信取扱郵便局	電信取扱所	電報取扱所	計	独立固定局	郵便局の付置固定局	独立の海岸局	郵便局の付置海岸局	固定局の分室	無線電取扱所		計
1	171	25	24	221	2	2	2	2	3	1	12	233

備考：同上。

りであった。
放送事業は昭和三年二月から試験放送を開始し、五年二月、台北放送局の開設につき、台南、台中、高雄、嘉義、花蓮港にその開設をみ、社団法人台湾放送協会がその経営に当たった。

二 為替・貯金

為替・貯金は、明治二十九年四月、郵便局の設置とともに始まり、昭和十九年度の為替・貯金の受払は総口数千三百三十二人、総金額十三億六千四百五十一万三千八百六十九円であつて、実にめざましい増進ぶりであつた。昭和十九年中の為替・貯金業務の状況は第三十一表のとおりであつた。

第三十表 電話業務概要
（昭和18年度末現在）

区 分	数 量	
電話取扱所数	194	
電話加入者数	25,206人	
通話数	市内	152,089,285度
	市外	4,365,904度

備考：同上。

第三十一表 昭和十九年度為替・貯金業務状況（単位 千円）

取 扱 別	振替または受入れ		払渡または払戻し	
	口 数	金 額	口 数	金 額
内 国 為 替	1,166,714	105,247	1,077,805	95,233
外 国 為 替	1,602	86	17,679	4,496
郵 便 貯 金	7,127,046	171,499	964,726	86,720
振 替 貯 金	576,511	137,466	283,034	107,183
そ の 他	308,096	253,201	1,578,789	393,377
計	9,179,969	667,501	3,922,033	697,012

備考：前掲『台湾統治概要』により作成。

なお、郵便貯金増加の状況は、昭和十二年度二千七百十萬六千七百四十七円、昭和十三年度三千四百八十三萬八千七百六十四円、昭和十四年度四千四百二十一萬四千九百八十八円、昭和十五年度五千四百九十一萬七千四百二十三円、昭和十六年度七千八百八十八萬八千九百九十六円、昭和十七年度九千四百四十八萬六千八百五十八円であつた。

三 簡易生命保険および郵便年金

昭和十六年四月一日から、台湾にも簡易生命保険ならびに郵便年金の取扱が実施されることになり、従来振替貯金の媒介によつてなされた業務は、内地と同様、直接取扱をなしうることとなった。昭和十九年末の保険件数百九十二萬六千五百五十五件、保険料二百八十三萬五千五百五十円、保険金額五億六千八百八十三萬三千三百四十八円、人口千人に対する加入人員三百四十七人であつた。また郵便年金は、掛金払込中のもの件数五百二十三件、年金額百五十三萬二千七百七円、年金支払中のもの件数四百六十八件、年金額十三萬六千六百九十一円であつた。

第十四節 電 氣

台湾の電気事業は、その發達の初期には、本島西部地方を北部、中部、南部の三主要区域に分け、それぞれ個別に發送電していた。東部地方もまた同様であった。電気事業は官營の電気作業所を基幹とし、地方電気事業者を補助として發展してきたのであるが、西部では、大正八年台湾電力株式会社が設立されて、官營電気事業を引き継ぐことになり、東部においては、昭和十四年東台湾電力興業株式会社が新設され、本島を東西に二分して、両者を中心とする電気事業の整備統合が行われた。かくて、小規模発電を漸次廃して、大規模発電からの変電にかえ、また、送電連絡を緊密にして電力の融通を図るなど、統合による効果の向上につとめ、西部においては、昭和十年日月潭水力電気工事の完成により、同発電所を中心とする十五万四千ボルトの送電幹線を基幹とし、また東部においては、花蓮港工業地帯関係の大電源を基幹として、それぞれ統合を進めた。従来、西部では、台湾電力株式会社の配電区域は他の事業者の区域と重複し、経済的にもきわめて不合理であったので、その整理を目的として、台湾電燈株式会社、台湾合同電気株式会社、恒春電気株式会社および南庄電気商會を台湾電力株式会社に統合した。東部においても、西部にならって配電部門の一元化を図り、東部所在の全配電事業者である台湾合同電気株式会社、台東区域配電関係産業組合および新港・里壠などの組合をすべて花蓮港電気株式会社すなわ

ち後の東部電気株式会社に統合し、さらにこれを東台湾電力興業株式会社、後の東台湾電力株式会社に統合した。ここに台湾の電気事業は東西両地帯に各一事業者をもつこととなったが、さらに昭和十九年両地帯を一括統合し、台湾電力株式会社の一元的經營が実現した。

日月潭および大甲溪発電工事 大正六年、総督府は日月潭を利用し、濁水溪の本流を引き入れ、門牌潭に十万千瓦ワットの発電所を設け、その電力を南北両送電線路により台北および高雄方面に送り、台湾における電力供給の根幹としようとして計画した。これが実施の任に当らしめるため、大正八年八月、政府の電気事業を一千二百万円に評価して現物出資とし、民間から一千八百万円を募集し、資本金三千万円の台湾電力株式会社を創立した。この工事計画は、起工後資金詰りのため、大正十一年一時工事の進行を見合わせ、さらに大正十五年一応工事を打ち切る等の曲折を経たが、昭和三年工事の再興計画をたて、昭和六年外債資金の調達もなり、同年ふたたび工事に着手し、昭和十年予定どおり完成をみた。発電所は日月潭第一発電所で濁水溪を利用し、出力最大十万千瓦ワット、平均五万八千八百キロワット、工事費は決算額で再興前二千六百二十六万円、再興後三千八百三万円、総額六千四百二十九万円であった。再興前の工事費は円貨社債および株式払込金によったが、再興後は工事費の主要部分をドル貨債によった。また大甲溪の開発事業は、台湾における重化学工業の所要電力最大四十五万千瓦ワットの電源を確保し、あわせて治水ならびに水利部面において中部台湾の総合的国土開発に資する目的で、昭和十七年度以降八カ年の継続事業として、国費をもって大甲溪の上流達見地籍に高さ二百メートルのコンクリー

第三十二表 発電水力調査河川一覧

水 系	河 川
淡水河	大嵙崁溪
濁水溪	大嵙崁溪
大甲溪	大安溪
大安溪	頭前溪
頭前溪	北港溪
烏水溪	濁水溪
	南港溪
	清水溪

備考：前掲『台湾統治概要』により作成。

ト堰堤を建設し、三億二千八百立方メートルの流水をたくわえうる貯水地を築造し、別に台湾電力株式会社をして、下流六カ所に発電所を建設せしめようとするものであった。政府事業であるこの貯水池の築造に要する経費は総額一億三千五百万円、内三千五百万円を台湾電力株式会社の受益者負担とし、準備工事として工事関係の鉄道、道路の建設あるいは機械の購入等を実行していたが、太平洋戦争のため工事を中止した。

第三十三表 発電水力調査一覧 (昭和13~17年度)

水 系	河 川
淡水河	南勢溪・北勢溪・基隆河
濁水溪	万有溪・陳耳蘭溪
大南澳溪	北溪・南溪
大濁水溪	北濁水溪・南濁水溪
タツキリ溪	タツキリ溪
花蓮溪	チャカン溪・万里橋溪
秀姑巒溪	タピオ溪
卑南大溪	新武呂溪・カナス
知本溪	知本溪
下淡水溪	楠梓仙溪・筆濃溪
東港溪	隘寮溪
林邊溪	林邊溪

備考：同上。

発電水力調査 水力資源の開発に関する調査は、昭和十一年度以降五カ年継続、予算二十三万三千余円の計画で、第三十二表の河川につき実施した。しかし、右の調査した河川の数は全島河川の半ばにも満たない有様であって、本島

工業振興計画の進行とともに、いよいよ全島にわたる調査を至急行う必要があったので、第三十三表の河川につ

き、十三年度から五カ年計画、予算二十二万三千四百余円で調査を進め、昭和十七年度にこれを完成した。

台湾電力株式会社 参考までに、台湾唯一の電力会社となった台湾電力株式会社の昭和十九年末成績などを、次に掲げておこう。

(1) 資本金等 資本金は一億五千四百八十万円、払込資本金九千六百七十五万円、社債および借入金二億二千八百二十八万五千八百九十円、積立金二千五百二十二万九千八百六十円、利益三千三百三十六万九千八百四十七円、損失二千四百三十八万八千二百三十三円、純利益六百九十七万七千六百十四円で、配当は上期七分、下期六分であった。

(2) 発電設備 水力二十六カ所、設備出力二十六万六千九百四十五キロワット、常時出力十三万二千七百五キロワット、火力九カ所、設備出力五万四千三百四十四キロワット、常時出力四百二十キロワット、予備出力一万八千六百六十四キロワット、補給水力三万五千七百七十キロワット。

(3) 送電設備 回線延長二千四百九十八キロメートル。

(4) 配給設備 一万一千九百三十四キロメートル。

(5) 供給数量 電燈百四十八万九百七十三燈、八万九千六百六十二キロワット、小口電力九千九百十二口、四万七千三百八十六キロワット、大口電力二百四十九口、十九万八千九百九十六キロワット、電熱四万二千五百三十八口、一万八百八十八キロワット、計三十四万六千八百六十二キロワット。

(6) 発電電力量 十億四百四十二万八千七百四十キロワット時。

なお、将来の計画として建設中の発電所および計画中の発電所は、次のとおりであった。霧社発電所 二万キロワット、豊原第一発電所 七万キロワット、天冷発電所 七万キロワット、烏来発電所 二万二千五百キロワット。

第二章 台湾総督府特別会計の財政

第一節 概 説

台湾の特別会計は、わが国の一般会計・特別会計を通じて、おそらく一番ゆとりのあった財政であつたろう。そのゆとりのあつたおもな原因は、非常に勤勉な住民がいたこと、為政者の施策等がよろしきを得たことはもとよりであるが、農産物が非常によくできて台湾の富が急速に向上し、したがって歳入が増したためである。これを具体的にごく概略を述べると、初めは茶がよくできた。内地では年に一度しか葉がつめないのに、台湾ではほとんど一年中葉が新しく出てきて、何度でもつめて、とくに新竹州、台中州あたりの山地の茶は好調であつた。後になつて、印度のアッサム地方から茶の苗木を移植して、魚池方面に植えたところ、さらによい品ができた。次に発達した紅茶、ウーロン茶、包種茶は、欧米人や支那人の愛好品として、支那、ヨーロッパ、アメリカあたりに直接間接に輸出されて、当初の台湾の主要な歳入源となつた。茶に次いで、砂糖、米の産額も漸次増加して、とくに米は内地産米のはざかい期のつなぎとして、年々大約五百万石を移出するに及んで、島民の所得も富

も増してきた。

台湾における主要生産物である茶、砂糖、米等は、いずれも島外消費を目的として生産され、その過半は島外に輸移出された。つまり、台湾の財政は、直接または間接に島外人の負担においてまかなわれた部分がはなはだ多かったのである。

かかる台湾の財政は、領有当初の明治二十八年には日清戦争の臨時軍事費の一部として運営されたが、二十九年にはこれを一般会計に繰り入れ、三十年度に初めて台湾総督府特別会計法(明治三〇・四 法律第二号)が設けられた。その後、三十二年度の二十年財政計画では、三十年度から四十二年度までの十三年間は、一般会計から総額三千七百四十万円の補充金を出して、台湾財政の収支を合わせてゆく予定であった。

しかるに、一方では右の計画に基づく土地調査、専売制度、事業公債法、地方税制等の実施、他方では茶や砂糖などの生産の向上につれて、台湾の歳入額は予期以上に増加した。たまたま日露戦争の開始による内地における財政支出の急増に伴ない、十三年間継続を予定した補充金は、八年間で打切りとなった。すなわち、台湾は明治三十八年度から財政的に内地から独立するに至ったのである。

これを歳入面からみると、総督府特別会計設置から十三年を経た明治四十年度に、早くも同島の歳入は当初の三倍に増大し、さらに十年を経た大正六年度には、その歳入は六倍に増加し、以降十年きざみに、昭和二年度には十二倍に、昭和十二年度には十七倍に、昭和十七年度の予算では三十六倍にと、急激な膨張を示した。これら

第三十四表 台湾総督府特別会計歳入歳出決算額累年一覧表
(単位 千円)

年 度	歳 入			歳 出		
	経 常	臨 時	合 計	経 常	臨 時	合 計
明治30	5,315	5,967	11,283	7,707	2,779	10,487
35	11,876	7,620	19,497	10,972	7,434	18,406
40	28,850	6,445	35,295	19,669	8,040	27,709
大正 1	42,530	17,764	60,295	25,687	21,500	47,188
6	50,355	15,069	65,425	34,473	11,693	46,166
11	81,832	31,588	113,420	68,392	27,953	96,346
昭和 1	96,588	35,189	131,778	69,657	22,282	91,940
2	93,215	45,411	138,626	71,024	30,509	101,533
3	104,377	43,146	147,523	76,921	32,187	109,109
4	107,581	42,659	150,240	82,803	39,491	122,295
5	98,516	31,241	129,757	78,363	31,607	109,970
6	93,352	22,619	115,972	76,646	22,413	99,060
7	96,583	23,720	120,303	74,399	22,840	97,240
8	100,664	30,148	130,812	78,989	23,230	102,220
9	110,614	31,003	141,617	87,268	24,908	112,176
10	123,407	33,141	156,549	94,023	29,920	123,943
11	138,144	37,627	175,771	98,881	35,057	133,938
12	153,455	49,381	202,836	109,274	47,170	156,444
13	176,713	57,103	233,817	120,767	62,639	183,406
14	216,356	72,142	288,498	140,522	76,913	217,435
15	245,853	107,055	352,908	158,808	104,099	262,907
16	265,864	148,360	414,225	169,178	120,530	289,708
17	305,863	193,755	499,618	188,344	184,378	372,723
18	390,665	275,406	666,071	202,652	300,612	503,264
19	480,408	231,134	711,542	268,171	443,371	711,542
(予算) 20 (")	588,801	240,191	828,992	288,624	540,368	828,992

備考：明治30年度から昭和元年度までは大蔵省『明治大正財政史』第19巻、外地財政篇(下)により、昭和2年度から17年度までは大蔵省『大蔵省年報』により、昭和18年度は大蔵省主計局『台湾総督府歳入歳出決定計算書』により、19、20年度は同『台湾総督府歳入歳出予定計算書』により作成した。予算は追加予算を含む。単位未満切捨。

の倍数は、もちろん、貨幣価値の変動を考慮の上修正を要するとしても、台湾歳入の実質価値が、右四十年間に少なくとも十倍に増大していることは事実で、この間の消息を数字によって示せば第三十四表のとおりである。

次に、参考までに台湾経費補充金の予定額と実際額とを対照してみよう（第三十五表）。

台湾総督府特別会計は、その中に別に二つの特別会計をもっていた。一つは台湾官設鉄道用品資金特別会計

で、他の一つは台湾米穀移出管理特別会計である。

台湾官設鉄道用品資金特別会計法は明治三十五年三月法律第十三号で制定され、明治三十五年四月一日に施行された。台湾における鉄道の建設、輸送および改良に要

第三十五表 台湾総督府経費補充金予定額、実際補充額（単位 千円）

年 度	補充予定額	実際補充額
明治29	6,940	6,940
30	5,959	5,959
31	3,984	3,984
32	3,000	3,000
33	2,598	2,598
34	2,386	2,386
35	2,459	2,459
36	2,497	2,459
37	1,496	700
38	1,501	—
39	1,398	—
40	1,227	—
41	1,047	—
42	991	—
計	37,488	30,488

備考：大蔵省主計局、各年度『台湾総督府歳入歳出決定計算書』『同予定計算書』により作成。

する物品の買入れ、貯蔵のため特別の資金勘定を設けたものであり、初年度における資金はわずかに十万円であったが、以後鉄道事業の発達に伴って、漸次総督府特別会計からの繰入れを行い、大正七年度に法律の最高額五十万円に達したので、昭和二年三月本法を改正（法律第五号）して、資金最高額を百万円とした。その後漸次繰入れを増額して、十二年度には法律の最高額百万円に達したので、十五年三月法律第十五号をもってふたたび

これを改正し、資金最高額を二百万円とした。昭和十五年度には二十万円を台湾総督府特別会計から繰り入れ増額し、資金額を百二十万円とし、十七年度には五十万円を増額し、三たび法律の最高額（二百万円）に達し、資金予算は千七百万円に増額した。本法は、十九年二月台湾事業用品資金特別会計法（法律第一三三号）の制定に伴ない廃止された。

台湾米穀移出管理特別会計法は昭和十四年三月法律第三十五号で制定され、その主管局として米穀局が設置された。同会計法は昭和十四年三月律令第五号台湾米穀移出管理令の実施と関連するものであって、この移出米管理の目的は、台湾の重要産業の調和的発達ならびに農業経済の安定向上を図るとともに、土地の生産力を高め、台湾特有の農業資源の利用開発を徹底し、台湾産業上の使命を果そうとしたものであった。その運用を円滑にするため、内地と緊密な連絡をとり、一定年間の生産目標をたてて、米穀の生産に計画性を与え、月別の移出計画に基づいて移出をなし、また米の買入れについては、島内各州に設けられた納入組合をしてこれに当らしめた。これによって、昭和十四年産米の内地・朝鮮を通ずる大異変に際しては、よくその急を救い、以来、島内米穀の需給調整を期しつつ移出米の確保に努めてきたが、時局の緊迫に伴なう戦時下の食糧政策に対処するため、極力供出の促進を図り、移出米のみならず、島内消費米および主要食糧農産物についても管理をなし、移出米の増大、島内配給の円滑を期するため、昭和十六年十二月から台湾米穀移出管理特別会計法の特例に関する法律（法律第九四号）および台湾米穀等応急措置令（律令第一一号）が施行されることとなった。これに伴なう昭和十六年

度追加予算として歳入六千五百六十六万円、歳出七千五百七十四万円が決定され、政府自ら島内消費米ならびに主要食糧農産物およびその加工品の買入れ、売渡しを実施することとなり、台湾米穀移出管理令の運用と相まって、総合的食糧対策の確立遂行を期することとなったのである。

第二節 台湾総督府特別会計の歳出と歳入

一 歳 出

歳出の内容は、經常費、臨時費とも、科目が非常に多かった。いま、昭和十五年度の当初予算についてみると、

その他経費		合 計	
金 額	千分比	金 額	千分比
170	16.3	10,487	1,000
1,299	70.6	18,406	1,000
2,945	106.2	27,709	1,000
7,055	135.0	52,281	1,000
1,427	30.9	46,166	1,000
1,983	20.5	96,346	1,000
6,642	72.3	91,920	1,000
5,798	57.1	101,533	1,000
6,272	57.4	109,109	1,000
9,266	75.6	122,295	1,000
4,581	41.6	109,970	1,000
5,116	51.6	99,159	1,000
5,592	57.5	97,240	1,000
4,869	47.5	102,220	1,000
6,188	55.2	112,220	1,000
9,949	80.3	123,943	1,000
10,072	75.2	133,938	1,000
17,165	110.0	156,244	1,000
25,971	141.5	183,406	1,000
31,959	147.0	217,435	1,000
42,052	159.9	262,907	1,000
52,753	182.2	289,708	1,000
77,428	207.7	377,732	1,000
160,691	319.7	503,264	1,000
245,564	404.5	711,542	1,000

經常部には神社費、総督府、地方庁、税関、法院、刑務所、警察官及刑務官練習所、医院、試験所及研究所、

第三十六表 台湾総督府特別会計費目

年 度	行 政 費		教 育 費		調 査 試 験 費		事 業 費	
	金 額	千分比	金 額	千分比	金 額	千分比	金 額	千分比
明治30	4,925	469.6	0	0	69	6.7	5,321	507.4
35	4,288	233.1	409	22.2	25	1.4	12,383	672.7
40	5,318	192.0	504	18.2	0	0	18,941	683.6
大正1	5,961	114.0	871	16.6	215	4.1	38,178	730.2
6	7,785	168.6	1,184	25.7	400	8.7	35,367	766.1
11	18,861	195.8	3,062	31.8	934	9.7	71,505	742.2
昭和1	18,283	198.9	4,172	45.4	921	10.0	61,900	673.4
2	18,700	184.2	4,437	43.7	1,007	9.9	71,588	705.1
3	19,023	174.4	5,523	50.6	1,021	9.4	77,267	708.2
4	22,729	186.0	6,166	50.4	2,187	17.9	81,945	670.1
5	22,542	205.0	6,276	57.1	2,414	22.0	74,157	674.3
6	21,034	212.1	6,000	60.5	2,394	24.2	64,614	651.6
7	21,077	216.8	5,636	58.0	2,211	22.7	62,722	645.0
8	20,421	199.8	5,763	56.4	2,305	22.6	68,861	673.7
9	20,957	186.8	5,957	53.1	2,352	21.0	76,720	683.9
10	22,337	180.2	6,172	49.8	2,557	20.6	82,926	669.1
11	24,201	180.7	6,506	48.6	2,462	18.4	90,696	677.1
12	28,068	179.6	6,929	44.3	2,687	17.2	101,394	648.9
13	29,449	160.6	7,718	42.1	3,534	19.3	116,732	636.5
14	31,615	145.4	8,785	40.4	3,765	17.3	141,310	649.9
15	30,815	117.2	10,876	41.4	4,735	18.0	174,427	663.5
16	33,994	117.3	14,032	48.4	5,168	17.8	183,758	634.3
17	36,668	98.4	15,799	42.4	6,698	18.0	236,127	633.5
18	36,095	71.8	20,619	41.0	7,461	14.8	277,697	552.7
19	54,142	89.2	17,383	28.6	6,834	11.3	283,074	466.4

備考：大蔵省主計局、各年度『台湾総督府歳入歳出決定計算書』により作成。

第二節 台湾総督府特別会計の歳出と歳入

家畜血清製造所、教育費、台北帝国大学、社会事業費、气象台、交通局、専売局、森林費、国債整理基金特別会計繰入、恩給負担金、諸支出金、予備金の二十一科目があり、臨時部には事業費、営繕費、調査及試験費、勸業費、補助費、

第三十七表 台湾總督府特別會計各種經費支出千分比

(單位 千円)

年 度	行政費	教育費	調 査 試験費	事 業 費		その他 経 費	合 計	
				千分比	金 額		千分比	金 額
明治30	636.1	0	9.0	332.8	2,576	22.1	1,000	7,742
35	328.1	31.3	2.0	539.2	7,048	99.4	1,000	13,071
40	326.7	31.0	0	461.5	7,513	180.8	1,000	16,282
大正 1	149.8	21.9	5.4	645.6	25,688	177.3	1,000	39,792
6	268.5	40.9	13.8	627.6	18,199	49.2	1,000	28,998
11	325.5	46.4	16.7	581.4	37,100	30.0	1,000	63,816
昭和 1	336.5	76.8	17.0	447.5	24,318	122.2	1,000	54,339
2	293.0	69.5	15.8	530.9	33,888	90.8	1,000	63,832
3	279.4	81.2	15.0	532.3	36,242	92.1	1,000	68,083
4	291.5	79.1	28.1	482.5	37,618	118.8	1,000	77,968
5	320.1	89.1	34.3	491.4	34,608	65.1	1,000	70,422
6	335.6	95.7	38.2	448.8	28,129	81.7	1,000	62,674
7	340.3	91.0	35.7	442.8	27,427	90.2	1,000	61,945
8	326.6	92.1	36.8	466.8	29,208	77.7	1,000	62,567
9	317.5	90.3	35.6	462.9	30,555	93.7	1,000	66,012
10	301.4	83.3	34.5	446.5	33,090	134.3	1,000	74,107
11	305.0	82.0	31.0	455.1	36,115	126.9	1,000	79,357
12	270.1	66.7	25.9	472.1	49,058	165.2	1,000	103,908
13	264.7	69.4	31.8	400.4	44,512	233.7	1,000	111,186
14	246.5	68.5	29.4	406.4	52,117	249.2	1,000	128,242
15	192.3	67.9	29.6	447.7	71,716	262.5	1,000	166,965
16	183.5	75.7	27.9	428.2	79,308	284.7	1,000	185,259
17	142.4	61.4	26.0	469.5	120,913	300.7	1,000	257,509
18	95.8	54.7	19.8	403.0	151,781	426.7	1,000	376,649
19	111.8	35.9	14.1	331.0	160,278	507.2	1,000	484,203

備考：大蔵省主計局、各年度『台湾總督府歳入歳出決定計算書』により作成。交通局、専売局その他収入を目的とする各種經費を除く。

警察特別施設費、阿片癮者矯正費、霧社地方其他臨時警備費、臨時外國為替管理費、臨時利得稅徵收費、新竹台中兩州震災善後費、産金奨励及管理費、国民精神總動員諸費、臨時經濟調整費、臨時軍事援護諸費、臨時防空及警備費、臨時警察費、臨時刑務費、物資需給調整諸費、転業対策及勞務需給調整諸費、物価調整及貯蓄奨励費、臨時輸出入取締費、国民登録諸費、小作料統制費、会社職員給与臨時措置費、技能者養成諸費、災害費、臨時軍事費特別會計へ繰入、台湾官設鉄道用品資金繰入、恩赦執行費、青少年雇傭規制諸費、石炭増産対策諸費の三十二科目がある。

これらを行行政費、教育費、調査試験費、事業費、その他經費の五つに分け、そのおのおのの歳出額と、その総歳出額中に占める割合を各年度別に表示すると、第三十六表のとおりである。行政費とは總督府、地方庁、税関、法院、監獄、警察、警察官及刑務官練習所、營繕の各種經費等。教育費とは一般教育費、台北帝国大学費、医院費、社会事業費等。調査試験費とは試験所研究所調査所費、家畜血清製造所費、氣象台費等。事業費とは一般事業費、勸業費、補助費、災害費、營林所費、電気作業所費、交通局費等とする。

次に、歳出の中から、交通局、専売局經費のように収入を目的とするものを除いた各種經費の総歳出に対する割合を示せば、第三十七表のとおりである。

なお、歳出のうち昭和十五年度以降の継続費は第三十八表のとおりである。

第三十八表 台湾總督府特
(昭和15年度)

費目	継続年度	総費額	昭和14年度までの支出額	昭和15年度以降の支出額
鉄道建設費	昭和12~20	12,789	3,107	9,682
鉄道複線工事費	13~19	15,153	2,200	12,953
停車場改良費	11~19	13,536	5,992	7,544
港湾	明治39~昭和19	123,347	89,471	33,875
新高港漁船溜築造費	昭和15~16	1,100	—	1,100
大型修船渠築造費	12~15	4,205	3,235	970
縦貫道路改修費	大正15~昭和15	15,495	14,454	1,040
道路改良費	昭和10~17	3,587	1,815	1,771
新店礁溪間道路改修費	11~17	2,757	1,557	1,199
花蓮港台東道橋梁架設費	15~20	3,436	—	3,436
治水事業費	2~24	58,661	35,539	23,121
土地改良事業費	15~17	5,376	—	5,376
台湾神社造営費	12~16	2,451	1,600	851
護国神社新営費	14~15	200	100	100
台北帝国大学医学部新営費	10~16	3,131	2,078	1,052
台北帝国大学附属医学専門部校舍増築費	15~16	393	—	393
台南高等工業学校校舍増築費	15~17	518	—	518
師範学校新営費	15~17	1,700	—	1,700
台中医院新営費	11~15	1,309	1,159	150
無線電信電話施設費	11~15	1,940	1,540	399
無線放送施設改良費	14~16	850	250	600
気象通信施設費	13~15	1,079	674	405
台北第二飛行場設置費	15~16	687	—	687
専売局無水酒精工場新営費	14~16	2,575	1,083	1,491
工業研究所新営費	13~16	1,656	800	856
種畜牧場新営費	15~16	919	—	919
曳船新造費	14~15	480	250	230
昭和十四年臨時国勢調査費	14~15	269	149	119
昭和十五年国勢調査費	15~19	996	—	996
計		280,605	167,060	113,545

備考：大蔵省主計局『昭和十五年度予算参考書』により作成。

別会計継続費一覧
(単位 千円,以下切捨)
を中心として)

支出年度割									
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1,262	1,700	1,680	1,580	1,460	2,000	—	—	—	—
2,000	2,600	2,600	2,600	3,153	—	—	—	—	—
1,964	1,300	1,320	1,420	1,540	—	—	—	—	—
8,417	9,255	9,255	4,450	2,497	—	—	—	—	—
550	550	—	—	—	—	—	—	—	—
970	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,040	—	—	—	—	—	—	—	—	—
721	700	350	—	—	—	—	—	—	—
349	450	400	—	—	—	—	—	—	—
240	639	639	639	639	639	—	—	—	—
3,346	4,092	4,033	3,796	2,740	1,721	1,491	979	742	177
1,451	1,962	1,962	—	—	—	—	—	—	—
501	350	—	—	—	—	—	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
752	300	—	—	—	—	—	—	—	—
196	196	—	—	—	—	—	—	—	—
219	299	—	—	—	—	—	—	—	—
600	600	500	—	—	—	—	—	—	—
150	—	—	—	—	—	—	—	—	—
399	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500	100	—	—	—	—	—	—	—	—
405	—	—	—	—	—	—	—	—	—
350	337	—	—	—	—	—	—	—	—
991	500	—	—	—	—	—	—	—	—
556	300	—	—	—	—	—	—	—	—
586	203	129	—	—	—	—	—	—	—
230	—	—	—	—	—	—	—	—	—
119	—	—	—	—	—	—	—	—	—
512	243	113	63	63	—	—	—	—	—
29,487	26,679	22,983	14,549	12,094	4,360	1,491	979	742	177

二 歳 入

歳入については、まず概括的に經常部・臨時部を通じての租税、官業及官有財産収入、公債、前年度剰余金繰入の収入額と、その歳入総額に対して占める割合を年度別に表示する。

第三十九表で明らかのように、歳入のおもなものは租税と官業及官有財産収入、特に官業であるので、これらについて詳述してみたい。まず、各官業の昭和年代における年度別収支表を第四十表に掲げる。

次に、各種租税の昭和三年以降における収入額と、その租税収入総額に対して占める割合を示せば、第四十二表のとおりである。

公債	前年度繰入	その他	総計
—	—	6,137	11,283
—	—	543.9	1,000
4,740	402	2,564	19,497
243.1	20.7	131.5	1,000
—	5,357	1,222	35,295
—	151.8	34.6	1,000
3,428	14,218	304	60,295
56.8	235.8	5.1	1,000
1,378	13,079	1,780	65,425
21.1	199.9	27.2	1,000
13,272	17,515	680	113,420
117.0	154.4	6.0	1,000
2,821	31,789	1,057	131,778
21.5	241.2	8.0	1,000
4,615	39,837	1,372	138,626
33.3	287.4	10.0	1,000
4,716	37,093	1,745	147,523
32.0	251.4	11.8	1,000
2,294	38,414	2,579	150,240
15.3	255.7	17.2	1,000
1,386	27,945	2,535	129,757
10.7	215.4	19.4	1,000
499	19,786	3,234	115,972
4.3	170.6	27.9	1,000
4,481	16,912	3,210	120,303
37.3	140.6	26.7	1,000
4,931	23,062	3,065	130,812
37.7	176.3	23.4	1,000
7	28,591	3,257	141,617
0.05	201.9	23.0	1,000
—	29,440	4,721	156,549
—	188.7	30.3	1,000
—	32,605	5,473	175,771
—	185.5	31.1	1,000
—	41,832	7,857	202,836
—	206.2	38.7	1,000
—	46,391	9,636	233,817
—	198.4	41.2	1,000
6,245	50,410	16,892	288,498
21.7	174.7	58.6	1,000
5,396	71,062	33,133	352,908
15.2	201.3	93.8	1,000
7,063	90,001	60,024	414,225
17.1	217.3	144.9	1,000

歳入臨時部租税収入および同北下欄の数字は千分比を示す。

第三十九表 台湾総督府特別会計科目

科目 年度	租 税	印 紙	(1) 専 売	(2) 交 通	(3) 通 信	(4) その他	(1)~(4)計
明治 30	2,624	—	1,640	231	334	316	2,522
	232.6	—	145.3	20.5	29.6	28.1	223.5
35	3,738	66	6,210	729	563	481	7,984
	191.8	3.5	318.5	37.4	28.9	24.7	409.5
40	7,955	579	15,945	2,364	1,012	858	20,180
	225.4	16.4	451.8	67.0	28.7	24.3	571.8
大正 1	13,493	4,002	16,360	4,957	1,512	2,017	24,848
	223.8	66.4	271.3	82.2	25.1	33.5	412.1
6	9,969	1,648	22,138	7,661	2,252	5,515	37,569
	152.4	25.2	338.4	117.1	34.4	84.3	574.2
11	19,017	2,478	37,178	12,565	3,649	7,062	60,455
	167.6	22.0	327.8	110.8	32.2	62.3	533.1
昭和 1	21,911	3,023	42,688	17,560	3,981	6,944	71,174
	166.3	22.9	323.9	133.2	30.3	52.7	540.1
2	18,559	3,589	40,330	19,232	4,218	6,870	70,651
	133.8	25.9	290.9	138.7	30.4	49.6	509.6
3	20,794	3,667	47,255	20,267	4,398	7,585	79,507
	141.0	24.9	320.3	137.4	29.8	51.4	538.9
4	21,559	3,618	48,473	20,878	4,742	7,679	81,774
	143.6	24.0	322.6	138.9	31.6	51.1	544.2
5	19,043	3,302	43,373	19,647	5,090	7,432	75,543
	146.8	25.5	334.3	151.4	39.2	57.3	582.2
6	18,064	3,764	39,468	19,083	5,246	6,823	70,621
	155.8	32.5	340.3	164.5	45.2	58.8	608.8
7	18,864	4,061	40,648	20,003	5,964	6,657	73,274
	151.5	33.9	337.9	166.3	49.5	55.3	609.0
8	20,155	4,097	41,045	21,674	5,936	6,843	75,499
	154.1	31.3	313.8	165.7	45.4	52.3	577.2
9	19,347	4,528	46,302	25,169	6,535	7,877	85,884
	136.6	32.0	327.0	177.6	46.2	55.7	606.5
10	21,930	5,107	50,954	28,520	7,258	8,114	94,848
	140.5	32.7	326.5	182.8	46.5	52.0	607.8
11	24,712	7,271	56,969	31,639	7,829	9,271	105,708
	140.6	41.4	324.1	180.0	44.5	52.8	601.4
12	31,552	7,220	61,404	34,925	8,954	9,088	114,373
	155.6	35.6	302.7	172.2	44.2	44.8	563.9
13	34,480	7,652	69,256	43,800	9,979	12,618	135,655
	147.5	32.7	296.2	187.3	42.7	54.0	580.2
14	41,940	8,351	83,283	53,356	12,134	15,884	164,658
	145.4	28.9	288.8	184.6	42.2	55.1	570.7
15	54,248	8,688	90,294	60,334	14,136	15,613	180,378
	154.0	24.6	255.8	171.0	40.0	44.2	511.1
16	62,826	8,714	101,348	54,228	12,960	17,058	185,596
	151.7	21.0	244.6	130.9	31.3	41.2	448.0

備考：大蔵省主計局、各年度『台湾総督府歳入歳出決定計算書』により作成。
支事件特別税は租税欄には含まず、「その他」に計上した。各年度、

第四十二表 台湾總督府各種租税累年金額および千分比 (単位 千円)

区分 年度	国税 総額	所得税	地租	砂糖 消費税	酒精 税	製茶 税	関税	物品 税	臨時 利得税	營業 税	家屋 税
昭和 3	20,747 1,000	2,505 120.7	5,596 269.7	2,816 135.7	4,173 201.2	346 16.7	4,517 217.7	—	—	—	—
4	21,638 1,000	3,000 138.6	5,614 259.4	2,992 138.3	4,559 210.7	357 16.4	4,444 205.6	—	—	—	—
5	19,251 1,000	3,150 163.7	5,630 292.4	2,861 148.6	4,355 226.2	—	2,795 145.2	—	—	—	—
6	18,068 1,000	2,477 137.1	5,629 311.5	2,932 162.2	4,374 242.1	—	2,362 130.7	—	—	—	—
7	18,382 1,000	2,415 131.4	5,692 309.6	2,976 161.9	3,996 217.4	—	2,744 149.3	—	—	—	—
8	20,117 1,000	5,833 290.0	5,759 286.3	2,831 140.7	3,239 161.0	—	2,183 108.5	—	—	—	—
9	19,338 1,000	4,056 209.7	5,835 301.7	3,018 156.1	3,368 174.2	—	2,561 132.4	—	—	—	—
10	22,922 1,000	3,954 172.5	7,489 326.7	3,319 144.8	3,698 161.3	—	2,545 111.0	9,100 39.4	—	—	—
11	26,024 1,000	5,218 200.5	7,740 297.4	3,461 133.0	3,845 147.7	—	3,262 125.3	1,376 52.9	—	—	—
12	35,425 1,000	9,554 269.7	7,935 224.0	4,049 114.3	2,913 82.2	—	2,515 71.0	2,778 78.4	2,938 82.9	—	—
13	41,339 1,000	13,033 315.3	8,340 201.8	6,702 162.1	—	—	1,753 42.4	289 7.0	4,984 120.6	3,288 79.6	—
14	52,613 1,000	18,214 346.5	8,329 158.1	5,998 113.9	—	—	2,377 45.2	973 18.5	7,213 137.4	3,999 75.7	1,222 23.2
15	73,219 1,000	24,678 338.0	8,333 113.3	7,102 76.6	—	—	2,562 34.8	1,577 21.4	15,241 209.1	4,999 68.0	1,262 17.2
16	97,340 1,000	32,877 337.8	8,311 85.2	6,572 67.4	—	—	2,345 24.0	2,964 30.4	27,181 279.7	5,429 55.7	1,292 13.2

備考：前掲書により作成。各年度下欄の数字は千分比。国税総額には北支事件特別税および臨時部租税収入も計上した。經常部租税収入中、配当税，特別法人税，資本利子税，相続税，釐業税，外貨債特別税，台湾銀行券発行税，織物消費税，揮発油税，噸税，出港税と，臨時部租税収入中，利益配当税，公債及社債利子税，通行税，入場税，特別入場税，建築税，遊興飲食税，北支事件特別税とは摘出計上を略した。

第四十表 官業及官有財産収入(經常部,臨時部) (単位 千円)

区 分	明治40	大正6	昭和2	7	12	17
經 常 部						
官業及官有財産収入	20,092	36,957	70,309	72,735	113,462	202,633
内 郵便電信及電話収入	1,012	2,252	4,218	5,964	8,954	16,153
鉄道及自動車収入	2,364	7,661	19,232	20,003	34,925	55,042
専 売 収 入	15,945	22,138	40,330	40,648	61,404	117,575
森 林 収 入	123	2,001	3,402	2,945	4,173	7,943
官有財産収入	132	325	1,233	1,343	830	1,602
臨 時 部						
官有物払下代	87	611	612	539	911	1,615
合 計	20,179	37,568	70,651	73,274	114,373	204,248

備考：前掲書により作成。「郵便電信及電話収入」は大正6年度までは「郵便電信収入」。「鉄道及自動車収入」は昭和2年度までは「鉄道収入」。「森林収入」は大正6年度には「森林作業収入」，昭和2年度には「営林所収入」を含む。「官有財産収入」は「官有地小作料」と「官有地賃下料」の合計。

第四十一表 主要官業関係歳出 (単位 千円)

区 分	明治40	大正6	区 分	昭和2	7	12	17
通 信 費	1,195	1,713	交 通 局	15,705	16,698	30,584	49,592
台湾官設鉄道事業費			内 鉄道事業費	1,247	11,076	14,888	29,558
鉄道作業費	1,441	3,869	通信事業費	3,217	4,003	5,638	12,146
専 売 局	8,790	11,540	自動車事業費	—	—	1,570	2,400
營 林 局	—	1,487	専 売 局	21,994	18,596	31,751	69,620
			森 林 費	3,273	2,887	3,733	5,309
合 計	11,426	18,600	合 計	40,972	38,181	66,068	124,521

備考：前掲書により作成。明治40年，大正6年は通信費と鉄道作業費の合計額が交通局経費である。

第四十三表 台湾住民の毎戸課税負担と所得との割合

(イ)毎戸課税負担	(ロ)の(イ)に対する割合	区分年度	(イ)毎戸推定所得	(ロ)毎戸課税負担	(イ)の(ロ)に対する割合	区分年度	(イ)毎戸推定所得	(ロ)毎戸課税負担	(イ)の(ロ)に対する割合
50.214	11.5	7	408	44.127	10.8	13	515	71.999	13.9
47.194	10.6	8	413	46.976	11.3	14	不明	81.203	不明
50.073	11.2	9	418	46.373	11.0	15	"	92.971	"
51.543	11.4	10	436	52.200	11.9	16	"	116.000	"
47.664	10.4	11	482	58.248	12.0	17	"	146.000	"
44.989	10.9	12	不明	不明	不明				

第四十四表 台湾住民の財政的負担

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
円 3.553	円 4.340	円 4.026	円 3.775	円 3.247	円 3.388	円 3.319	円 3.731	円 4.114	円 4.130	円 4.679
8.603	7.761	7.965	8.511	9.248	9.049	8.211	8.074	9.071	10.085	12.419
12.156	12.101	11.991	12.286	12.495	12.437	11.630	11.815	13.185	14.215	17.098
			21.462					24.591		
			47.664					52.200		
			69.126					76.791		
			15.09%					17.61%		

さらに、台湾住民の一戸当り平均租税負担額および一戸当り推定所得額に対する租税負担の割合を第四十三表に掲げてみよう。

また、住民の一人当りおよび一戸当りの財政負担額（租税と専売）は、第四十四表のとおりである。

以上、台湾総督府特別会計の歳入に関する計数的の記述を終わったので、以下、歳入の大部分を占めている租税および専売について記述しよう。

1 租 税

台湾の租税制度は、領台後必要に応じて新設または改正したた

区 分	(イ)毎戸推定所得
昭和 1	円 435
2	443
3	446
4	452
5	458
6	410

区 分	昭和 1
各人負担	円 4.067
専 売 税	9.245
租 税 計	13.312
各戸負担	
専 売 税	
租 税 計	
各戸平均所得との百分比	

め、各税の間の脈絡が必ずしも十分でなく、重要な税源を逸し、負担の公正を欠き、かつ時代の推移とともに経済の実情に適さないものもできたので、根本的の整理を

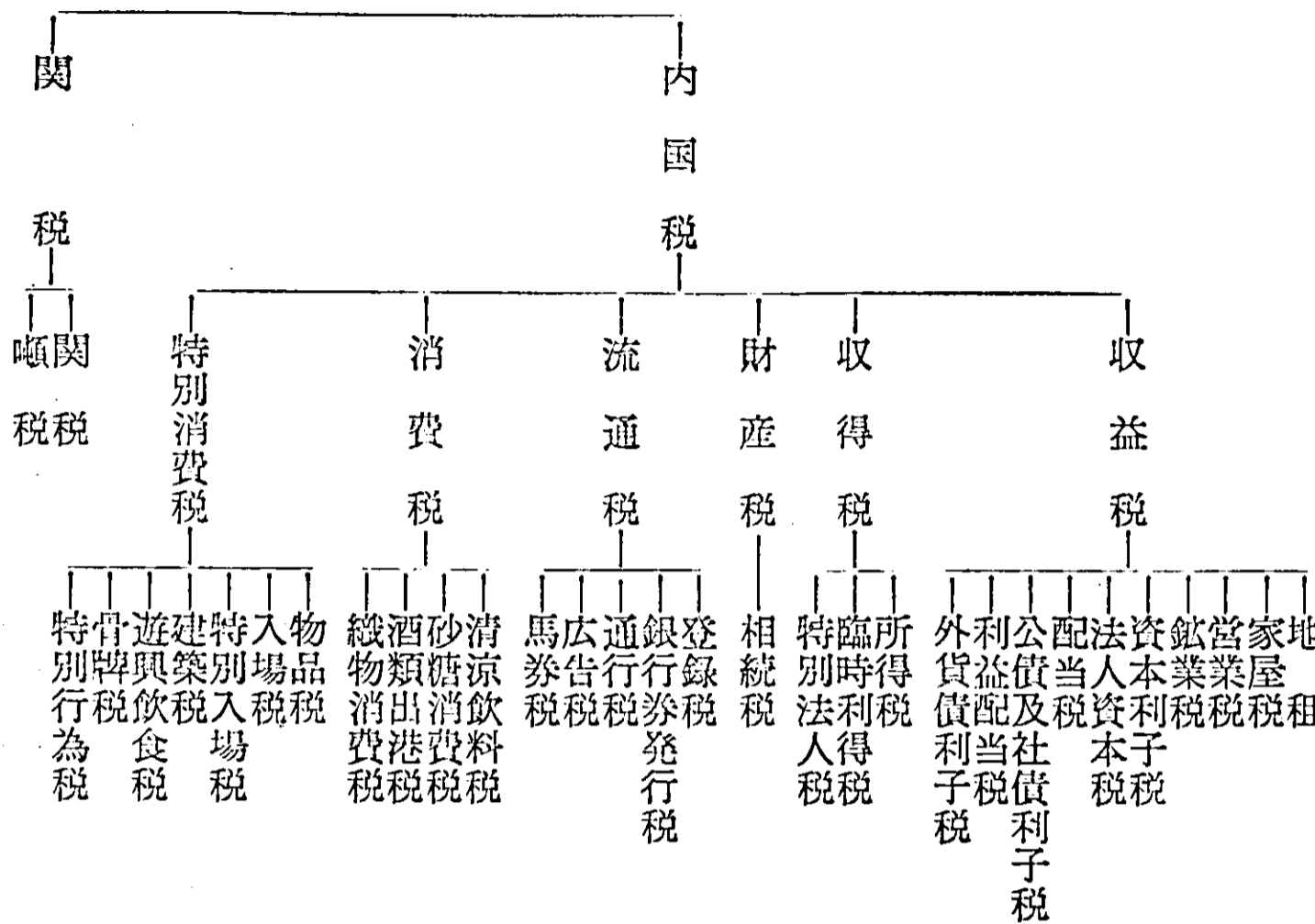
必要とするに至り、昭和八年度からその準備調査に着手し、家屋税は昭和十四年度から、その他は全部昭和十二年度から実施した。すなわち、これによって従来の国税たる所得税、地租、釐区税、印紙税、登録税、台湾銀行券発行税、砂糖消費税、織物消費税、酒精税、骨牌税、関税、噸税、酒類出港税および臨時利得税の十四種類のほか、新たに営業税、資本利子税、家屋税、釐産税、法人資本税、外貨債特別税、相続税および揮発油税の八種類の税目が創設された。

なお、支那事変の発生により、その財源の一部にあてられるため、内地において北支事件特別税が創設されたのに伴ない、台湾においても、昭和十二年八月律令第十四号台湾北支事件特別税令が制定され、また内地にならって、日華事変に際し出征した軍人軍属に対する租税の減免および徴収猶予に関する律令「支那事變の爲従軍したる軍人及軍属に對する租税の減免、徴収猶豫等に關する件」（昭和一二・一〇 律令第二〇号）が施行された。

北支事変発生以来半年余で、戦争は支那事変へと拡大し、長期化の様相を示したので、内地における支那事変

特別税の創設（北支事件特別税は廃止）に照応して、台湾でも台湾支那事変特別税令（昭和一三・三 律令第一号）を創設した。これがため、昭和十三年度以降所得税、法人資本税および酒類出港税を増徴し、新たに利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税および物品税を課することとなった。さらに昭和十四年四月からは、建築税、遊興税を新たに追加課税した。なお、時局の関係上、内地では昭和十三年三月法律第五十二号により租税負担の軽減免除等に関する臨時租税措置法が制定されたので、これに順応して、台湾でも台湾臨時租税措置令（三月律令第五号）が制定された。その後の事変の拡大に伴ない、昭和十五年度において、内地では分類所得税を中心とし、各税にわたる画期的な大改革を断行したが、台湾においては、すでに昭和十二年度に根本的な税制整理を実施し、ようやく近代的租税体系を整備したばかりであったので、単に順応的な改正にとどめた。すなわち特別法人税、配当税を創設し、所得税その他の諸税につき、課税方法、範囲の改正および増税を行なった。しかるに、事態はますます急迫し、臨事軍事費は増加の一途をたどり、一般経費またこれに伴って増加し、租税の増徴は避けがたい状態となった。一面、経済の情勢は、国民の購買力の吸収、消費の抑制を必要としたので、内地では、十六年十一月、間接税を主とする増税を行なった。台湾においてもこれに順応し、大体同様の増税を行なったのである（昭和十六年十一月律令第十号台湾支那事変特別税令中改正、十二月一日施行）。まず物品税、入場税および遊興税を改編した遊興飲食税について大幅の増税を行い、次に建築税、骨牌税および物品切手に対する印紙税ならびに通行税についても、相当額の増徴を行なった。その後、昭和十八年には台湾特別行為税令

台湾国税の体系



（昭和一八・三 律令第二号）を創設したが、他面、昭和十七年には専売実施に伴なう揮発油税の廃止があり、昭和十九年には印紙税が廃止された。その結果、昭和二十年に行されていた台湾国税の体系は、上表のとおりであった。いま、これら各税の沿革の概要を説明してみよう。

(イ)地租 領台当時の土地制度は各地方区々であつて、その関係帳簿類も兵火に焼かれ、あるいは隠匿されるなどして散逸し、とうてい租税賦課の基準とすることができなかつたので、總督府は、施政当初の四大事業（縦貫鉄道、土地調査、基隆築港、庁舎新営）の一つである土地調査事業を起し、その終了をまつて、台湾地租規則（明治三七・一一 律令第二二号）を制定した。この規則による改正率は、明治三十七年下半年から、まず西部台湾に適用し、大正三年からは台東庁、花蓮港庁に、同五年澎湖庁にも施行し、初めて全島画一の制がしかれた。ただし、初めは旧慣に基づき、田

畑、養魚池のみにとどめたが、大正四年度からは建物敷地にも及ぼし、しかも内地のように地価によらず、土地からの収益高、地味の良否、水利運輸の便否などを基礎として定めた等級をもって課税の基準とした。

右の規定は、前記建物敷地に対するものを除いては、改定後十数年を経過し、地方の農業状態が当時と大いに異なってきたので、大正四年度以来さらに調査に着手し、七年度中に終了し、租税および各筆の地租を改訂し、八年度からこれを実施した。その後十数年を経過し、市街地の発展、交通の発達、用水排水施設の整備、農事の改良、物価の騰貴等の事由により、土地の収益状態が大いに異なってきたので、さらに昭和五年度以降調査に着手し、九年度中にこれを終了し、租率および各筆の地租を改訂すると同時に山林、雑種地にも新たに課税することとし、昭和十年分地租からこれを実施した。しかし、昭和十七年にはさらに改訂をする必要が起り、昭和十七、十八兩年度に調査を完了し、三たび租率の改訂を行うと同時に、地沼、塩田、鉱泉地、牧場、原野等にも新たに課税することとなった。昭和二十年度の予算税額は一千七万八千円であった。

(ロ)所得税 明治四十三年初めて法人の所得(第一種)に課税し、同年度には四十万円余の税収入をあげたが、以来製糖業の発展に伴ない、税収額は年々増加してきた。第一次世界大戦下の製糖業が隆盛をきわめたため、税額にもわかに増加し、大正九年度のごときは、調定額実に七百五十万円を示した。しかし同年の下半年以降、ようやく景気は下向し、十年度の調定額は百七十万一千円、十一年度は百七万九千円に著減した。しかも十年度から、新たに第二種、第三種所得にも課税することになったが、これまた不況の影響をまぬがれることができなかった。

つた。その後、景気はやや上向き、昭和十一年度の税額は第一種百七十万九千円、第二種十七万八千円、第三種三百十三万七千円、計五百二万四千円となった。なお、昭和十二年度の税制整理にあたっては、内地の臨時租税増徴に伴ない、第一種および第二種において十割、第三種において三割程度を増徴し、以後、昭和十二年八月律令第十四号台湾北支事件特別税令による所得特別税としての増徴、昭和十三年四月律令第一号台湾支那事変特別税令による増徴、そして昭和十五年四月律令第一号台湾所得税令の改正による増徴と、内地の税制改正に伴ない、台湾の所得税も相ついで増徴が行われ、最後に昭和十七年四月には、大東亜戦争の財源に充てるため増税を断行した。昭和二十年度の収入見込額は四千五百七十二万八千円に達していた。

(ハ)営業税 本税は当初地方税であったが、昭和十二年度の税制整理に際し、国税として創設されたものであり(昭和十二年三月律令第四号台湾営業税令)、その課税標準は、従来の地方税におけると同じく、売上収入、請負、報償金額等いわゆる外形標準を採用し、かつ収益六百円以上の営業に課税した。昭和二十年度の予算税額は二百九十五万二千円であった。

(ニ)資本利子税 税制整理計画に基づいて創設され(昭和十二年三月律令第五号台湾資本利子税令)、台湾において支払を受ける資本利子を甲種、乙種に区分して課税するものであった。昭和二十年度の予算税額は二十七万七千円であった。

(ホ)法人資本税 昭和十二年、内地の本税創設に伴なって設けられたもので(昭和十二年三月律令第二号台湾法人資

本税令)、法人の資本額に対し課税するものであった。昭和二十年の予算税額は三百万円であった。

(ハ)相続税 昭和十二年度の税制整理に当り創設されたもので(昭和十二年三月律令第七号台湾相続税令)、その内容も大体内地の相続税法に準拠しているが、親族、相続上の慣習その他台湾特殊の事情を考察し、多少の特例を設けていた。昭和二十年度の予算税額は百十二万九千円であった。

(ト)鉱業税 清国政府時代は、砂金採取者に下付した鑑札料のみであったが、明治二十九年に台湾鉱業規則(明治二九・九 律令第六号)が制定され、明治三十九年、昭和二年両度の改正を経たが、昭和十二年度の税制整理に際し、鉱区税のほかに鉱産税を設け、両者をあわせて鉱業税を創設した。鉱区税は、千坪ごとに年六十銭(鉱業許可後三年間は通じて五十銭)を課し、鉱産税は取得税の性質をもち、税率は鉱産物価格の千分の五であった。昭和二十年の予算税額は四万九千円であった。

(チ)外貨債特別税 内地における本税の創設に伴ない、昭和十二年三月律令第三号により創設したものであり、台湾に住居所をもつものの所有する外貨債の利子に課税した。昭和十八年度には三万七千円の収入があったが、昭和十八年五月、外貨債処理法が施行され、外貨債利子の支払がなくなり、したがって税収入もなくなった。

(リ)登録税 明治三十二年勅令第三百二十二号をもって、登録税法中土地の登記に関する規定を除き、これを台湾に施行した(登録税法を台湾に施行するの件)が、大正十一年、この除外規定も施行された。昭和二十年度の予算税額は百五十万円であった。

(ヌ)台湾銀行券発行税 明治三十年四月法律第三十八号台湾銀行法の規定により、保証準備発行制限高二千万円(最初は五百万円だった)を超過する銀行券発行額に対し、年五分を下らない課税をしてきたが、昭和十年四月一日から年三分以上を課税することとし、課税率は、その都度大蔵大臣が指定することとした。保証準備発行制限高は、昭和十二年八月に二千万円から五千万円に、十四年五月には八千万円に、十六年四月には二億四千万円に、十七年四月には二億七千万円に急激に拡張された。昭和二十年度の予算税額は三千万円であった。

(ヘ)関税 領台当初、船舶貨物に対する関税制度は、便宜上しばらく旧慣によることとし、輸出入税率も、清国海関の税率をそのまま用いていたが、明治二十九年、わが国と締盟各国との条約を台湾に施行することとなり、輸出入税率も内地と同様になった。明治三十二年一月、内地では条約改正の結果に基づき、新たに関税率法(明治三〇・三 法律第一四号)を施行し、同時に台湾にも同法を施行したが(明治三一・九 勅令第二一三号)、台湾では財源保持の必要上、台湾輸出税及出港税規則を制定し(明治三二・七 律令第一九号)、内地において全廃した輸出税等を存続するとともに、内地移出品に対して出港税を課した。しかし、明治四十四年七月以降これを廃止し、全く内地と同一制度となった。関税収入中、輸入税の収入を、内台関税統一という名義のもとに、四十二年度から一般会計に編入し、その約半額を関税取締交付金として総督府特別会計に繰り入れてきたが、大正三年以降は、全額を特別会計の収入に繰り入れてきた。しかし、大正九年度以降は、ふたたび関税を総督府の直接徴収に任せた。昭和二十年度の予算税額は三十万四千円であった。

(イ)噸税 初めは輸入税と同じく、清国海関の旧慣に従ったが、条約実施後これを廃し、台湾噸税規則(明治三二・七 律令第二二二号)を制定し、外国貿易のため外国に往来する船舶が開港に入港したとき、(ロ)西洋型船舶は登録トン数一トンごとに五銭、(ハ)日本型および支那型船舶は千石以上五円、千石未満三元を課した。大正五年、同規則を改正(大正五・二 律令第三号)し、船用に供する石炭、水または食料品積込みのため、または仲継貿易貨物の積みおろしのため、基隆または打狗(高雄)に入港したときは噸税を免除したが、これは、両築港の完成を間近に控えての外国船誘致策にほかならなかった。昭和二十年度の予算税額は九千円であった。

(ウ)砂糖消費税 明治二十九年三月、清国政府時代の税率を参酌して糖業税則(明治二九・三 日令第一一号)を制定し、蔗専税と砂糖税とを課した。内地における砂糖消費税法の制定を機とし、三十四年十月砂糖消費税法を台湾に施行し、内地と同一の税率で課税した(明治三四・八 勅令第一五五号)。以後たびたびの税率改正を経て、昭和年代に至った。昭和二年三月、種別および税率を改正し、六月、さらに税率を低減したが、昭和十二年四月、臨時租税増徴法第十七条による税率の引上げ、昭和十三年七月、支那事変特別税法第九条による税率の引上げを行なった。昭和十五年度の内地税制の根本的改革に基づき砂糖消費税法の根本的改正を行い、多年施行してきた色相課税制度を廃止して、製造方法課税制度を採用し、その税額も二割程度を増したが、昭和十六年十一月さらに増税を行なった。昭和二十年度の予算税額は三千四百八十九万二千円であった。

(カ)骨牌税 明治三十五年から骨牌税法(六月勅令第一六一号)を施行した。製造事業者に対する免許料とカルタに対する印紙税とから成っていたが、大正十五年四月から免許料は廃止された。昭和十五年度の税制改革以後、しだいにマージャン、トランプ、四色牌その他に対する税率の引上げを行なった。昭和二十年度の予算税額は三十万円であった。

(コ)織物消費税 本税は、明治三十七年三月、非常特別税として毛織物消費税を課したに始まり、その後、他の織物にも及ぼしたが、四十三年四月からは織物消費税法(明治四三・三 法律第七号)を同年勅令第八十七号をもって台湾に施行した。その税率は、大正十五年三月までは画一的に価格の一割であったが、同年四月から、綿織物および綿織物とみなされる織物には課税せぬことに改められ、さらに昭和六年四月同法を改正、非課税織物の範囲を拡張し、また税率を低減して、十二月一日からこれを施行した。昭和十五年内地の税制改革により、税率を従価百分の十に引き上げるとともに、課税範囲を広げた。

(ク)酒類出港税 昭和九年十二月律令第一号により台湾酒類出港税令を創設し、台湾酒類専売令に定められた酒類(酒造税法の酒類および麦酒税法の麦酒を除く)で、台湾で製造したものを内地に移出するときは、酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率により出港税を課した。次いで十二年四月、内地の臨時租税増徴法による酒精及酒精含有飲料税法の造石税増徴に伴ない、十五年三月その増徴率に相当する税額を増徴した。十三年四月、台湾支那事変特別税令第八条により、さらに増徴が行われ、十五年三月内地の酒税法制定に伴ない、台湾でも台湾酒類出港税令を改めて、内地と同一課税を行なった。昭和二十年度の予算税額は九千円であった。

(イ)臨時利得税 昭和十五年度から実施し、時局の影響により利益の増大した法人および個人に対し、その利得に課した。昭和十二年以降、逐年改正増徴され、特に昭和十五年には、第一種所得税中の超過所得税をこれに統合して、戦時利得税としての役割を果たした。昭和二十五年度の予算税額は七百九十万円であった。

(ウ)大東亜戦争特別税 昭和十二年日華事変の発生に伴ない、台湾北支事件特別税（八月律令第一四号）が創設され、所得特別税等五種類の課税をみたが、十三年、台湾支那事変特別税（三月律令第一号）が創設され、前の特別税はこれに包摂された。この特別税令に基づいて、当分の間、所得税、法人資本税、出港税を増徴し、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税および物品税を課し、昭和十四年には建築税、遊興税を追加し、十五年には遊興税を遊興飲食税と改め、十八年、一括して大東亜戦争特別税と称した。

(1)利益配当税 本税は、台湾北支事件特別税による利益配当特別税として創設され、台湾支那事変特別税令では利益配当税と改められた。当初、配当率年七分をこえる利益配当に課税したが、昭和十五年、内地では分類所得税、台湾では配当税が創設されたため、配当率年一割をこえる分に課税した。昭和二十年度の予算税額は十五万五千円であった。

(2)公債及社債利子税 台湾北支事件特別税の公債及社債利子特別税として創設され、支那事変特別税では公債及社債利子税となった。公社債の利子を課税対象とするもので、国債については利率年四分、国債以外の公社債については、利率年四分五厘をこえる利子額に対して課税した。昭和二十年度予算税額は六万一千円であった。

った。

(3)通行税 支那事変特別税令により昭和十三年四月から施行されたもので、昭和十五年以降の税制改正で増徴が行われた。昭和二十年度の予算税額は二百万円であった。

(4)建築税 支那事変特別税令により昭和十四年四月から施行され、建築価額一万円以上の家屋につき、その建築価額から五千円を控除した金額に対し百分の十の税率で課税し、十六年十二月から課税範囲を拡張し、また税率を百分の二十に引き上げた。昭和二十年度の予算税額は一万五千円であった。

(5)入場税および特別入場税 昭和十三年三月創設され、律令第一号により、通行税とともに同年四月から施行された。十五年に税率の改正および免税点の引下げを行なったが、さらに十六年十二月、税率を三倍程度に引き上げ、十九年二月の改正で、納税義務者を入場者から経営者に変えた。昭和二十年度の入場税の予算税額は百四十四万一千円であったが、特別入場税（学生生徒の運動競技場の入場料に課税）は時局の影響で皆無であった。

(6)物品税 昭和十二年台湾北支事件特別税令により物品特別税として創設され、翌十三年物品税と改め、以来五回の改正を経て、最後に十九年に改正をみた。ぜいたく品を課税対象とし、第一種は小売の際、小売価格に対し、第二種は製造場から移出の際、移出価格に対し、第三種はあめ、ぶどう糖、麦芽糖およびはちみつ等に重量により課税したものであり、二十年度の予算税額は六百二十三万五千円であった。

(7)遊興税 昭和十四年三月律令第二号台湾支那事変特別税令中改正により、芸者の花代だけを課税対象とし

て創設したが、もっぱらぜいたくの抑制と購買力の吸収とを目的とし、特に十九年の改正では禁止的税率を設け、芸者の花代百分の三百、その他の花代百分の百二十、飲食料金最低百分の三十、最高百分の八十とした。昭和二十年度の予算税額は五百四万九千円であった。

(㉞)配当税 昭和十五年三月律令第二号により台湾配当税が創設された。従来の利益配当税が高率配当に課する臨時税であるのに対し、本税は利益配当に対して、普遍的にその二割一分相当額を源泉徴収するものであった。昭和二十年度の予算税額は六百六十六万一千円であった。

(㉟)特別法人税 昭和十五年三月律令第三号により台湾特別法人税が創設され、従来各種の租税を免除されていた産業組合などの特別の法人を課税の対象とした。特別の法人（市街庄農業会、州庁農業会、台湾農業会、産業組合、市街庄信用組合、漁業会、州庁水産業会、台湾水産業会、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合会、台湾産業金庫等）の余剰金の性質に応じて、その八分ないし二割六分相当額を課税した。昭和二十年度予算税額は四十六万五千円であった。

(㊱)家屋税 台湾家屋税令は、昭和十二年の税制整理で創設が計画され、同年六月の律令第十三号の台湾家屋調査令により準備調査を行い、昭和十四年四月から実施された。昭和二十年度の予算税額は百十五万五千円であった。

(㊲)広告税 昭和十七年三月律令第八号台湾広告税令により創設され、紙による広告を課税の対象とした。十九年三月の改正により、新聞雑誌の広告に対しては広告料金の百分の三十、ポスターに対しては一枚につき二十銭、チラシその他に対しては、千箇またはそのは、数につき六十銭の割合で課税した。昭和二十年の予定総額は二万一千円であった。

(㊳)馬券税 昭和十七年三月律令第九号により台湾馬券税が創設され、競馬の勝馬投票券売得金を課税の対象としていた。勝馬投票券売得金の百分の四および払戻金の券面超過額に対し百分の十の割合で課税したが、競馬が中止されたため、昭和二十年の予算税額は皆無であった。

(㊴)清涼飲料税 台湾は亜熱帯であるため、本税を課することは従来見合わせていたが、昭和十七年度から、台湾清涼飲料税令（昭和一七・三 律令第七号）により課税することとなった。以来二回の改正を行い、十九年の改正では炭酸ガス含有飲料を課税の対象とし、玉ラムネ一石につき五十円、その他のびん詰一石につき七十五円、びん詰以外のもの、炭酸ガス使用量一キログラムにつき三十円の税率によって、製造場から移出の際課税された。昭和二十年度の予算税額は六十二万四千円であった。

(㊵)特別行為税 台湾特別行為税は、昭和十八年三月律令第二号により創設され、ぜいたく行為を課税の対象とした。写真の撮影、調髪整容、書画の表装、金融機関の保護預りに対し、料金の百分の五十、織物および被服類の染色、被服類の仕立、写真機等の修繕に対し、料金の百分の四十、印刷および製本に対し、料金の百分の三十の税率をもって課税した。昭和二十年度の予算税額は六十七万六千円であった。

第四十五表 専売収入の財政上の地位 (単位 千円)

年 度	台湾歳入経 常部 (A)	専売収入経 常部 (B)	B A
昭和17	305,863	117,575	38.4 %
18	390,665	157,901	40.4
19(予)	478,630	231,154	48.3
20(予)	548,753	270,628	49.3

備考：大蔵省主計局、各年度『台湾総督府歳入歳出決定計算書』により作成。19,20年度は『同歳入歳出予算』により作成。

第四十六表 台湾専売差益 (単位 千円)

年 度	専売収入 経常部	支 出 (経常部)	差 益	同 上 率
昭和17	117,575	69,466	48,108	69 %
18	157,901	73,282	84,619	115
19(予)	231,154	91,269	139,885	153
20(予)	270,628	90,280	180,348	190

備考：同上。

2 専 売

台湾の専売事業は、明治三十年一月律令第二号によるあへん専売に始まり、以後にたいにその対象を増し、昭和十九年にはあへん、塩、にがり、しょう脳、煙草、酒、石油、アルコール、マッチ、度量衡の十種類に及び、その対象の広範な点および台湾財政上に占める地位において、非常な特色をもっていた。台湾総督府特別会計歳入に対する専売収入の比率、専売差益、各種目別の台湾専売差益は、第四十五表と第四十七表のとおりである(昭和

和十六年度までは第三十九表と第四十一表参照)。

(イ)あへん 明治三十年一月律令第二号台湾阿片令、同三十一年三月府令第十号台湾阿片令施行規則により、本島専売の発端として、世界の注目のもとに始められたあへん専売は、五十年間にその目的を完了し、あへん吸入の悪弊を一掃したので、昭和二十年六月にあへん専売を終止することになり、昭和十九年九月以降、その製造を

打ち切った。あへん煙膏は、総督府から地方庁に配布され、地方庁から元売捌人、元売捌人から小売人を経て吸食特許者へ販売されたが、あへん煙膏の製造中止に伴ない、粗製モルヒネもまたその製造が中止された。

(ロ)食塩 明治三十二年五月食塩専売制度を開始した(明治三十二年四月律令第七号台湾食塩専売規則)。当時、台湾

第四十七表 台湾各専売別差益(経常部)

(単位 千円)

区 分	昭和 17 年 度	18	19 (予)	20 (予)	
塩	入 出 益	4,084	6,003	10,317	10,870
	収 支 差	7,817	9,907	9,905	12,361
		△ 3,733	△ 3,904	411	△ 1,490
し脳 しょう	入 出 益	2,999	1,874	6,129	4,931
	収 支 差	3,945	3,270	4,001	4,721
		△ 945	△ 1,396	2,127	209
あへん	入 出 益	1,493	1,108	1,094	324
	収 支 差	1,582	999	1,002	325
		△ 689	109	91	△ 1
煙 草	入 出 益	51,001	62,635	88,052	113,427
	収 支 差	20,390	21,481	25,994	22,627
		30,611	41,153	62,057	90,799
酒び およ	入 出 益	50,457	72,689	104,206	116,838
	収 支 差	26,800	23,252	33,468	26,750
		23,657	49,437	70,737	90,087
石燃 油お よび	入 出 益	4,297	7,236	10,683	9,228
	収 支 差	4,279	9,254	9,878	10,290
		17	△ 2,017	805	△ 1,061
度 量 衡	入 出 益	1,208	1,198	1,574	1,165
	収 支 差	1,006	1,172	1,502	1,132
		201	26	71	33
マ ッ チ	入 出 益	2,033	5,154	5,877	5,331
	収 支 差	3,643	3,063	2,339	2,695
		△ 1,610	2,091	3,538	2,635
高 級 液 料	入 出 益			3,220	8,510
	収 支 差			3,176	9,375
				43	△ 865
合 計	入 出 益	117,575	157,901	231,154	270,628
	収 支 差	69,466	73,282	91,269	90,280
		48,108	84,619	139,885	180,348

備考：大蔵省主計局、各年度『台湾総督府決算明細書』による。19,20年度は同『台湾総督府歳入歳出予算計算書』『同歳入歳出追加予算計算書』により作成。にがりは塩に含めた。

△印は差損額を示す。

の塩生産は島内需要を満たすに足らず、その半ばを輸入に仰いでいたが、専売実施の翌年には早くも自給自足が可能となった上、しだいに内地、朝鮮、満州、露領沿海州、南支等に輸移出するに至った。専売塩のおもなものは天日塩であったが、大正十年度から煎熬塩の製造を始めた。食用塩は主として天日塩をそのまま使用していたが、昭和十二年から粉粹洗滌塩を供給した。他方、化学工業の急速な発展に伴なって、内地の工業塩需要が激増したが、ほぼその半ばを輸入塩に依存していたので、その対策として、總督府は南日本塩業株式会社をして、昭和十三年度以降五カ年計画による既設塩田の三倍に当る工業用塩田の開設計事に着手させた。しかるに、戦争の発展に伴なう各種工業の発達、物価労銀の高騰の影響を受け、昭和十年五千人をこえた製塩業者も同十四年末には三千人に減少し、生産もまた激減して、年産十五万トンの確保が困難となった。ここにおいて總督府は、昭和十六年四月、既設の塩田経営の五会社および一千余の個人業者を台湾製塩会社に吸収し、新設の工業用塩田は引き続き前記の南日本塩業会社に経営させ、塩田施設の改善および塩田経営の合理化を図った。南部日本塩業会社の五カ年計画は、台南州および高雄州下に年産約四十万トンの塩田を開設計する予定であった。気象の不良、諸物価労銀の高騰、資材の入手難と戦いながら工事を進めたが、昭和十六年度までの完成面積二千二百七十七甲（予定総面積三千三百甲）で一応工事を打ち切り、残余は当初の計画を変更して採鹹塩田とした。なお、鐘淵曹達工業株式会社は、電解法によるカセイソーダの製造を行うとともに、副産物の塩素、水素利用による諸化学薬品の製造を目的として、自社製造原料の確保のために、工業塩田約六百二十七甲を開設計することとなり、昭和十七年一

月工事に着手、完成した。

食塩専売の開始以来、塩田の開設計、維持、改良、災害復旧工事に對する總督府の補助金は年額最高五十八万円で、累計二百五十一万余円であったが、昭和十五年度限り、これを打ち切った。このほか、既設塩田の改善充実のため、修築費補助として毎年五千余円を支出していた。總督府の積極的塩田開設計方針とともに急速に増産されて、移輸出された塩は昭和十六年度八千六百六十六万キログラム、同十七年度一億二千三百八十三万キログラム、同十八年度一億二千六百三十五万キログラム、同十九年度五千九百三十八万キログラムであった。内地移出の天日塩は大日本塩業株式会社、煎熬塩は台湾製塩株式会社に取り扱わせ、台湾製塩株式会社の七股産塩および南日本塩業株式会社の工業塩はそれぞれその製造会社に取り扱わせていた。

(イ)にがり 天日塩の副産物石こうとにがりはいずれも重要資源であり、台湾には天然石こうも苦土カリも非常に少ないので、總督府は昭和十九年九月勅令第五百五十号をもってにがり専売を実施し、この資源の確保を図るとともに、石こうは簡単な操作によって塩田において増産を図り、セメント原料としてこれを利用しようとした。石こうおよびにがり生産高は第四十八表のとおりであった。

(ニ)しょう腦 台湾の専売しょう腦はいわゆる天然しょう腦であった。これは東洋の特産物で、特に台湾は、昔からその生産地として知られていた。台湾の製腦事業はかなり古く、本島諸港を開いて以来、その製造販売の実権はしだいに居留外商の手中に落ち、島内生産者の得るところが少なかったので、清朝時代にもこれを官營に改

第四十八表 石こう・にがり生産高

年 度	石 膏	に が り
	トン	キログラム
昭和15	565	1,943
16	166	3,029
17	2,384	26,172
18	7,085	37,168
19	1,431	2,388

備考：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』により作成。

めようとして、二回にわたり専売制度をしいたが、その都度国際問題を起し、失敗に終わった。領台後、総督府はまずこれを許可制とし、次いで一定の課税を行なったが、外商との衝突、生産業者の濫伐粗製、脱税、密輸出が絶えず、台湾しょう腦の声価を失うおそれがあったので、明治三十二年八月専売制度を実施した（六月律令第十五号台湾樟腦及樟腦油専売規則）。しょう腦の製造は初め専売局自ら行なったが、後これを民間に移して許可制度とし、原料しょう腦その他の材料を払い下

げ、その生産物を専売局が買い上げた。製腦業者は従来島内に十四名あったが、総督府は、大正八年五月設立の台湾製腦株式会社にこれを統一継承させた。昭和九年七月これを買収して、専売局の直営に移した。原料しょう腦としょう腦油とは、大部分専売局南門工場で処理され、改良乙種しょう腦として幾多の副産物が得られた。

しょう腦の用途は大部分セルロイド製造原料であるが、精製したものは薬用、防虫用、また印度では宗教上の焼薰用にも使用され、世界の需要は年々膨張して一千万キログラムの多量に達した。総督府専売局で当時販売したしょう腦は粉末状の「改良乙種」で、直接セルロイドあるいは精製しょう腦の原料に用いられた。台湾では精製原料として専売局から直接販売したが、内地に対しては、内地専売局を通じて工業家に販売した。海外には委託販売の方法で英、米、仏その他の諸国に売り渡していたが、アメリカが最大の得意先であった。アメリカには、

従来相当ドイツの合成しょう腦が進出していたが、昭和十四年九月第二次大戦の突発後は、その輸出が困難となったので、わが天然しょう腦に対する世界の需要は一時激増し、非常な活況を呈した。しかし昭和十六年七月ア

第四十九表 原料しょう腦・しょう腦油収納数量（単位 千キログラム）

年 度	し ょ う 腦	本 しょう油	芳 しょう油
昭和14	716	2,447	1,403
15	694	2,288	1,567
16	379	1,451	1,042
17	247	938	712
18	182	654	603
19	151	542	448

備考：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』により作成。

第五十表 専売しょう腦（改良乙種）製造高（単位 千キログラム）

区 分	昭和14年度	15	16	17	18	19
台北南門工場	1,569	1,172	914	610	576	320
神戸出張所	526	478	386	175	—	—
計	2,096	1,651	1,301	786	576	320

備考：同上。

第五十一表 再製しょう腦製造および収納高（単位 千キログラム）

区 分	昭和14年度	15	16	17	18	19
台北南門工場(製造)	1,298	1,181	810	439	736	252
神戸出張所(収納)	620	520	405	153	—	—
計	1,918	1,701	1,216	593	736	252

備考：同上。

メリカの日本資産凍結後は、従来の輸出による外貨獲得の方針を一変し、もっぱら国内における軍需資材用に転用し、従来のしょう腦、しょう腦油年産五百五十万トン目標を二百十再製作業中の副産物に赤油、白油、藍色油、高級芳油（A・B）、ゲラニオール、タピネオール

第五十二表 改良乙種しょう脳国内売値

用途別	内売値 (単位 百キログラム当り)	
	神戸渡	台北渡
精製しょう脳原料用	円 642	円 639.50
セルロイド原料用	360	357.50
その他	360	357.50

備考：大蔵省監理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』により作成。昭和19年1月現行。

第五十三表 専売しょう脳国内売渡高
(単位 千円)

年度	数量	金額
昭和14	千瓶 2,406	5,575
15	1,807	6,535
16	1,023	3,627
17	526	1,671
18	614	2,062
19	338	2,037

備考：前表に同じ。

第五十四表 専売しょう脳仕向地別輸出高 (単位 千キログラム)

区分	昭和14年度	15	16	17	18	計
イギリス	64	3	—	—	ホンコン ボルネオ	49
フランス	54	—	—	9	仏印	134
シナ	—	—	21	369		275
アメリカ	602	210	—	—		—
タイ	—	—	—	93		113
満州国	—	—	—	78		120
計	721	213	21	551		693
						2,210

備考：同上。

ル等があった。従来はそのまま海外に輸出していたが、昭和二十年ころには全部国内で処理され、高級香料として内の需要に向けられた。

(注)煙草 台湾に煙草専売を施行したのは明治三十八年である(三月律令第一号台湾煙草専売規則)が、その前年、内地で煙草専売を実施したので、これと同一歩調に出たわけである。煙草は、煙草試験場で試験のため耕作するものを除き、すべて総督府の許可を受

けた者だけに耕作させ、その生産した葉煙草はすべて、あらかじめ告示した賠償価格をもって収納の上、製造し

第五十五表 副産物生産高 (単位 千キログラム)

区分	昭和14年度	15	16	17	18	19
白油	507	478	332	165	315	134
赤油	483	486	333	164	313	125
藍色油	34	29	18	3	21	5
芳油	—	113	48	—	—	—
B芳油	142	86	86	26	80	7
A芳油	99	92	39	—	—	—
ゲラニオール	0.074	—	—	—	—	—
タピネオール	44	41	40	10	58	28
計	1,310	1,329	898	370	789	301

備考：前掲書による。

第五十六表 副産物売値 (昭和20年9月1日)

区別	白油	赤油	藍色油	高級芳油 A	高級芳油 B	タピネオール	ゲラニオール
(単位)	100円	100円	100円	1円	1円	100円	100円
本局渡正味	131.00	161.50	94.00	6.93	3.00	144.00	368.00
神戸渡正味	135.00	165.00	97.50	6.95	3.00	—	370.00

備考：同上。昭和18年以降は本局渡(台北)のみ。単位キログラム。

た。昭和二十年期の実績は耕作面積二千七百甲、煙草収納量目百六十四万キログラム、賠償金額四百六十六万円であった。当時耕作していた葉煙草は、黄色種および支那種の二種類であった。

黄色種は、島内需要の激増に伴ない、これが自給自足を図り、かつ食料作物ならびに国策的作物との摩擦をさけつつ、年々耕作面積の拡張を行なったが、昭和十七年期の五千七百甲を最高として、漸次減反せざるを得なくなった。支那種は、昭和八年以降完全に自給の域に達したが、これもまた、十九年以降減反のやむ

第五十七表 黄色種葉煙草（両切煙草原料）
耕作面積および収納量

区分	昭和18年期	19	20
耕作面積	甲 4,628.3285	甲 4,681.4115	甲 2,425.2572
収納量目	キログラム 7,482,997.5	キログラム 6,522,048.5	キログラム 1,524,750.0

備考：前掲書により作成。

第五十八表 支那種葉煙草（刻煙草原料）
耕作面積および収納量

区分	昭和18年期	19	20
耕作面積	甲 351.1821	甲 371.7115	甲 259.0118
収納量目	キログラム 85,689.0	キログラム 850,960.5	キログラム 118,003.5

備考：同上。

類を減じて十二種となった。すなわち、両切紙巻は黒潮、曙、つはもの、日の出、葉巻は新高、マボラス、ノール、ダイトン、刻みは白菊、水仙、玉蘭、日の丸であった。昭和十九年度の製造高は両切三十二億八千九十万本、葉巻二十六万本、刻み六十六万キログラムであった。

総督府専売局から昭和十九年度に売り渡した原料葉煙草および煙骨類は、本島産黄色種は五十三万キログラム、

価額三百五十万円、煙骨類は百四万キログラム、価額五万円であった。昭和十九年度中の販売高は口付六千九百万本、両切三十六億九千万本、葉巻八万本、刻み百五十二万キログラム、金額七千九百七十八万円であった。売捌人は八十四人、小売人は約六千人であり、売捌人の手数料は七階級に分かれ、定価の千分の十一ないし三十五、小売人の手数料は一率に定価の千分の五十であった。第六十一表に、製造たばこの輸移出入数量を年度別に掲げておく。

第五十九表 煙草製造高

	両切	葉巻	刻み
昭和14年度	千本 2,337,718	千本 513	キログラム 916,255
15	2,728,194	733	967,842
16	3,267,760	667	972,938
17	3,296,161	721	837,270
18	3,853,520	530	782,995
19	3,280,898	260	655,120

備考：前掲書による。

第六十表 昭和十九年度製造煙草輸移入
数量および価額

区分	口付	両切	刻み
内製 輸移入数量	16,800	13,000	13
地品 同 価 額	189	22	111
外国製品	—	—	—

備考：同上。単位千本，千円。刻みは千キログラム。

第六十一表 製造煙草輸移出入数量
(単位 千キログラム)

	輸移入数量	輸移出数量
昭和14年度	1,035	251
15	905	210
16	995	41
17	396	225
18	208	253
19	43	177

備考：前掲書による。

(ノ)酒類 明治四十年八月律令第六号をもって台湾酒造税規則が制定せられた。

当時の酒造場は千をこえたが、その後、極力統合の方針をとってきた。大正十一年五月律令第三号台湾酒類専売令による酒専売実施直前、なお二百有余の製造場を数え、きわめて原始的な方法のもとに製造されていたため、酒の品質は劣悪のものが多く、島民の保健衛生上、寒心すべき状態であった。移輸入酒類は清酒がおもで、洋酒類、支那酒類は、種類は多くあったが、数量は少なく、かつ品質のいかがわしきものも少なくなかった。ビールは、始政以来もっぱら移入にまっていたが、大正八年高砂麦酒株式会社設立とともに、翌九年以降、島内製品の供給があるようになった。専売実施の理由は、一は、島民の保健衛生上酒造および酒類販売を政府の直轄管下におき、一は、その収入で財政の調節を図ろうとするにあつて、当局は、その実施のため数年来調査してきた結果、いよいよ大正十一年七月からこれを決行した。当時、欧米各地では、酒營業の管理につき、あるいは宗教的・道徳的見地から、あるいは衛生上の見地から、種々の議論をなす者が多く、制度としても、国家が酒營業の管理をなし、進んで禁酒制度を實行したものであったが、専売制度を實施したものは少なく、かつ台湾のように、ほとんどすべての酒精含有飲料を含めていたものは、その例がはなはだまれであった。台湾の酒類専売は、わが国ではもちろん最初の試みであつたにもかかわらず、順調な発達を遂げた。専売の範囲は、原則として酒類、アルコールの全部を含めており、ビールは、創業当時は除外されたが、昭和八年七月一日から販売のみを専売とし、また揮発油混入用無水アルコールと一般アルコールとは、民間の製造ならびに島外への販売を認め、島内の販売を政府の専売とした。専売酒類は、主として政府が直接製造したが、洋酒（國産品）、清酒、ビール等は内地から

移入する方法をとつて、外国からの輸入はほとんどなかった。従来島内製造の酒類は、名称がはなはだ多種多様であつたが、内容は大差ないものであったので、専売実施後はこれを適当に取捨し、品質の統一整理を図つた。

製造工場は、専売実施直前は二百余であつたが、専売実施とともに二十一工場に整理集中され、さらに集約化を図つた結果、十一工場となり、大量生産の実をあげた。しかして、工場は大部分専売前の民営工場を徴収して改築または拡張したものであるが、設備は逐年改善充実されて、全く面目を一新してしまつた。清酒の製造につ

第六十二表 酒類製造高比較

(単位 ヘクトリットル)

種 類	昭和16年度	19
清酒 (凱旋, 福祿)	105,868	61,465
米酒	251,630	140,257
紅酒	60,058	58,818
洋酒	35,610	25,440
その他	901	1,476
の計	2,500	4,450
アルコール(96度品)	456,567	291,906
	42,059	18,244

備考：前掲書による。

いては、高温地帯にあるにもかかわらず、冷凍設備の完備により、四季醸造に成功するとともに、早くから合成清酒の製造に主力を注ぎ、米の消費節約にも多大の効果をあげた。また、製造酒類の半数を占める米酒については、在来の幼稚で原始的な方法を廃し、科学化、機械化の極致ともいふべきアミロ法を完成採用し、品質の向上均一化ならびに作業能率の画期的増進により、経費を著しく軽減し、政府財政に多大の貢献をしたばかりでなく、わがアルコール製造工業の進歩発達にも寄与するところが多大であつた。

酒類の販売は、本局、支局または出張所から売捌人に配給し、売捌人から小売人に、小売人から一般消費者に販売した。昭和二十年

第六十三表 酒類移輸入高比較

品目	昭和16年度	19
移入酒	ヘクトリットル 62,201	ヘクトリットル 732
輸入酒	513	—
計	62,714	732

第六十四表 内地移出酒類

品目	昭和16年度	
	数量	金額
老酒	ヘクトリットル 328	円 8,356
五加皮酒	146	5,893
糯米酒	6	1,747
計	482	15,996

第六十五表 島内酒類需要高

品目	昭和16年度	19
局製品	ヘクトリットル 452,856	ヘクトリットル 327,817
移輸入品	62,463	7,457
島内買上高	55,565	23,009
計	570,884	358,283

備考：以上3表とも前掲書による。

六月末現在では売捌人九十
三人、小売人五千五百人で、
売捌人の手数料は七級に分
かれ、定価の一分七厘ない
し六分であり、小売人の受
ける口銭は、一率に定価の
五分であった。

(f) 度量衡 領台当時、台

湾の度量衡器はすべて支那式で、種類が多く、その単位も一定せず、土地が変れば、器も量も異なるという状態で、種々の弊害があり、経済生活の基準をなす公器としてはなほだ不適當なものであった。そこで、総督府ではこれが改革を企図し、明治二十八年殖産部内に司検所を設けて、度量衡制度の基礎確立についての調査を始め、同年十一月、内地式度量衡器の移入販売の途を開き、同三十三年十一月には律令第二十号台湾度量衡条例（同三十九年四月律令第三号により廃止）を公布して、同三十四年五月これを施行し、台湾において初めて特許制により、内地式度量衡器の製作、修覆を開始することとなった。一面、在来器物の使用は、あへん烟膏請負人、食塩販売業者および公設市場には同年末日限り、また一般には同三十六年十二月末日限り、これを禁止した。器物の製作

は特許制によって民業にゆだねてあったので、時に供給が不足したり、あるいは不当な価格を要請したりすることがあったばかりでなく、さらに品質の低下をみ、器物の正確保持上看過することを得ないものがあった。そこで、明治三十九年四月律令第三号台湾度量衡規則を公布して、製作、修覆および売下げともに官営とし、ここに

内地の度量衡制度と趣を異にする台湾独特の制度をつくり、豊富な島産材料と比較的低廉な労銀により、漸進的に自給自製の方針をたて、大正十年以降工場の拡張、設備の充実を行い、大正十三年メートル法の統一実施にあたり、器物の更改に大いなる成績をあげた。度量衡器の種類は次のとおりであった。

度量衡 直尺、曲尺、畳尺、巻尺、鍵尺、縮尺、タクシー

メートル、特殊度量器

度量衡 化学用度量器、ガスメートル、水量メートル、ガソ

リン度量器

度量衡 台秤、上皿天秤、化学天秤、上皿桿秤、木桿、自

動秤、特殊度量器

第六十六表 酒類売渡高
(単位 ヘクトリットル, 千円)

種類	昭和16年度		19	
	数量	金額	数量	金額
内地清酒	14,656	2,483	5,190	2,864
本島清酒	102,870	8,617	70,834	15,803
米酒	244,586	14,224	154,531	31,350
紅薬酒	60,889	5,051	62,693	20,036
洋酒	34,709	3,943	32,728	12,969
酒精	7,403	2,449	2,358	2,017
酒かす	5,717	261	4,997	1,308
内地ビール	不明	82	不明	43
本島ビール	40,945	3,428	2,267	566
その他	55,565	3,456	20,509	4,076
計	3,544	277	3,176	1,268
	570,884	44,275	358,283	92,303

備考：大蔵省管理局『台湾総治概要』により作成。

計量器 1、計圧器、圧力計、真空計、連成計

2、温度計、体温計、寒暖計、その他温度計

3、浮秤

4、生糸織度検定器

5、乳脂計

度量衡器は島内の自製自足を目標として努力していたが、その種類が多く、自足することが困難で、特殊の度量衡器は内地から移入していた。ことに太平洋戦争以来、製作、移入ともに減少し、昭和十九年度には、予定計画に対して、製作三〇パーセント、移入一〇パーセントになった。製作官署は台北市の度量衡所、台南市の台南支局であって、修覆官署は度量衡所、台中支局、台南支局、花蓮港支局であった。度量衡の売下げ官署は十四カ所、特殊販売営業所は百六十五カ所であった。

(チ)マッチ この専売は、昭和十七年六月律令第十三号台湾燐寸専売令により、同年七月から実施されたが、これは、マッチが生活必需品である関係上、その需要を調整し、円滑な供給を図るのを主眼としたものであった。専売を実施すると同時に台湾燐寸株式会社を買収し、翌年七月から製造を開始したが、昭和十九年には新竹燐寸工場が完成し、製造能力を増すことができた。マッチ専売施行の当初は、原材料をすべて内地に依存したが、その後努力の結果、島内における自給が完成された。塩素酸カリは南日本化学工業株式会社高雄工場で、また赤燐

第六十七表 マッチ製造高 (単位 トン)

年 度	製 造 実 績		計
	台 中 工 場	新 竹 工 場	
昭 和 17	6,471.80	—	6,471.80
18	7,766.07	—	7,766.07
19	6,823.20	1,228.60	8,051.80
20	—	287.00	287.00
計	21,061.07	1,515.60	22,576.67

備考：前掲書による。昭和20年度は8月までの製造数量である。

第六十八表 マッチ販売数量 (単位 トン)

年 度	家 庭 マ ッ チ	新 高	かぶと	並 型	徳 用 マ ッ チ	たばこ マ ッ チ	計
昭和17	2,624.8	8,373.9	5,106.9	2,615.6	—	—	18,721.2
18	9,334.4	8,287.0	5,029.8	8.3	60.8	57.5	22,777.8
19	2,986.4	6,628.9	122.0	—	207.6	93.1	10,038.0

備考：前掲書による。昭和17年度は7月以降の販売数量である。

は台湾電化株式会社基隆工場で製造した。販売機関は売捌人、小売人で、ともに当局でこれを指定した。昭和十九年には売捌人は三十九人、小売人は三千人であった。

(ウ)石油 石油は国防上、産業上きわめて重要であったので、従来、石油業法、人造石油製造事業法、石油配給統制規則等により、生産、配給両方面にわたり強度の統制を加えてきたが、太平洋戦争の突発により、配給統制の徹底的強度化が要請されることとなったので、昭和十八年七月一日、内地、朝鮮と同時に石油の専売を実施した(昭和十八年五月律令第十四号台湾石油専売令)。専売石油は揮発油、燈油、軽油、重油、機械油、石油副製品、およびこれらの類似品で政府の指定したものであった。これを詳説すると、(1)炭化水素を主成

第六十九表 専売開始後油類製造数量

(単位 キロリットル)

種類	銘柄	昭和18年度 7月～3月	19	計
揮発油	91号航空揮発油	—	686	686
"	92号 "	—	25	25
"	87号 "	832	451	1,284
"	971号 "	384	556	940
"	2号工業用揮発油	126	108	234
"	15号 "	175	2	178
"	自動車用揮発油	1,354	2,169	3,523
燈油	酒精変性用石油	163	99	262
"	台宝油	427	620	1,047
"	揮発油吸収用燈油	—	117	117
軽油	別2号軽油	627	755	1,382
重油	1号重油	—	76	76
機械油	麻油	61	59	121
"	別マシン油	—	49	49
計		4,151	5,778	9,930

備考：前掲書により作成。

分とする揮発油、燈油、軽油、重油（原料として輸入する重油を除く）、(2)炭化水素を主成分とする電気絶縁油、スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、タービン油、マシン油、マリエンジン油、内燃機油、シリンダー油、台車油、(3)燃料酒精であった。石油の販売機関としては、甲種、乙種の売捌人のほか、別に小売人があった。甲種売捌人は政府から売渡しを受け、これを乙種売捌人に売り下げ、乙種売捌人はこれを消費者に販売した。小売人は乙種売捌人から買い受け、これを消費者に販売したが、その取扱品種は、燈油、揮発油のように少量の販売を必

要とするもの限り、その他の石油は取り扱わなかった。石油専売はいわゆる販売専売であったから、許可を与えて民間で製造したものを収納した。台湾の製造業者は、日本石油株式会社の一社のみであった。台湾における石油の製造高は島内需要の一、二割程度にすぎなかったから、残余の不足分は、石油配給統制株式会社に内地の

製品を移入させ、これを購入していた。台湾では、燃料酒精を除き、揮発油、燈油、軽油、機械油、重油等は、その生産がきわめて少なく、その大部分は、これが補給を島外に仰ぐほかなかった。

3 公債

台湾の公債の沿革と、公債によってまかなわれた事業もしくは公債と関係ある事業を列記すると、次のとおりである。

第七十表 石油類購入実績

(単位 キロリットル)

種類	昭和18年度	19	計
航空揮発油	830	1,404	2,234
普通揮発油	2,526	1,923	4,450
燈油	4,357	1,745	6,103
軽油	940	948	1,889
重油	6,704	6,964	13,668
機械油	2,283	1,873	4,157
計	17,643	14,859	32,503
無水酒精	11,504	4,849	16,353
含水酒精	—	21,868	21,868
計	11,504	26,718	38,222
合計	29,147	41,578	70,726

備考：前掲書により作成。

第七十一表 石油類売渡実績

(単位 キロリットル)

種類	昭和18年度	19	計
航空揮発油	—	1,404	1,404
普通揮発油	3,685	2,004	5,690
燈油	4,165	1,639	5,804
軽油	762	948	1,711
重油	2,220	8,047	10,250
機械油	1,711	1,873	3,584
計	12,572	15,917	28,445
無水酒精	10,884	3,546	14,430
含水酒精	—	24,443	24,443
計	10,884	27,989	38,874
合計	23,411	43,907	67,319

備考：前掲書による。

- (イ) 明治三十二年三月、台湾事業公債法の制定により、公債を財源として縦貫鉄道建設、土地調査、基隆築港、庁舎新営の四事業を起す。
- (ロ) 明治三十七年三月、公債法を改正し、土地調査の終了に伴う大租権の整理を行う。
- (ハ) 明治四十一年、ふたたび同法の改正を行い、水利事業、高雄築港、台東鉄道建設の三事業を起す。
- (ニ) 大正六年度、八堵・蘇澳間、屏東・枋寮間の鉄道敷設工事を起す。
- (ホ) 大正九年度、西部海岸線中港・大肚間の鉄道敷設工事を起す。
- (ヘ) 同年度、大安溪の道路橋梁と基隆築港工事を公債支弁に移す。
- (ト) 大正十年度、玉里・里壠間の鉄道建設費ならびに既設鉄道の改良費を計上し、事業公債法を改正する。
- (チ) 大正十一年度、酒専売制度の実施、私設鉄道（台東）買収のため交付金を必要とするほか、鉄道建設費とその改良費に増加を要するため、事業公債法を改正する。
- (リ) 大正十二年度、さらに鉄道建設費、鉄道改良費および水利事業費等に増加支出を要するため、事業公債法を改正する。

(ク) 昭和二年度、縦貫鉄道複線その他の工事費および二水・外車埕間の鉄道買収費等に支出を要するため、事業公債法を改正する。

(ケ) 昭和四年度、三貂嶺・菁桐坑間の鉄道買収のため、事業公債法を改正する。

(コ) 昭和九年度、官営製腦事業経営の経費を支弁するため、事業公債法を改正する。

(ク) 昭和十四年度、中部築港工事および鉄道改良工事のため支出の要あり、事業公債法を改正する。

(カ) 昭和十五年度、鉄道の建設および停車場改良工事のため支出の要あり、事業公債法を改正する。

以上のうち、(イ)の事業のため発行しうる公債は三千五百万円であったが、明治三十八年以後は募集を中止し、これに代る財源を歳入および一時借入金に求めたため、公債の実際発行高は三千四百五十万円であった。また(ハ)の事業に対しては、初めから公債を発行せず、その経費三千八百九十九万円の財源は、順次、台湾銀行からの短期借入金によったが、大正六年度から起工の鉄道建設費は、ふたたび公債支弁によることとし、前記の短期借入金支弁事業は大正七年度限り中止することとなった。要するに、内地から補充金を受けた時代は格別とし、独立会計に入った明治三十八年度から大正五年度までは、短期借入金をして公債支弁事業を行ってきたのであった。

基隆・高雄築港事業のようなものも、その第一期計画は公債支弁事業であったにもかかわらず、二期以後の拡張計画は普通歳入でまかなったのであった。しかるに大正九年度以後、基隆築港拡張計画の追加とともに、ふたたび公債支弁に戻ったが、これは結局、今後は、各種の事業がますます増加する傾向があったため、これを公債と普通歳入とに適宜分割支弁する必要を生じたからであった。

しかして、大正十三年以降は極力事業の緊縮を図るとともに、財界の状況にかんがみ、公債募集を打ち切る

こととなったが、昭和元年度には嘉南大圳工事費補助増額等のため、これが財源として特に三百万円を発行し、昭和二年度は、縦貫鉄道複線その他の工事費および二水・外車埕間鉄道買収等のため九百三十三万一千四百円を、四年度には、台陽鉄道買収のため百七十万四千五百二十五円を、九年度には、さらに台湾製腦会社買収の関係上三百四十五万三千七百七十五円を発行した。また、十四年度には、中部築港および鉄道改良工事のため六百三十四万円を発行し、昭和十五年度には、既定計画による新高港築港工事のため四百万円のほか、高雄および新高港の臨港線建設工事ならびに南部操車場設置、新竹、新営および花蓮港の各駅改良工事のため二百万円、合計六百万円を発行することとした。

その後、昭和十七年三月の改正により、台湾事業公債法の発行限度は二億五千八百三十万円に増額され、また昭和十八年法律第九十四号による米穀の増産、供出確保および企業整備の資金に充てるため、公債の法定限度一億三千二百万円が決められた。

しかして、昭和十七年度には公債発行済額一億八千六百六十余万円、そのうち償還済額二千六百四十三万円余で、未償還残高は一億六千四十一万円余ということになっていた。

明治三十二年以降昭和十五年までの公債発行高、借入金借入高ならびにその償還高を、第七十二表に掲げておく。

なお、公債とも関係があるので、一言付け加えておきたいのは、台湾財政と内地財政との相互依存関係である。

第七十二表 台湾総督府特別会計公債および借入金 (単位 千円)

年次	公債			台湾事業公債法による借入金			残高計
	発行高	償還高	残高	借入高	償還高	残高	
明治32年	—	—	—	3,200	—	3,200	3,200
33	2,211	—	2,211	5,100	2,000	6,300	8,511
34	3,222	—	5,434	600	1,600	5,300	10,734
35	11,273	—	16,707	2,649	2,509	5,440	22,148
36	7,000	—	23,707	500	2,591	3,349	27,057
37	7,375	—	31,083	—	200	3,149	34,232
38	3,039	1	34,121	649	2,998	800	34,921
39	385	322	34,185	—	800	—	34,185
40	—	543	33,641	—	—	—	33,641
41	—	—	33,641	823	—	823	34,465
42	23	820	32,844	2,580	—	3,404	36,248
43	2,506	800	34,551	2,838	1,500	4,742	39,294
44	—	1,500	33,051	1,200	2,653	3,289	36,341
大正1年	—	1,500	31,551	3,427	1,450	5,266	36,818
2	—	1,500	30,051	1,791	638	6,419	36,471
3	—	1,500	28,551	3,048	1,200	8,267	36,818
4	—	800	27,751	1,394	3,427	6,234	33,985
5	—	800	26,951	1,576	1,791	6,019	32,970
6	—	—	26,951	1,378	3,048	4,350	31,301
7	4,000	—	30,951	1,000	1,394	3,955	34,907
8	3,192	—	34,143	—	1,576	2,378	36,522
9	9,207	—	43,351	—	1,378	1,000	44,351
10	16,721	—	60,072	—	1,000	—	60,072
11	19,270	—	79,343	—	—	—	79,343
12	1,236	—	80,580	7,000	—	7,000	87,580
13	7,683	—	88,263	3,200	7,000	3,200	91,463
14	2,749	—	91,013	—	—	3,200	94,213
昭和1年	3,000	—	94,013	—	—	3,200	97,213
2	9,733	—	103,746	—	—	3,200	106,946
3	5,266	—	109,012	—	—	3,200	112,212
4	4,649	—	113,662	—	—	3,200	116,862
5	1,913	1,370	114,205	—	—	3,200	117,405
6	687	1,456	113,435	—	—	3,200	116,635
7	5,801	514	118,722	—	—	3,200	121,922
8	8,248	439	126,530	—	3,200	—	126,530
9	3,453	459	129,525	—	—	—	129,525
10	145	1,468	128,202	—	—	—	128,202
11	1,168	1,502	127,868	—	—	—	127,868
12	—	1,487	126,380	—	—	—	126,380
13	—	1,488	124,897	—	—	—	124,897
14	6,340	1,466	129,771	—	—	—	129,771
15(予算)	6,000	1,448	134,322	—	—	—	134,322
計	157,508	23,185	134,322	43,959	43,959	—	134,322

備考：大蔵省『明治財政史』『明治大正財政史』、大蔵省理財局『国債統計年報』『国債参考書』により作成。

内地財政から台湾財政への援助のおもなものは、さきにしるした明治二十九年同三十七年度までの補充金三千四十八万円、明治三十四年度から大正三年度までの内地負担砂糖消費税収入の台湾財政への受入金額五千五百九十三万円であつて、台湾財政から内地財政への貢献は、昭和十一年度から始まつた軍事費分担金であつた。昭和十一年度までは、台湾は、日本の軍事費については全くその負担を免れていたのが、昭和十一年度から同十九年度までに、財政上の余裕金および租税・専売等の増徴額の一部をもつて、三億八千七百九十七万円の一般会計繰入れをした。昭和二十年度の繰入予定額は、二億八百八十七万円という多額に上つていた。

第三章 台湾の地方財政

台湾の地方税制度は、明治三十一年十月から台北、台中、台南の三県と宜蘭庁とに、これを施行し、同三十四年から澎湖庁に及ぼし、三十五年度から台東庁に施行することとなり、ここに初めて全島に普及をみた（明治三十一年七月律令第十七号台湾地方税規則）。その地方税経済は、明治三十四年度までは、各県庁を經理の単位としたが、三十五年度からは、地方費区を設け、全島を三費区にわかち經理することとなった。しかるに、大正九年十月地方制度が改正されて、新たに地方団体たる台湾州制、台湾庁地方費令、台湾市制、台湾街庄制の成立をみることとなった結果、従来の地方費区は廃止され、州庁地方費、市、街庄は独立の經濟主体となり、その財政經理をなすこととなった。越えて、昭和十二年十月には台湾庁制（昭和一二・九 律令第一六号）が施行された結果、従来、庁地方費の区域であった台東、花蓮港、澎湖の三庁がおのおの独立した經濟主体となり、同時に庁地方費令は廃止となった。

以下、地方財政の歳出、歳入の概要について述べることにする。

第一節 地方歳出

まず州庁、市、街庄、街庄組合につき、年次別にその総費を掲げてみよう(第七十三表)。その歳出の一般会計とは、後に掲げるように、教育費、土木費、衛生費、勸業費などであつて、特別会計とは罹災救助基金歳出、財産造成費歳出、公共用地施設費歳出、工業用地設定費歳出、台北市乗合自動車費、水道費、印刷所費、台南市教育基金、台北州北投街水道温泉費、台中州北屯庄造林事業費、高雄州街庄組合の学校経営費などのような諸費で、州庁・市・街庄などに各種のものがあつた。州庁とは台北州、新竹州、台中州、台南州、高雄州、台東庁、花蓮港庁、澎湖庁をいうのであり、市街庄とは大体内地の市町村に該当するものであつた。

右に述べた地方財政の一般会計につき、その歳出費目別に累年比較を表にすると、第七十四表のようになる。その費目は、これを大別して教育費、土木費、衛生費、勸業費、社会事業費、庁費役所役場費、会議費および協議会費、警備費、公債費、公金取扱費、財産蓄積費、その他諸費とするが、これら費目の細目を示すと、地方の仕事の内容がよくわかるので、やや繁雑にわたるが、次に掲記してみよう。

(一) 教育費——各種学校費、各種学校校舎宿舍管繕費および用地買収費、教職員宿舍買収費、各種学校生徒児童委託費、幼稚園費、博物館費、図書館費、図書館費、文庫費、動物園費、歴史館費、郷土館費、娯楽館費、青年会館費、

第七十三表 台湾団体別地方歳出累年表(予算) (単位 千円)

区分	州 庁		市		街 庄		街庄組合		計
	一般会計	特別会計	一般会計	特別会計	一般会計	特別会計	一般会計	特別会計	
大正10	14,641	1,084	2,581	—	8,776	—	—	—	27,083
11	14,058	1,617	3,106	—	9,484	—	—	—	28,266
12	13,859	1,328	3,075	53	8,683	917	—	—	28,384
13	13,579	1,526	3,465	300	8,889	630	—	—	28,391
14	13,658	1,405	3,659	827	7,878	195	—	—	27,624
昭和 1	14,444	373	3,737	606	8,783	635	—	—	28,579
2	15,320	441	4,045	1,129	9,353	751	—	—	31,042
3	15,391	461	5,777	1,249	9,797	768	—	—	33,446
4	16,762	523	5,570	3,035	10,574	484	—	—	36,950
5	17,743	491	6,584	1,909	10,299	405	24	—	37,458
6	17,603	532	7,297	1,664	10,105	568	37	—	37,809
7	18,004	542	6,922	1,295	9,934	299	26	—	37,025
8	19,511	603	8,143	833	11,085	304	55	—	40,537
9	20,001	499	9,430	899	11,255	176	66	—	42,330
10	20,997	497	11,212	1,079	13,088	216	184	—	47,276
11	24,526	507	12,080	1,055	16,071	426	174	—	54,842
12	31,726	474	16,990	2,421	20,773	214	770	—	73,392
13	32,606	3,937	15,767	2,833	21,782	68	1,058	—	78,055
14	34,690	2,199	14,762	3,283	22,198	50	829	—	78,014
15	39,494	4,189	18,694	3,891	26,319	47	845	—	93,482
16	53,280	6,962	26,552	5,090	31,238	49	970	—	124,143
17	55,712	4,675	26,896	5,190	35,737	46	1,482	—	129,741
18	68,622	5,755	29,955	5,840	43,198	39	1,454	—	154,867

備考：台湾総督府、各年『台湾事情』により作成。

学事諸費、社会教育費、国語講習所費、青年学校費、青年道場費、勤行報国青年隊費、国民精神総動員費、皇民塾費、皇民錬成費、民風作興費、部落振興会費、部落会諸費(教育関係の財産買収費、管繕費、災害復旧費、奨励費、諸負担金の補助および寄付)。(二) 土木費——土木費、道路橋梁費、港湾費、港

湾施設費、治水堤防費、運河開鑿費、貯水地施設費、砂利採取費、渡船費、測量費、都市計画費、土地区画整理費、碎石工場費、乳剤工場費、河川工事費負担金および寄付金、街燈費、土木関係の財産買収費、營繕費、災害復旧費、奨励費、諸負担金の補助および寄付。(三) 衛生費——衛生諸費、伝染病予防費、病院費、隔離病舎費、汚物掃除費、公共井戸費、公共便所費、水道費、下水道費、公園費、撒水費、屠場費、運動場費、水泳場費、海水浴場費、墓地費、火葬場費、遊園地費、衛生展覽會費、溝渠浚渫費、排水溝工事費、マラリア防遏地物整理費、尿尿殺菌池施設費、水道拡張工事費、国民体力検査費、衛生関係の財産買収費、營繕費、災害復旧費、奨励費、諸負担金の補助および寄付。(四) 勸業費——市場費、水利事業費、埤圳経営費、勸業諸費、品評會費、共進會費、物産陳列場費、造林費、米穀調査費、米穀統制資料調査費、農業調整指導費、茶業指導所費、拓士養成費、工芸指導所費、害虫駆除予防費、市街庄営店舗費、簡易裝蹄場費、市場事業資金、經濟統制諸費、物資配給統制諸費、国民貯蓄奨励費、工業用水道費、勸業関係の財産買収費、營繕費、災害復旧費、奨励費、諸負担金の補助および寄付。(五) 社会事業費——方面委員費、釈放者保護費(免囚保護)、職業紹介費、精神病者監護費、慈善事業費、開導所費、人事相談所費、簡易宿泊所費、行路病人取扱費、救助費、軍事援護費、軍事援護相談所費、公設質舖費、公設産婆費、公共住宅費、公共浴場費、季節保育所費、託児所費、保育園費、社会館費、博愛館費、葬儀堂費、斎場費、納骨堂施設費、遺家族授産施設費、遺産住宅費、実費診察所費、社会事業関係の財産買収費、營繕費、災害復旧費、奨励費、諸負担金の補助および寄付。(六) 庁費、役所役場費——庁費、郡市役所費、

第七十四表(A) 台湾地方団体歳出費目別累年比較(一般会計)

(単位 千円)

年次	大正10	11	12	13	14	昭和1	2	3	4	5	6
教育費	8,383 (322)	8,789 (330)	9,838 (384)	10,054 (388)	9,981 (396)	10,578 (393)	10,498 (366)	10,928 (353)	11,438 (347)	11,428 (330)	11,899 (340)
土木費	1,482 (57)	1,829 (69)	1,430 (56)	1,660 (64)	1,392 (55)	1,605 (57)	2,668 (93)	2,509 (81)	3,338 (101)	4,353 (126)	4,196 (123)
衛生費	2,545 (98)	3,182 (119)	3,012 (118)	3,352 (129)	3,448 (137)	3,594 (134)	4,044 (141)	3,964 (128)	4,269 (130)	4,258 (123)	4,032 (115)
勸業費	697 (27)	953 (36)	1,276 (50)	1,478 (57)	1,385 (55)	1,910 (71)	2,015 (70)	2,701 (87)	3,124 (95)	2,797 (81)	3,021 (84)
社会事業費	482 (19)	441 (17)	742 (29)	556 (21)	537 (22)	721 (27)	832 (29)	1,518 (49)	951 (29)	1,166 (34)	1,399 (40)
庁費、役所役場費	5,221 (201)	4,710 (177)	4,727 (185)	4,671 (180)	4,061 (161)	4,555 (169)	4,545 (158)	4,828 (156)	5,601 (170)	5,220 (151)	5,088 (145)
会議費および協議會費	32 (1)	82 (3)	63 (2)	57 (2)	54 (2)	53 (2)	56 (2)	56 (2)	57 (2)	59 (2)	55 (2)
警備費	(—)	73 (3)	88 (3)	119 (5)	102 (4)	124 (5)	120 (4)	149 (5)	136 (4)	140 (4)	161 (5)
公債費	3	68 (2)	1,243 (49)	1,184 (46)	1,284 (51)	1,066 (40)	1,030 (36)	1,006 (32)	1,171 (36)	1,304 (38)	810 (23)
公金取扱費	537 (21)	590 (22)	550 (21)	568 (22)	557 (22)	619 (22)	631 (22)	631 (20)	651 (20)	669 (19)	656 (19)
財産蓄積費	10 (—)	163 (6)	134 (5)	183 (7)	276 (11)	205 (8)	290 (10)	233 (8)	(—)	470 (13)	347 (10)
その他諸費	6,603 (254)	5,762 (216)	2,509 (98)	2,045 (79)	2,113 (84)	1,950 (72)	1,994 (69)	2,438 (79)	2,166 (66)	2,758 (79)	3,336 (94)
歳出總計	25,999 (1,000)	26,648 (1,000)	25,617 (1,000)	25,934 (1,000)	25,196 (1,000)	26,964 (1,000)	28,719 (1,000)	30,967 (1,000)	32,908 (1,000)	34,627 (1,000)	35,006 (1,000)

第七十四表(B) 台湾地方団体歳出費目別累年比較(一般会計)

(単位 千円)

年次	昭和7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
教育費	11,684 (335)	12,279 (317)	12,891 (317)	15,481 (342)	17,148 (325)	21,806 (314)	22,845 (326)	23,469 (328)	29,336 (347)	36,996 (333)	40,760 (344)	48,821 (344)
土木費	5,134 (147)	6,429 (166)	6,523 (160)	6,553 (145)	7,935 (151)	12,681 (183)	13,565 (193)	11,291 (158)	12,965 (153)	19,820 (179)	17,211 (146)	18,635 (131)
衛生費	4,103 (118)	4,133 (107)	4,321 (106)	4,494 (99)	5,081 (96)	5,530 (80)	5,841 (83)	5,692 (79)	8,111 (96)	10,255 (92)	11,018 (93)	9,662 (68)
勸業費	2,817 (81)	3,377 (87)	3,197 (79)	3,366 (74)	3,892 (74)	5,376 (77)	6,001 (85)	6,945 (100)	8,903 (105)	10,422 (94)	10,768 (91)	12,764 (90)
社会事業費	1,097 (31)	1,525 (39)	1,362 (33)	1,652 (36)	1,160 (22)	942 (14)	987 (14)	1,301 (18)	1,370 (16)	2,891 (26)	2,333 (20)	2,720 (19)
庁費、役所役場費	4,800 (138)	5,155 (133)	5,412 (133)	5,494 (121)	6,547 (124)	7,714 (111)	7,918 (113)	8,423 (118)	9,247 (110)	10,897 (98)	12,024 (102)	14,003 (99)
警備費	52 (2)	55 (2)	58 (2)	59 (1)	97 (2)	151 (2)	135 (2)	120 (2)	130 (2)	146 (1)	162 (1)	174 (1)
公債費	155 (4)	169 (5)	193 (4)	205 (5)	250 (5)	416 (6)	888 (13)	1,439 (17)	1,503 (18)	2,279 (21)	2,961 (25)	3,302 (23)
公金取扱費	1,076 (31)	1,470 (38)	1,824 (45)	2,004 (44)	2,880 (55)	6,307 (91)	4,284 (61)	4,413 (62)	4,675 (55)	5,160 (46)	5,526 (47)	6,140 (43)
財産蓄積費	641 (18)	703 (18)	721 (18)	767 (17)	855 (16)	986 (14)	1,107 (16)	1,317 (18)	1,516 (18)	1,686 (16)	1,919 (16)	2,149 (15)
その他諸費	320 (9)	338 (8)	434 (11)	251 (6)	474 (9)	1,002 (14)	1,101 (16)	808 (11)	896 (11)	922 (8)	1,186 (10)	1,386 (10)
歳出総計	34,861 (1,000)	38,740 (1,000)	40,687 (1,000)	45,298 (1,000)	52,677 (1,000)	69,490 (1,000)	70,156 (1,000)	71,652 (1,000)	84,507 (1,000)	111,071 (1,000)	118,346 (1,000)	141,776 (1,000)

備考：カッコ内の数字は千分比を示す。

街庄役場費、区事務費、郡役所分賦金、庁舎宿舍営繕費、庁費関係の財産買収費、災害復旧費、諸負担金の補助および寄付。(七) 会議費。(八) 警備費——洪水防禦費、警備費(消防費)、防空費、防空貯水池施設費、警防団費、燈火管制費、水防費、水防組合費、警備費関係の財産買収費、営繕費、災害復旧費、諸負担金の補助および寄付。(九) 公債費。(十) 公金取扱費。(十一) 財産蓄積費。(十二) その他の諸費——神社費、大麻奉斎殿造営費、奉迎費、献穀田費、祭典費、各種遺跡保存費、情報宣伝費、公会堂費、地方改良費、警察費(大正九年度)、財産費、財産管理費、庄園謄本備付費、選挙費、市史編纂費、繰入金戻入(繰入金積戻)、雑支出(他の種目に合算のものを除く)、時報費、掲示板設置費、街有地整理費、新市街地経営費(井戸掘鑿費補助)、郡市街庄勢調査費、弁償金、訴訟費、時局対応費、軍需品調達費、犒軍費、兵事諸費、弔慰費、市街庄葬費、軌道費、河川敷地管理費、同占用料、電話架設費、瓦斯事業費、飛行場建設費、乗合自動車費、霊柩自動車費、金属類特別回収費、予備費、臨時家族手当、戦時勤勉手当、皇民奉公会補助、共済組合補助、在郷軍人会補助、自治協会補助、納税組合補助、交通協会補助、郵便局建築、諸税および負担。

第二節 地方歳入

まず州庁、市、街庄、街庄組合につき、年次別にその歳入額を掲げてみよう(第七十五表)。その歳入の一般会

第七十五表 台湾地方歳入団体別累年表（決算）（単位 千円）

区分 年度	州 庁		市		街 庄		街庄組合		計
	一般 会計	特別 会計	一般 会計	特別 会計	一般 会計	特別 会計	一般 会計	特別 会計	
大正 9	20,567	92	144	—	742	—	—	—	21,515
10	18,676	1,279	3,069	—	9,943	12	—	—	32,980
11	18,268	1,805	3,337	73	10,441	207	—	—	34,134
12	16,926	1,773	3,413	515	9,981	559	—	—	33,168
13	15,853	1,774	4,053	505	9,975	594	—	—	32,755
14	16,534	489	4,678	1,035	9,057	195	—	—	31,991
昭和 1	16,585	403	4,550	756	9,392	692	—	—	32,380
2	17,717	616	6,048	1,183	10,384	1,010	—	—	36,960
3	18,496	565	6,477	1,959	11,320	1,195	—	—	40,014
4	20,392	555	7,667	2,242	11,030	275	—	—	42,163
5	20,922	595	7,499	2,471	10,969	293	25	—	42,777
6	21,249	584	8,556	2,673	10,621	762	38	—	44,486
7	21,798	595	9,518	1,907	10,764	446	28	—	45,060
8	24,505	689	9,838	1,313	11,748	293	45	—	48,436
9	25,149	681	11,028	1,278	13,068	226	94	—	51,526
10	32,807	983	13,961	1,444	16,553	235	239	—	66,224
11	33,090	753	19,686	1,431	18,504	203	606	—	74,276
12	41,088	6,893	20,390	2,522	23,469	278	857	—	95,500
13	41,368	5,047	20,422	3,481	24,695	47	1,251	—	96,313
14	44,504	4,952	19,625	4,703	26,147	52	958	—	100,944
15	50,335	5,100	30,468	5,845	30,124	59	852	—	122,787
16	62,003	10,365	37,057	6,618	36,894	66	1,012	—	154,019

備考：台湾総督府，各年『台湾総督府統計書』により作成。

計とは、後に掲げるように、税収入と税外収入とを指し、特別会計とは罹災救助基金歳入、財産造成費歳入、公共用地施設費歳入、工業用地設定費歳入、台北市乗合自動車費歳入、水道費歳入、印刷所費歳入、台南市教育基金歳入、台北市投街水道温泉費歳入、台中州北屯庄造林事業費歳入、高雄州街庄組合の学校経営歳入など

で、州庁・市・街庄などに各種のものがある。州庁・市・街庄については、第一節に説明しておいたとおりである。次に、地方歳入の一般会計の分を税収入と税外収入とにわかち、その科目別累年比較を掲げてみよう（第七十六表および第七十七表）。税収入と税外収入の割合が歳入に對しほとんど同じくらいであって、たとえば昭和十六年は税収入四八・三パーセント、税外収入五一・七パーセント、昭和十七年は税収入五三・五パーセント、税外収入四六・五パーセント、昭和十八年は税収入五〇・二パーセント、税外収入四九・八パーセントというようになっていた。なお、税収入も税外収入も、これを州庁、市、街庄、街庄組合別に、さらに地方団体ごとに掲げることができているが、ここには記載しない。

上述のように、地方財政の歳入は、税収入と税外収入とから成り立っていた。税外収入は、大体科目をみればわかるので、その説明はこれを略し、税制について説明を加えておこう。台湾の地方税は、明治三十一年七月律令第十七号台湾地方税規則に基づいて、地租附加税、家屋税、営業税、雑種税の四種目を賦課することとなったのであったが、大正九年十月、州制、庁地方費令、市制、街庄制の実施とともに、これを廃止し、これら団体に、新たに州税、庁地方費税および市街庄税の課税権を与え、その税種を地租附加税、所得税附加税、戸税、営業税および雑種税の五種目に改めた。その後昭和十年、州制、市制および街庄制の改正があったが、地方税制については、大正九年以来大きな変革がなかったのであった。

しかるに、地方団体の発達に應ずる財政需要の増加ならびに社会経済事情の進展に伴ない、大正九年の税制改

第七十六表(A) 臺灣地方稅目別累年比較 (一般會計)

科目	年次																		
	大正10	11	12	13	14	15	昭和1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
所得稅附加稅	354	112	92	155	180	207	176	160	154	165	132								
地租附加稅	(14)	(4)	(4)	(6)	(7)	(7)	(6)	(5)	(5)	(5)	(4)								
營業稅附加稅	2,602	2,629	2,634	2,652	2,666	2,698	3,601	3,824	3,869	3,895	3,879								
營業稅附加稅	(100)	(99)	(102)	(102)	(106)	(100)	(125)	(124)	(118)	(112)	(111)								
戶稅および同附加稅	5,816	6,216	5,707	5,624	4,961	5,361	5,360	5,620	6,008	6,065	5,999								
州府地方費附加稅	(224)	(233)	(223)	(217)	(197)	(199)	(187)	(182)	(182)	(175)	(171)								
營業稅および同附加稅	4,194	3,968	2,914	2,924	3,121	3,550	3,843	4,002	4,119	4,336	4,041								
特別營業稅および同附加稅	(161)	(149)	(114)	(113)	(124)	(132)	(134)	(129)	(125)	(125)	(116)								
雜種稅および同附加稅	3,213	3,017	2,979	3,060	3,135	3,339	3,506	3,720	4,096	4,346	4,214								
特別稅戶附加稅	(123)	(113)	(116)	(118)	(125)	(124)	(122)	(120)	(124)	(126)	(120)								
特別稅都市計畫稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
特別稅市場稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
特別稅役換算額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
合計	16,180	15,943	14,329	14,418	14,065	15,157	16,488	17,328	18,245	18,809	18,268								
	(622)	(598)	(—)	(559)	(559)	(562)	(574)	(560)	(554)	(543)	(522)								

第七十六表(B) 臺灣地方稅目別累年比較 (一般會計)

科目	年次																	
	昭和7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
所得稅附加稅	129	136	151	247	268	863	1,119	1,438	2,683	4,471	5,502	8,867						
地租附加稅	(4)	(3)	(4)	(6)	(5)	(12)	(16)	(20)	(32)	(40)	(46)	(63)						
營業稅附加稅	3,890	3,936	3,983	4,047	6,483	9,627	11,371	11,607	12,384	14,842	15,999	16,207						
營業稅附加稅	(112)	(102)	(98)	(89)	(123)	(139)	(162)	(162)	(146)	(134)	(135)	(114)						
戶稅および同附加稅	5,928	6,276	6,896	7,358	8,052	(—)	9,680	—	—	—	—	—						
州府地方費附加稅	(170)	(162)	(169)	(162)	(153)	(134)	(138)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)						
營業稅および同附加稅	3,670	4,015	4,179	4,524	5,087	41	40	47	49	39	20	24						
特別營業稅および同附加稅	(105)	(104)	(103)	(100)	(97)	(—)	(—)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)						
雜種稅および同附加稅	4,182	4,424	4,485	4,651	4,996	5,945	6,672	6,919	7,729	8,669	8,465	8,857						
特別稅戶附加稅	(120)	(114)	(110)	(103)	(95)	(86)	(95)	(97)	(91)	(78)	(72)	(63)						
特別稅都市計畫稅	—	—	—	—	—	202	309	8,300	9,845	14,407	20,925	23,621						
特別稅市場稅	—	—	—	—	—	(3)	(4)	(116)	(116)	(130)	(177)	(167)						
特別稅役換算額	—	—	—	—	—	—	—	351	430	825	911	969						
合計	17,801	18,788	19,696	20,829	24,888	30,162	33,948	36,074	42,242	53,609	63,307	71,148						
	(511)	(485)	(484)	(460)	(473)	(434)	(483)	(503)	(500)	(483)	(535)	(502)						

備考：臺灣總督府，各年『臺灣總督府統計書』により作成。州，府，市，街庄，街庄組合を合算した。カッコ内の数字は千分比。

第七十七表(A) 台湾地方税外収入科目別累年比較 (一般会計)

(単位 千円)

年次	大正10	11	12	13	14	昭和1	2	3	4	5	6
財産より生ずる収入	156	293	357	420	387	400	415	483	526	844	783
使用料及手数料	(6)	(11)	(14)	(16)	(15)	(15)	(14)	(15)	(16)	(24)	(22)
街庄分賦金	2,079	2,233	2,415	2,951	3,536	3,802	3,763	2,871	4,215	4,012	4,313
国稅地方稅徵收交付金	(80)	(84)	(95)	(114)	(140)	(141)	(131)	(125)	(128)	(115)	(123)
補助金	829	738	591	499	475	501	580	553	562	622	600
寄附金	(32)	(28)	(23)	(19)	(19)	(19)	(20)	(18)	(17)	(18)	(17)
繰入金	420	387	368	351	360	376	392	399	434	443	434
前年度繰越金	(16)	(15)	(14)	(14)	(14)	(14)	(14)	(13)	(13)	(13)	(13)
その他諸収入	2,859	2,226	2,566	2,332	1,767	2,197	2,637	2,760	3,640	3,803	3,183
繰入金	(110)	(83)	(100)	(90)	(70)	(81)	(92)	(89)	(111)	(110)	(91)
借入金	160	171	161	194	137	193	184	272	332	286	406
前年度繰越金	(6)	(6)	(6)	(6)	(5)	(7)	(6)	(9)	(10)	(8)	(12)
その他諸収入	1,110	1,184	405	873	454	554	334	1,432	758	233	1,822
繰入金	(43)	(44)	(16)	(34)	(18)	(13)	(12)	(46)	(23)	(7)	(52)
借入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	94	53	331	91	260	234
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168	837	960	1,067	1,179	1,108	1,372	2,375	2,351
借入金	(58)	(55)	(46)	(32)	(38)	(40)	(41)	(36)	(42)	(69)	(67)
その他諸収入	9,824	10,705	11,288	11,518	11,130	11,806	12,231	13,638	14,662	15,818	16,738
繰入金	(378)	(402)	(441)	(444)	(441)	(438)	(426)	(440)	(446)	(457)	(478)
借入金	26,005	26,648	25,617	25,937	25,196	26,964	28,719	30,967	32,908	34,627	35,006
その他諸収入	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
繰入金	—	(2)	(9)	(8)	(3)	(3)	(2)	(11)	(3)	(8)	(7)
前年度繰越金	708	1,967	3,030	2,856	2,985	2,836	2,689	2,425	2,728	2,935	2,606
その他諸収入	(27)	(74)	(118)	(110)	(119)	(105)	(94)	(78)	(83)	(85)	(74)
繰入金	1,499	1,457	1,168								

革のままでは、幾多適合しない点および負担の適正を欠くものができたので、昭和十二年三月、府令第十八号をもって台湾地方税規則が、同第十九号をもって台湾庁地方費税規則が發布されて、ここに地方税制に一大変革をみたのであった。しかし、さらに昭和十二年十月、庁制の施行によって、台湾庁地方費令および台湾庁地方費税規則を廃止し、台湾地方税規則の中に一括規定されたのであった。昭和十三年十月府令第三百三十一号台湾地方税規則中改正によって、従来の州庁税たる戸税は十三年度限り廃止し、昭和十四年度から市街庄に移譲されることとなり、これと同時に、市街庄では所得税附加税が廃止されたのであった。さらに昭和十四年四月府令第三十五号で家屋税附加税が創設された結果、台湾の地方税制はいよいよ整備されることとなった。次に、その内容について説明を加えておこう。

一 州税および庁税

州税および庁税には、国税附加税たる所得税附加税（第二種の所得税に対するものを除く）、地租附加税、営業税附加税、家屋税附加税および鉱業税附加税の五種目のほかに、特別税として特別営業税および雑種税の二種目があった。

1 所得税附加税 大正九年十月府令第三百三十九号の税制改正により初めて設けられた税で、当初は、法人の所得税（第一種）に対し付加的に課税することとし、その税率を本税の百分の十七（庁地方費税は百分の十五）とした

のであったが、市街庄税新設の関係上、各州とも、その賦課率を百分の十五にとどめた。収入税額は、大正九年度は十三万二千元であったが、その後、財界の好況により、増加の一途をたどり、昭和十一年度の予算額は二十三万五千元となった。昭和十二年三月府令第十八号台湾地方税規則の全改正により、第三種にも附加税を課することとなり、州ではその税率を第一種の所得税に対するもの百分の十八、第三種の所得税に対するもの百分の二十五を制限率とし、庁地方費にあっては、第一種に対するもの百分の十八、第三種に対するもの百分の十を制限率とした。しかし、本税である所得税率が引き上げられ、負担が自然に増加するばかりでなく、昭和十四年度に家屋税附加税が新設されるまでは、戸税はそのまま州税または庁税として存置されるので、個人負担の急激な増加を避けるため、台北州は所得税百分の二十以内、その他の州は百分の十以内とすることに通告されたのであったが、昭和十二年九月の改正（庁地方費税廃止、庁税の新設）により、庁は州と同様の制限率の範囲内にて定めるところとされたのであった。さらに昭和十三年十月、その賦課率を、第一種に対するもの百分の二十四、第三種に対するもの百分の三十の制限以内と改め、次いで昭和十五年四月、内地の税制整理に伴う台湾所得税令の一部改正（昭和一五・四 律令第一号）により、その附加税についても内外地法人間の負担の均衡を図るため、第一種に対するものみ百分の十四以内と改め、第三種に対しては従来のままとされたのであった。昭和十七年度の当初の予算額をみると、五百五十万二千元となっている。

2 地租附加税 明治三十一年十月地方税規則実施当初、その税率は地租の三分の二をこえることを得ずとな

っていた。その後数回の改正を経て、大正九年度には地租の百分の五十としたのであったが、同年十月、地方制度が改正され、税率は地租の百分の五十以内（庁地方費税百分の四十）と定められた。しかして、市街庄でもまた地租に対して附加税を課する関係上、急激の増加を避けるため、各州とも、附加率を地租の百分の四十にとどめたが、漸次財政の膨張に伴ない、庁地方費は、昭和二年度から税率を地租の百分の五十に改正した。さらに、各州は昭和十年三月地租の百分の七十以内に、庁地方費は昭和十一年三月地租の百分の六十と改正された。しかし昭和十二年三月府令第十八号台湾地方税規則の全改正で、州は地租の百分の百の制限内で各州で定めることとし、庁地方費は百分の七十と改められたが、昭和十二年九月の改正（庁地方費税廃止、庁税の新設）により、庁は州と同様の制限率の範囲内で定めることとなった。しかるに支那事変発生後、地方財政は逐年増高の一途をたどっていたので、昭和十五年十二月、制限率を百分の百三十五と改め、昭和十六年度分から適用された。その収入額は、明治三十一年度には二十一万五千円であったが、大正元年度には六十二万円に進み、制度改正前の大正八年度には百五十四万五千円となり、さらに昭和十七年度には、当初予算額千六万二千円に躍進したのであった。

3 営業税附加税 昭和十二年三月の税制改正に伴ない新設された税であった（昭和二・三 府令第一八号）。従来の地方税営業税はこれを廃止し、収益六百円以上の営業については、国税附加税としてこの税を賦課し、六百円未満の営業については、地方税たる特別営業税を賦課することとしたのである。その税率は、州、庁ともに国税の百分の八十の制限率内で、各州において定めることとした。昭和十七年度の当初予算額は千六万二千円であった。

4 家屋税附加税 昭和十四年四月府令第三十五号で新設された税であった。その賦課率は、国税の百分の百五十の制限範囲内で、各州庁でこれを定めることとした。昭和十七年度の当初予算額は百八十八万八千円であった。

5 鉱業税附加税 昭和十二年三月の税制改正で新設された税であった。その税率は、州庁とも、鉱産税に対するもの鉱産税の百分の二十、鉱区税に対するもの鉱区税の百分の七の制限のもとに、各州庁において定めるのであった。昭和十七年度の収入予算額は一万二千円であった。

6 特別営業税 昭和十二年三月の税制改正により新設された税であった。この改正で、従来地方税営業税として課税されたものの一部を国税営業税に移管し、国税営業税を課せられない営業に対し、州および庁で課税することとなったのであった。昭和十七年度の当初収入予算額は八十二万九千円であった。

7 雑種税 昭和十七年に施行されていた州税および庁税たる雑種税の種類は船筏、車、自動車、轎、畜犬、軌道、芸妓、助興婦雇傭、興行、特別所得、遊興、屠畜、不動産取得に対する課税であった。昭和十二年三月の改正により、従来の雑種税であった湯屋税、理髪税、遊技場税は特別営業税に組み替えられ、市場税、遊芸師匠税、遊芸稼人税、俳優税は廃止され、新たに畜犬税、軌道税、助興婦雇傭税、不動産取得税が設けられたのであった。明治三十一年度の収入税額は九万九千円にすぎなかったが、大正元年には百十万円となり、以来、時運

の進展とともに課税の標準は漸次増加し、昭和十七年度の収入予算額は六百五十七万五千円に達した。

二 市街庄税

市街庄税は、大正九年十月府令第百五十二号により新設された税であった。その税種は、当初、国税附加税として地租割、第一種所得税に対する所得税割、州または庁地方費税の附加税として戸税割、営業税割、雑種税割および特別税であり、その税率は、地租割は地租の百分の三十、所得税割は所得税の百分の二、営業税割は営業税の百分の三十八、雑種税割は、特別所得税に対するもの百分の十三、その他に対するもの百分の三十と定められたのであった。ただし地租割としては、当初急激な負担の増加を避けるため、地租の百分の十以内とすべき旨の通告が発せられたが、その後、市・街庄の発達に伴う財政需要の増加のため、地租の百分の三十まで課税したのであった。昭和十二年三月府令第十八号台湾地方税規則の改正により、国税附加税として所得税割(第一種および第三種)、地租割、営業税割および鉱業税割の四種目、州庁税附加税として戸税割、特別営業税割および雑種税の三種目ならびに特別税が市街庄税として認められ、その税率は、所得税割は所得税の百分の二、地租割は地租の百分の五十、営業税割は営業税の百分の五十、鉱業税割は、鉱産税に対するもの、鉱産税の百分の十、鉱区税に対するもの、鉱区税の百分の七、特別営業税割は百分の百、雑種税割中、特別所得税に対するもの九分の一、その他に対するもの百分の三十となっていた。さらに昭和十四年三月の改正により、昭和十四年度から従来の所得税割は廃止され、これに代って家屋税割が創設されたのであったが、その税率は本税の百分の百の制限率となっていた。ただし、当初は急激な負担増加を避けるため、百分の五十以内とするよう通告が発せられた。昭和十三年十月の台湾地方税規則の改正により、昭和十四年度から、新たに特別税として戸税の新設が認められ、課税標準として、従来の州庁税たる戸税の課税標準のほかに、資産の状況をも加味した資力を標準とすることに改められた。したがって昭和十四年度以降の市街庄税は、国税

第七十八表 市街庄税当初予算額
(単位 千円)

区 分	年 度	
	昭和16年	17
地 租 割	4,886	4,936
営 業 税 割	2,067	2,434
家 屋 税 割	1,163	1,268
鉱 業 税 割	24	8
特 別 営 業 税 割	840	1,000
雑 種 税 割	1,714	1,889
小 計	10,697	11,538
特 別 税 戸 税	14,407	20,925
特 別 税 市 場 税	—	—
特 別 税 都 市 計 画 税	471	547
小 計	14,878	21,472
合 計	25,576	33,011

備考：台湾総督府『台湾事情』(昭和18年版)により作成。

附加税として地租割、営業税割、家屋税割および鉱業税割の四種目、州庁税附加税として特別営業税割、雑種税割の二種目、特別税として戸税を賦課することとなり、別に特別税として、都市計画令に基づく都市計画税があった。参考のため、第七十八表に昭和十六年度および十七年度の市街庄税の当初予算額をあげておこう。

三 地 方 債

地方財政の歳入に関連して、地方債の概略を示せば、第七十九表、第八十表のとおりである。

第八十表 昭和十七年度末現在台湾地方債地方別表 (単位 千円)

地方名	州	庁	市	街	庄	計	人口1人に対する地方債
台北市	—	—	6,691	—	—	—	—
基隆市	—	—	1,881	—	—	—	—
宜蘭市	—	—	383	—	—	—	—
新竹州	967	—	1,590	666	3,225	3,882	—
新竹市	—	—	1,590	—	—	—	—
台中州	3,050	—	3,162	1,479	7,691	5,537	—
台中市	—	—	2,346	—	—	—	—
彰化市	—	—	816	—	—	—	—
台南州	5,050	—	3,774	1,047	9,872	6,241	—
台南市	—	—	1,179	—	—	—	—
嘉義市	—	—	2,594	—	—	—	—
高雄州	6,420	—	5,422	1,954	13,797	12,625	—
高雄市	—	—	5,088	—	—	—	—
屏東市	—	—	334	—	—	—	—
台東庁	—	—	—	54	54	646	—
花蓮港庁	2,092	—	563	39	2,695	18,004	—
花蓮港市	—	—	—	—	—	—	—
澎湖庁	—	—	—	47	47	674	—
合計	20,434	—	23,470	6,000	49,905	7,928	—
前年度に対し増△減	6,582	—	△ 571	454	6,465	1,163	—

第二節 地方歳入

一五七

第七十九表 台湾地方債団体別累年表 (単位 千円)

年度	州	庁	市	街	庄	総計	人口一人に対する地方債
大正10年度	1,254	—	753	2,920	4,929	1,309	—
11	873	—	806	2,763	4,443	1,161	—
12	603	—	1,099	2,405	4,108	1,054	—
13	545	—	2,612	1,590	4,749	1,218	—
14	437	—	2,982	1,277	4,697	1,161	—
昭和1年度	325	—	2,322	1,375	4,023	979	—
2	283	—	2,957	1,792	5,034	1,195	—
3	151	—	3,860	2,239	6,252	1,442	—
4	89	—	5,067	1,497	6,654	1,500	—
5	113	—	4,169	1,358	5,640	1,239	—
6	365	—	4,832	1,556	6,754	1,442	—
7	1,580	—	5,104	1,497	8,182	1,688	—
8	3,017	—	5,917	1,908	10,843	2,154	—
9	3,659	—	6,620	2,267	12,547	2,473	—
10	8,306	—	8,948	3,865	21,121	4,067	—
11	10,729	—	11,782	4,717	27,229	5,110	—
12	14,229	—	14,700	7,384	36,313	6,623	—
13	13,939	—	15,449	7,360	36,749	6,541	—
14	13,617	—	14,821	6,596	35,035	6,073	—
15	12,652	—	16,073	5,111	33,837	5,682	—
16	13,851	—	22,041	5,546	41,439	6,765	—

第三章 台湾の地方財政

一五六

備考：台湾総督府『台湾総督府統計書』により作成。各年度末現在。

四 地方財産収入

地方財政の歳入中、税外収入としての財産収入は相当の割合を示しているので、地方有財産を累年別に、また地方別に表示しておこう。

第八十一表 台湾地方有財産団体別累年表

(単位 千円)

年 度	州 庁	市	街 庄	計
大正 9年度	11,195	—	30	11,225
10	10,297	37	1,211	11,546
11	11,087	132	1,083	12,303
12	12,923	219	1,497	14,640
13	9,511	479	1,705	11,696
14	9,205	137	2,386	11,729
昭和 1年度	10,292	263	2,580	13,136
2	5,754	293	2,811	8,859
3	7,774	400	3,406	11,581
4	7,469	1,263	3,535	12,267
5	7,737	736	3,841	12,315
6	10,053	799	4,055	14,908
7	10,402	849	4,394	15,646
8	11,676	1,271	4,634	17,581
9	11,759	1,323	4,691	17,774
10	12,053	1,955	4,900	18,908
11	10,878	2,839	5,945	19,663
12	14,160	2,867	7,002	24,029
13	15,920	3,200	7,607	26,728
14	18,336	3,107	10,344	31,788
15	20,669	3,523	11,341	35,534
16	18,435	4,048	13,720	36,204

備考：台湾総督府『台湾総督府統計書』により作成。

第八十二表 台湾地方別地方有財産
(昭和17年度末現在)

(単位 千円)

区 分	州 庁	市	街 庄	計
台 北 州	2,332	495	1,134	3,963
新 竹 州	1,551	1,562	2,237	5,350
台 中 州	3,608	1,087	3,678	8,374
台 南 州	2,150	465	4,139	6,754
高 雄 州	2,249	725	2,515	5,490
台 東 庁	956	—	116	1,072
花 蓮 港 庁	2,592	507	309	3,408
澎 湖 庁	929	—	102	1,031
総 計	16,370	4,844	14,232	35,447

備考：台湾総督府『台湾総督府第46統計書』により作成。

なお、この地方有財産については、地方団体別に、その内容を教育資金、土木資金のごとく目的別に示すこともできるし、有価証券、建物、土地のごとく種類別にも掲げることができるが、ここにはこれを略す。地方財政の記述を終るにあたって、参考までに、昭和十八年度の台湾地方財政の要綱を掲げておこう(第八十三表)。

第八十三表 昭和十八年度台湾地方財政要綱 (単位 千円)

区 分	州	市	街 庄	街庄組合	計	
一 般 会 計	歳出総額	68,622	29,955	43,198	1,454	143,231
	歳入総額	68,622	29,955	43,198	1,454	143,231
	税収入	34,716	12,749	23,682	—	71,148
	税外収入	33,906	17,206	19,515	1,454	72,083
特 別 会 計	歳出総額	5,755	5,840	39	—	11,636
	歳入総額	5,755	5,840	39	—	11,636
	税収入	—	—	—	—	—
	税外収入	5,755	5,840	39	—	11,636
合 計	歳出総額	74,378	35,796	43,238	1,454	154,867
	円					
	一戸当り	86.134	126.922	53.408	—	141.868
	円					
	一人当り	11.815	26.555	8.740	—	24.601
	歳入総額	74,378	35,796	43,238	1,454	154,867
	税収入	34,716	12,749	23,682	—	71,148
	円					
	一戸当り	31.802	45.204	29.252	—	65.176
	円					
一人当り	5.515	9.458	4.787	—	11.302	
税外収入	39,661	23,047	19,555	1,454	83,719	
(税収入割合)	47%	36%	55%	—	46%	
(税外収入割合)	53%	64%	45%	100%	54%	
地方債総額	20,434	23,470	6,000	—	49,905	
地方有財産総額	16,370	4,844	14,232	—	35,447	

第四章 内地・台湾歳出および租税負担累年比較

大正九年から昭和十八年に至る間の、内地および台湾の歳出の比較および国税、地方税の一人当り、一人当り負担の状況をしるしてみよう。

第八十四表 内地・台湾歳出および

年 度	国 庫 歳 出		地 方 歳 出		国	
	内 地	台 湾	内 地	台 湾	税 額	
					内 地	台 湾
大正 9年度	1,359,978	95,334	926,872	18,018	769,257	24,301
10	1,489,855	95,519	1,092,530	25,602	785,852	21,238
11	1,429,689	96,346	1,309,129	25,977	896,404	19,017
12	1,521,050	87,738	1,275,107	24,630	787,203	17,672
13	1,625,024	86,861	1,327,691	23,789	837,238	17,596
14	1,524,988	87,770	1,429,443	25,041	894,809	18,384
昭和 1年度	1,578,826	91,940	1,618,097	25,707	886,999	21,991
2	1,765,723	101,533	2,000,805	27,903	898,673	18,559
3	1,814,855	109,109	1,924,692	29,096	915,909	20,794
4	1,736,317	122,295	1,737,783	31,789	893,505	21,559
5	1,557,863	109,970	1,775,065	32,041	835,041	19,043
6	1,476,875	99,060	1,646,328	32,930	735,504	18,064
7	1,950,140	97,240	1,920,685	34,676	695,837	18,364
8	2,254,662	102,772	2,558,084	38,740	748,566	20,155
9	2,163,003	112,176	2,266,668	40,558	843,183	19,347
10	2,206,477	123,943	2,229,444	51,199	899,899	22,837
11	2,282,175	133,536	2,738,930	58,295	1,051,761	26,088
12	2,709,157	156,444	2,212,169	65,852	1,431,890	35,384
13	3,288,029	183,406	2,430,333	70,314	1,876,557	41,332
14	4,493,833	217,435	2,666,620	69,197	2,495,303	52,612
15	5,860,213	262,907	3,123,325	83,582	2,916,442	73,219
16	8,133,891	289,708	3,502,639	100,612	3,078,031	95,261
17	8,276,475	372,723	3,798,879	123,881	4,550,700	99,844
18	12,551,813	445,882	4,741,414	141,776	不明	128,053

び租税負担累年比較

(単位 千円)

税				地 方 税					
一戸当り		一人当り		税 額		一戸当り		一人当り	
内地	台湾	内地	台湾	内地	台湾	内地	台湾	内地	台湾
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
65,759	34,242	11,903	6,589	533,347	5,288	47,527	7,451	9,530	1,434
70,028	29,621	14,042	5,904	596,292	17,759	53,136	24,769	10,655	4,714
79,879	26,357	16,018	4,969	653,278	17,014	58,214	23,580	11,673	4,446
70,148	24,217	14,066	4,554	602,203	15,248	53,646	20,895	10,758	3,929
79,062	23,931	15,854	4,515	620,656	15,445	55,307	21,000	11,090	3,963
74,559	24,522	14,979	4,544	635,972	15,572	52,992	20,772	10,646	3,849
73,908	29,339	14,848	5,353	654,322	16,380	54,521	21,854	10,953	3,987
74,804	24,295	15,044	4,406	627,886	17,928	52,318	23,469	10,511	4,256
76,317	26,771	15,332	4,794	658,233	18,659	54,847	24,023	11,019	4,302
74,450	27,230	14,957	4,863	667,546	19,642	55,622	24,810	11,175	4,431
65,721	23,560	12,956	4,185	602,899	19,826	47,450	24,528	9,355	4,357
57,887	21,909	21,412	3,858	534,027	19,421	42,030	23,552	8,286	4,148
54,765	21,583	10,797	3,788	523,590	19,127	41,208	22,480	8,128	3,945
58,915	18,512	11,615	3,250	561,857	18,788	44,220	22,082	8,718	3,875
66,362	21,995	13,083	3,814	598,664	21,811	47,117	24,796	9,289	4,299
66,662	25,962	12,994	4,502	936,927	24,401	47,182	27,153	9,197	4,699
77,911	29,030	15,186	5,024	675,773	28,076	50,059	30,553	9,758	5,269
106,070	38,505	20,676	6,641	661,950	33,302	49,035	35,346	9,558	6,074
139,010	43,869	27,494	7,539	703,733	37,451	51,677	38,982	10,073	6,666
184,844	54,763	36,031	9,365	763,132	40,163	56,530	40,933	11,019	6,962
不明	74,623	不明	12,693	883,339	46,122	不明	45,529	12,725	7,744
"	94,036	"	15,995	1,064,444	58,726	"	56,077	14,559	9,598
"	78,572	"	13,458	1,156,175	70,073	"	64,191	15,813	11,131
"	117,305	"	20,342	不明	71,148	"	65,176	不明	11,302

第五章 金融と貿易

第一節 金融

一 金融機関

台湾における金融機関のおもなものは銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、台湾産業金庫、市街地信用組合および市街庄農業会等であつて、いずれも当局の保護のもとに健全な発達をつづけ、米、砂糖の二大産業を中心とする農業、あるいは近年急に発達した工業等に、必要な資金を供給し、文字どおり台湾経済発達の動脈として重要な役割を果たしてきた。また、戦時中は特に貯蓄の増強に意をそそぎ、浮動購買力を吸収して悪性インフレーションの防止に努め、よく経済秩序を維持した。

1 銀行 台湾に本店のあつた銀行は台湾銀行、台湾商工銀行、華南銀行、彰化銀行および台湾貯蓄銀行の五行で、支店のみを持っていたものに日本勸業銀行および三和銀行があつた。台湾における銀行の沿革について述

べると、領台当時には銀行というものはなかったが、明治二十八年九月、まず日本中立銀行が開業し、日本銀行も二十九年十二月台北に出張所を設け、三十二年、日本中立銀行は三十四銀行と合併して三十四銀行支店と改称した。これよりさき、政府は台湾に特殊銀行設立の必要を認め、第十四議会の協賛を経て台湾銀行法（明治三〇・四 法律第三八号）を公布した。同法に基づき設立された台湾銀行が三十二年九月営業を開始すると同時に、日本銀行出張所はその業務をやめた。以来、島内では各種銀行興隆の機運に向かい、同年中に台湾貯蓄銀行（明治四十五年台湾商工銀行と合併）、三十八年には嘉義銀行、彰化銀行、四十三年には台湾商工銀行、大正五年には新高銀行、同八年には華南銀行の設立をみた。大正九年には株式会社嘉義銀行が設立されたが、これは前記合資会社嘉義銀行の営業を継承したものであった。次いで大正十年十二月、台湾商工銀行から分立して、台湾貯蓄銀行が新設された。日本勸業銀行は、明治三十八年から代理店を通じて貸付をやっていたが、大正十二年一月台北に支店を設置し、営業を開始した。このように多数の銀行が設立されたが、財界の推移に伴ない、大正十二年八月、台湾商工、新高、嘉義の三行は合併して、台湾商工銀行として取引を開始した。昭和八年十二月山口、鴻池、三十四の三行合併により、三和銀行が創立されるや、台湾の三十四銀行支店は三和銀行支店と改称されたのである。

台湾銀行は資本金五百萬円で設立され、後しばしば増資を行い、大正九年三月には資本金額六千萬円に達した。しかし十四年九月には四千萬円に、さらに昭和二年十二月千五百萬円に減資したが、金融界の発展にかんがみ、昭和十五年九月三千万円に増資した。同行は銀行券発行の特権をもち、日本銀行代理店としての国庫事務または

第八十五表 台湾における銀行本支店数、資本金額、預金および貸出金

銀行名	店 数				資 本 金 額		預 金	貸 出 金
	本店	支店	出張所	計	公 称	払 込		
台 銀	1	15	1	17	60,000	37,500	369,831	726,274
商 工	1	30	9	40	5,000	2,589	254,564	98,210
華 南	1	5	5	11	5,000	3,750	20,704	17,578
彰 化	1	18	16	35	4,800	2,840	144,183	61,203
貯 蓄	1	11	19	31	1,000	250	106,467	7,626
三 和	—	3	—	3	—	—	124,420	58,624
勸 業	—	5	—	5	—	—	26,672	132,025
計	5	87	50	142	75,800	46,929	1,046,641	1,101,540

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。昭和20年6月末日現在。単位千円。

政府貸下金等中央銀行の業務を取り扱うとともに、一般銀行の業務や対外為替金融のことに当り、最も重要な金融機関であった。台北に本店を置き、島内、内地その他の地域にわたって十三の支店と、十八の出張所と十八の派遣員事務所をもち、このうち、太平洋戦争の発展に伴なう経済工作のため、十の支店と十六の出張所、十八の派遣員事務所をいわゆる大東亜共栄圈内各地に散在せしめていた。また大正三年法律第七号台湾銀行法の改正により、担保付社債信託業をもその営業科目に加え、農工業界の金融に寄与するところも非常に大きかった。

日本勸業銀行は台湾産業開発のため、当初、台湾銀行をして代理貸付をさせていたが、後、台北、台中、台南、高雄に支店を設け、直接貸付を開始した。同行の島内の放資総高は昭和十七年六月末一億三千五百九十九万余円に上った。資金の用途は農業が最も多く、次いで商業、工業、水産業、鉱業等であった。台湾商工銀行、彰化銀行、華南銀行（主として南支、南洋の邦人

第八十六表 台湾における銀行預金、貸出金残高 (単位 千円)

年 別	預 金	貸 出 金
昭和10年末	172,070	252,647
11	180,366	277,342
12	186,889	300,513
13	249,168	306,037
14	321,193	362,420
15	361,877	457,648
16	420,724	523,881
17	522,420	607,225
18	630,051	710,170
19	924,260	913,270
20	1,146,837	1,101,540

備考：前掲書による。

第八十七表 台湾における手形交換高 (単位 千円)

年 別	総 額	一カ月平均
昭和10年	372,442	31,036
11	393,007	32,750
12	412,785	34,398
13	500,774	41,730
14	657,031	54,752
15	916,544	76,412
16	1,003,416	83,619
17	1,149,045	95,753
18	1,242,054	103,504
19	1,422,287	118,523

備考：前掲書による。

第八十八表 台湾における為替取組高

(単位 千円)

年 別	総 額	一カ月平均	送金先割合	
			島内	島外
昭和 9年	1,909,935	159,161	6.4	3.6
10	2,384,188	198,682	6.5	3.5
11	2,600,211	216,684	6.6	3.4
12	2,843,106	236,924	6.6	3.4
13	3,455,315	287,942	6.8	3.2
14	4,189,207	249,100	6.5	3.5
15	4,525,391	377,115	6.6	3.4
16	6,222,263	518,521	6.4	3.6
17	6,751,577	562,631	6.8	3.2
18	7,773,556	647,796	7.0	3.0

備考：前掲書による。

万円、手形交換高十四億二千二百万円、為替取組高七十七億七千三百万円(昭和十八年)であって、終戦前十カ年間の増加高は預金七億五千二百万円、貸出額六億六千六百万円、手形交換高十億五千万円、為替取組高五十八億六千四百万円に達し、大いなる躍進を示していた。

2 信託会社 昭和十八年末、信託会社と称したものは、比較的有力なものだけでも八社を数えたが、そのいわゆる信託業務の監督については、なんら法的根拠がなかったため、貯蓄奨励、金利政策等に少なからず逆行する結果を招いた。よって昭和十九年八月、信託法(昭和十九年七月勅令第四百三十九号信託法を台湾に施行するの件)および信託業法(同月勅令第四百三十八号行政諸法台湾施行令中改正による)を施行し、最も有力だった大東信託株式会社、台湾興業信託株式会社および屏東信託株式会社を合併して、新たに台湾信託株式会社を創設せしめ、その育成に総督府も意を注いだ。以来、同社は特に金銭信託および不動産信託に努力し、着々として台湾の重要な機関としての組織機能を整備することとなった。昭和二十年三月末日における同社の公称資本金は一千万円、払込資本金二百五十万円、金銭信託一千八百万円、貸付金一千八百八十万円であった。

3 保険会社 保険会社は、内地に本店をもつ会社の進出が多く、台湾に本店をもつ会社は大成火災海上保険会社の一社であった。同社は公称資本金一千万円、払込資本金二百五十万円で、逐次その成績をあげていた。内地からの進出会社で、台湾に支店をもつものは生命保険会社十五、損害保険会社十二であった。昭和十八年には戦争死亡傷害保険法(昭和十八年三月法律第七号、昭和十八年四月勅令第三百八十九号により台湾に施行)、十九年には戦

金融機関として、南支、南洋樞要の地に支店をもっていた)、台湾貯蓄銀行および三和銀行支店の五行も、すべて業績順調で、島内各地に支店をもち、台湾の金融に大いに貢献した。これら各銀行の島内における昭和十九年末の営業状況をみると、預金総計九億二千四百万円、貸出金総額九億一千三百

第八十九表 無尽会社概況（昭和19年末）（単位 千円）

会社名	店数			資本金		給付金 契約高	掛金 契約高	未収無 尽掛金
	本店	支店	出張所	公称	払込			
台湾勸業無尽	1	9	3	500	350	55,469	57,632	269
台湾南部無尽	1	3	—	200	200	15,431	16,203	81
東台湾無尽	1	1	—	150	75	5,464	5,755	37
計	3	13	3	850	625	76,365	79,590	387

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。

第九十表 無尽会社業績

（単位 千円）

年別	給付金 契約高	掛金 契約高
昭和10年末	30,899	32,705
11	34,438	36,412
12	37,223	39,287
13	39,007	41,115
14	41,383	44,007
15	48,340	50,835
16	52,809	55,486
17	61,610	64,683
18	72,035	75,586
19	77,365	79,590

備考：前表と同じ。

時特殊損害保険法（昭和十九年二月法律第十八号、昭和十九年四月勅令第二百八十五号により台湾に施行）を施行して、国家保険を実施した。

4 無尽会社 昭和十九年十二月末、台湾における無尽会社の数は三、資本金額八十五万円、給付金契約高七千六百三十六万円、掛金契約高七千九百五十

九万円、未収無
尽掛金高三十九
万円であって、
最近十カ年間に
給付金契約高四
千五百四十七万
円、掛金契約高

四千六百八十九万円の増加を示していた。

5 台湾産業金庫 昭和十九年の初め、農業団体統合の結果、従来の産業組合連合会は解散され、台湾産業金庫令（昭和一九・二 律令第二号）の制定により、四月一日、台湾産業金庫の設立をみた。この金庫は、所属団体に対する金

融の円滑を図るとともに、所属団体の行う金融事業を指導統制するのをもつて目的とした。昭和二十年三月末、この金庫の出費総額は五百万円、払込済額二百六十万円、預金総額一億八千二百万円、貸付金総額四千七百万円であった。

6 市街地信用組合および市街庄農業会 大正二年二月律令第二号をもつて台湾産業組合規則の制定をみ、産業組合に対しては所得税、営業税を免除し、当局もその育成に努めたので、漸次組合の普及発達をみるようになった。大正六年に産業組合法が一部改正された結果、市街地信用組合の設立をみるようになった。また、昭和十九年十二月に台湾農業会令（昭和一八・一二 律令第二六号）が施行された結果、農業団体が統合され、従来の農村信用組合は市街庄農業会に吸収され、農業会が信用組合の金融部面を引き継ぐことになった。昭和十九年末における市街地信用組合数は三十九、組合員数六万五千八百七十四人、出資金総額八百七十七万八千円、貯金総額一億四千七百六万円、借入金総額九十三万円、貸付金総額五千七百四十二万円、割引手形百十五万円であって、この十年間に組合数十七、組合員数四万六千四百八十九人、出資総額五百十六万円、貯金総額一億二千七百五十七万円、貸付金四千五百五十二万円の増加をみた。

また、市街庄農業会の数は二百六十六、地区内の該当者全部をその会員とし、出資金総額八百七十七万八千円、貯金総額三億六百七十七万円、借入金総額五百七十七万円、貸付金総額一億六百万円であって、この十年間に出資総額一千九百九十一万円、貯金総額二億四千七百七十七万円、貸付金額四千四百六十七万円の増加を示した。

街地信用組合状況

(単位 千円)

13	14	15	16	17	18	19
21	22	25	25	25	25	39
21,288	26,224	32,864	34,996	35,968	36,681	65,874
3,515	3,889	4,335	5,195	5,482	5,617	8,178
26,031	36,052	46,499	49,988	59,155	75,408	147,067
112	117	999	608	1,271	1,348	930
18,636	21,320	29,897	32,610	35,578	39,180	57,426
635	800	1,130	1,066	1,037	—	1,151

成。

街庄農業会状況

(単位 千円)

13	14	15	16	17	18	19
406	416	418	416	419	390	266
396,081	468,342	547,863	586,745	610,362	645,148	地区内該 当者全部
15,795	17,257	18,795	19,480	20,123	20,236	25,279
87,235	120,381	134,045	140,456	160,959	250,292	306,185
18,750	16,648	25,260	25,836	25,270	24,157	5,178
83,417	93,618	112,061	124,619	129,670	144,351	106,100

19年は市街庄農業会の数字を掲げた。

二貨幣

領台当時には、従来通用していた複雑な各種の通貨があり、その他各様の補助貨があって、その幣制はきわめてこんとんたるものであった。しかるに、内地に貨幣法が公布せられ(明治三〇・三 法律第一六号)、同法に基づき十月から金貨本位制が採用されるや、政府は台湾の旧慣や支那との貿易関係にかんがみて、金貨を本位として計算した銀貨を台湾に流通することを許し(明治三十二年三月法律第三十四号台湾銀行法中改正参照)、機会をまわって金貨本位制を施行することとした。かくて、銀券の発行権を台湾銀行に付与

第九十一表 市

区別	昭和10年末	11	12
組合数	22	22	22
組合員数	19,285	20,596	21,229
出資金総額	3,016	3,270	3,426
貯金	19,492	20,711	20,469
借入金	118	213	339
貸付金	15,908	17,413	18,645
割引手形	738	643	599

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作

第九十二表 市

区別	昭和10年末	11	12
総数	373	382	400
会員数	300,501	328,089	357,362
出資金総額	13,365	13,917	14,509
貯金	58,411	67,290	63,732
借入金	13,722	17,914	23,812
貸付金	61,438	74,826	82,294

備考：前表と同じ。18年までは農村信用組合、

したが、銀価の騰落激しく、幾多の弊害を生ずることとなったので、この応急策として、三十七年六月、台湾銀行に対して金券を発行することを許し、次いで銀券は四十二年十二月までに引替を要することとして銀券を処分し、いよいよ四十四年四月、貨幣法を施行した(明治四十四年四月勅令第六十四号貨幣法を台湾に施行するの件)。自来、台湾の幣制は全く内地と同一制度に統一せられ、きわめて困難であ

った多年の懸案も、所期の目的どおりに解決することができた(『明治財政史』第十四卷、八四二―三頁参照)。

しかるに、大正三年欧州大戦の突発以来、経済界に著しい変化をきたし、ことに銀の価格の騰貴に伴ない、銀貨を鋳つぶし、死蔵または輸出する者を生じ、補助貨の欠乏が著しくなったので、大正六年十月勅令第二百二号小額紙幣発行に関する件により小額紙幣を発行し、かろうじて当時の窮状を救った。なお、金も、戦時経済上外国への流出を禁ずる必要があったので、同年九月金銀地金の輸出に制限を加え(大正六年九月府令第四十号銀貨幣

第九十三表 台湾銀行券発行高
(単位 千円)

年 別	発行高
昭和11年6月末	75,489
12 "	112,033
13 "	140,018
14 "	171,169
15 "	199,685
16 "	252,845
17 "	289,274
18 "	415,554
19 "	796,080
20年3月末	1,021,008
8月15日	1,433,190
8月31日	概算 1,651,000
9月11日	概算 1,930,000

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。

銀地金輸出取締の件、大正六年九月府令第四十四号金貨幣金地金輸出取締の件、地金として販売または使用する目的にて、金銀貨幣を収集、鋳つぶしもしくは毀損することを禁止した。その後、昭和五年一月これを廃止したが(昭和四・一二 府令第六六号)、たまたま内外財界の変調のため、金の国外流出が多額に上ったので、金貨幣または金地金の輸出販売取締に関する府令(昭和六・一二 府令第六

七号)により、六年十二月ふたたび金の輸出に制限を加え、ここに金本位制は内地同様全く停止された。昭和十二年七月、日華事変突発するや、政府は補助貨幣流通増加の情勢にかんがみ、十三年六月法律第八十六号をもって臨時通貨法を公布し、臨時補助貨幣および小額紙幣を発行するの途を講じた。また昭和十五年七月府令第九十号「補助貨幣の蒐集、鑄潰又は毀傷の取締に関する件」で内地にない、補助貨の収集、鋳つぶしまたは毀傷の取締が強化された。第九十三表に、台湾金融のため大いに功績のあった台湾銀行券の発行高を掲げておく。

三 金融統制

戦時経済に入ってから、資材資金需給の調節、公債の消化政策、悪性インフレーション防止等のため、金融統制を断行する必要上、幾多の統制法令を施行し、一面為替管理を實行し、貯蓄の奨励を行なった。(イ)統制法令と

第九十四表 各年度台湾国民貯蓄目標額ならびに実績
(単位 千円)

	貯蓄目標額	貯蓄実績額
昭和13年度	50,000	108,000
14	100,000	151,000
15	200,000	200,000
16	280,000	210,000
17	350,000	320,000
18	400,000	465,000
19	700,000	585,000
20	1,000,000	0
合計	3,080,000	2,039,000

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。

しては臨時資金調整法、銀行等資金運用令、会社経理統制令等がおもなるものであって、設備資金、事業資金、配当金等の統制を實施し、資金の重点的運用を図った。(ロ)太平洋戦争突発以来、外貨獲得の目標は一変し、外国為替管理を行い、外よりのインフレーションの刺激防止に専念することとなった。敵産の管理については、敵産管理法施行令(昭和一六・一二 勅令第一一七八号)、敵産管理法施行規則(昭和一六・一二 大蔵省令第七〇〇六号)等があり、外国人関係取引取締規

則(昭和一六・七 府令第一四三号)と相まって、外人の取引または行為に關し管理をすることになった。(ハ)生産力拡充資金、公債消化資金に充てるため、ひいては特に悪性インフレーション防止のため、国民貯蓄の増強を図り、行政庁、金融機関、一般島民いずれも熱心に協力実行した結果、著しい成績をあげ、昭和十九年度末には貯蓄総額二十億円をこえることとなった。

四 戦時非常金融対策

空襲その他により災害が発生した場合、民心の安定を図るため、総督府は台湾銀行と協力し、預貯金の無制限支払、預金等の便宜代払、生活応急資金の融通、金融機関などに対する緊急融資などを行うこととし、相当の効果をあげた。しかし、二十年に入り、空襲が激しくなってきたからには、一般の不安はいろいろの方面に現われたが、貯金の増加はとまり、支払高は増し、結局、預金総額はだんだん減少するようになった。

第九十五表 台北市内金融機関現金受払高

(単位 千円)

昭和20年 月	受入高	支払高	増(△)減
8月15日	4,878	7,117	△ 2,239
16	6,712	13,158	△ 6,446
17	9,036	14,106	△ 5,070
18	10,733	12,806	△ 2,073
20	7,427	12,205	△ 4,778
21	6,474	17,347	△ 10,873
22	6,992	7,414	△ 422
23	6,603	9,341	△ 2,738
24	6,859	10,601	△ 3,742
25	9,995	12,328	△ 2,333
27	10,588	14,098	△ 3,510
28	8,753	8,401	352
29	9,001	7,554	1,447
30	7,620	7,158	462
31	10,113	12,660	△ 2,547
9月1日	14,031	15,559	△ 1,528
3	15,177	20,474	△ 5,297

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』により作成。

第二節 貿易

一 税関と開港場の沿革

台湾の税関は、領台当初清国税務司から引継をうけ、明治二十八年六月十日に淡水、基隆、同月二十八、九の両日には安平、打狗(後の高雄)を開庁したのが、そのはじまりであった。翌二十九年三月勅令第九十二号により税関官制が公布され、清朝政府時代の例により、淡水、基隆、安平、台南、打狗の五税関を置き、淡水税関長は基隆税関長を、安平税関長は台南と打狗の税関長を兼ねることとなった。しかし、台南税関は官制改正により同年十二月廃止され、その後、基隆と打狗とは支署となり、前者は淡水税関、後者は安平税関の所屬となった。しかも淡水税関長が安平の税関長をも兼ねることとなったので、全島税関統一の端は、明治三十四年四月に開かれたものといえよう(明治三十四年四月勅令第四十九号台湾總督府税関官制)。統一後の税関本館は淡水港口に置かれ、台北市内の大稻埕に出張所を設けたが、大正十年にはその地位を転倒して、大稻埕を本関、淡水港を分室とした。しかるに、その後貿易の地的状態に大きな変化をきたし、これに順応するため、同年七月本関を基隆に移し、淡水を支署とし、さらに十一年三月、台北にその出張所を設け、同所は昭和四年五月支署に昇格した。その後、高雄港勢の異常な躍進によって、同港に税関新設を必要とするに至り、昭和九年六月勅令第八十三号によって

税関官制が改正され、同年七月一日高雄税関の開庁をみたので、基隆、高雄の二税関となった。すなわち、基隆税関は台北市、新竹州、台中州および花蓮港庁を管轄区域とし、管内には台北、淡水、後龍、鹿港、花蓮港の五支署と十監視署とがあり、高雄税関は台湾南部の台南、高雄の両州および台東、澎湖の両庁を管轄区域として、東石、安平の二支署と十監視署をその下にもった。

台湾の開港場は、明治二十九年二月、締盟各国に対するわが国の通商条約を台湾にも適用するに際し、これを淡水、基隆、安平、高雄の四港と定めたが、昭和十年十月花蓮港の築港完成と同時に、同港を開港に指定したので、普通開港としては五港となった。他面、領台以前から行われてきた中国との特殊な貿易関係を考慮して、明治三十年一月蘇澳、舊港、鹿港、後龍（後に後龍という）、梧棲、東石港（後に東石という）、東港、媽宮（後に馬公という）の六港を特別開港場とし、支那型船に限り出入を許したが、三十一年一月には下湖口を追加した。その後、蘇澳、下湖口、東港が、それぞれ時日を異にして閉鎖され、大正七年以後の十数年間は六港となったが、さらに昭和七年十二月には舊港と梧棲が、ついで昭和十一年七月には馬公が廃止され、ついに特別開港場は後龍、鹿港、東石の三港となった。

税関の管掌事務は、明治三十四年四月の税関官制の改正以来、数十回の部分的改正があったが、結局、次のような内容であった。(イ)関税、噸税および税関諸収入に関する事項、(ロ)保税倉庫、保税工場その他の保税地域に関する事項、(ハ)船舶、航空機および貨物の取締ならびに貨物の収容に関する事項、(ニ)関税法および台湾噸税規則の犯則者ならびに税関において発見した台湾間接国税犯則者の処分に関する事項、(ホ)輸出入貨物の戻税および交付金に関する事項、(ヘ)運送通路の取締に関する事項、(ト)出港税に関する事項、(チ)輸入貨物の消費税に関する事項、(リ)砂糖の内地移出の取締に関する事項、(フ)税関または税関支署所在地における移出先（砂糖消費税法第七条に規定するもの）から引き取られる砂糖の消費税に関する事項、(ル)外国為替管理法による輸出入貨物の取締に関する事項。

二 貿易

台湾の貿易は対外国と対内地との二様に区分されるが、領台当初、前者のためには五開港場と三特別開港場が設けられ、後者の内地貿易のための移出入港としては、別段の定めがなかった。いずれにせよ、わが国領有の終りごろ、最も貿易の盛んであったのは基隆と高雄の両港であった。これを歴史的にみれば、産業の開発、運輸機関の充実、文化の向上等につれ、内外貿易ともに発達は遂げているものの、内地貿易の進歩は特に著しく、外国貿易はそれほどでもなかった。すなわち、明治三十年の内地貿易は総貿易のわずかに一割五分にすぎなかったが、日露戦役当時には、すでに内外はほとんど伯仲し、下って昭和四年に至っては、ついに八割台に進み、さらに昭和七年からは八割八分、昭和十二年には九割を占める発展ぶりを示した。しかし、昭和十八年以降は戦争の影響をこうむり、両者の比重は、昭和十九年、前者二九%、後者七一%と、あたかも明治四十二、三年の状態に返った。太平洋戦争以前には、外国貿易中、昔全盛を誇った支那型船貿易は、年によって消長はあったが、概し

て衰え、汽船貿易が年とともに盛況におもむいた。したがって、普通開港場ことに基隆、高雄の急速な発展に反し、特別開港場はいずれも退勢の一途をたどった。さらに外地内地を合わせた貿易収支は、明治四十一年までは台湾も建設時代であったため、ほとんど入超続きであったが、その後は、砂糖の大減産をみた大正二年を例外として、ことごとく出超を続けてきた。外国貿易では、欧州大戦当時の大正四、五、六年の三年間を除いては、常に入超を示していたが、台湾産業の発達に基づく移出貿易の増大、それも、もっぱら内地貿易の大出超がこの結果をもたらしたのであった。

さて、台湾の内外貿易は、明治三十年の三千万円台から三十九年の五千万円台に進み、その後糖業の発展による砂糖の移出と製糖機械類輸入のために、四十三年には一億円を突破し、大正元年には一億二千五百余万円に上ったが、二年と三年とは、砂糖の減産と一般商況の不振とによって、いささか減退した。しかし四年は、欧州戦乱、米価下落等の影響により、輸入はやや不況であったが、輸出と移出入とは大体好況で、総貿易額は一億二千八百万円台を示し、五年は、島内産業の好調によりますます増進し、さらに六年は、砂糖、アルコール、米の輸出と対支貿易がますます活況を示した上に、油かす、包席の輸入、鉄材、肥料、海産物、小麦の移入の増進によって、総貿易額は二億三千四百余万円に上った。七年は諸物価と銀価の高騰、支那南北の抗争、アメリカの輸出品制限、交戦国の休戦条約締結等、経済界に影響する各種の事件が一時に続出したが、台湾経済は概して順調を示し、貿易総額もまた増進した。八年に入っては、交戦国の講和が成立し、台湾においても企業熱が盛んとなり、

戦時中をものぐ活気を示し、内地の影響を受けて諸物価は著しく高騰したが、砂糖、米等の生産がこのころから特に増加し、その内地移出が急激に増進し、また農民、労働者の収入が増加したため、輸移入ともに激増し、貿易総額は前年より三割七分を増し、三億三千二百万円に達した。しかし、九年には、台湾経済も内地と同様に戦後の反動期に入り、外国貿易は衰退したが、内国貿易は、好況時代の情勢によってなお増加を続けたため、貿易総額は三億八千八百万円という記録を立てた。しかし十年は、前年末不況の結果が表面化し、一般商業界ならびに産業界は停滞沈静をきわめた上、物価の低落がはなはだしかったため、貿易総額は二億八千六百万円へと、一挙に一億二百万円を減少した。十一年は、経済界がいつそう不況に沈み、移出および輸移入の減退が著しかったため、輸出はいくぶんの好成绩を収めたが、総貿易額はさらに九百万円を減じた。しかるに、十二年は輸入増加にかかわらず、移入は著しく減じ、したがって輸移入額は減じたが、移出が非常に好況で、輸移出額が増加したため、貿易総額は三億八百万円に上り、前年より三千万円を増加した。十三年は輸移出とも一せいに増進し、特に輸出が好況を示したため、貿易総額は一躍三億八千万円をこえ、前年に比べ七千八百万円の激増を示した。十四年は輸移出入ともますます増加し、その総額はついに四億四千九百万円に上った。

昭和元年は、内地貿易の衰退に原因して、総貿易額は四億三千四百万円となり、二年は、内地財界のみぞうの混乱にもかかわらず、内台貿易には大きな影響はなく、ただ輸出不振のため百二十万円を減じ、総貿易額は四億三千三百万円に下り、三年には、中国の排日のため、外国貿易がはなはだしく不振に陥ったが、内地貿易はます

ます盛んになったため、総貿易額はかえって五百万円を増加し、四億三千九百万円に上った。四年には中国の排日貨も緩和し、かつ外米輸入により外国貿易が増加し、内地貿易も好況を続け、ことに砂糖増産の結果、移出が激増し、総貿易額は四億七千六百万円に上り、大正十四年の水準を越える記録を立てたが、五年は、銀貨の暴落と外米輸入制限のため、外国貿易が著しく後退した。内地貿易は、米の移出激減にもかかわらず、砂糖、バナナ、鉱産物の増加により、量的にはむしろ増加したが、物価の低落に原因して、総貿易額は前年より六千七百万円を減じた。六年の貿易は不況の影響を最も大きく受け、量的には著しく膨張を続けていた移出も、価格では一千七百万円を減少したのをはじめとし、輸出入、移入ともに減少し、貿易総額は三億六千六百万円に低下した。

七年は、前年末の金輸出再禁止の影響、上海事変、満州国建設等を反映して、財界はようやく活気を示し、ことに排日貨に災された輸出のほかは、すべて伸張を示し、昭和五年以来衰退をたどった貿易もようやく増勢に転じ、前年に比して三千八百万円を増加し、四億五百万円となった。八年は前年以來の内地の好況を反映して、一般産業の収益の増加、購買力の増加に伴って、輸移入貿易はいっそう助長され、他方、輸移出貿易も、輸出こそ排日貨等の影響を受け、いささか不勢に終ったが、移出は内地の盛んな需要に乗って進展し、総額四億三千三百万円に達した。九年は排日貨の緩和、銀貨の高騰による対南支、南洋輸出の復活、対満取引の進展、紅茶の世界的躍進等をみたほか、重要物産の生産増加と価格の騰貴が特に移出貿易に拍車をかけ、輸移出貿易に格段の進展をみたが、輸移入貿易もまた、台湾における一般市況の好調と産業の発展に基づく物資需要の増大に伴って

隆盛をきわめ、総貿易額は五億二千万円に達し、領台以後の最高記録を立てた。十年の貿易は、前年末の傾向に加えて特に砂糖の大増産のため、また、輸移入は四月の台湾中部地方大震災の復興物資の需要により、総貿易額は前年を上回る六億一千三百万円に達した。十一年は、内地における二・二六事件が財界に一時異常の衝撃を与えたが、事態の落着が速かったため、経済基調にはなんらの変化をきたすことなく、むしろ年末の非常時財政と低金利とで、経済活動はいよいよ盛んになり、特に台湾の移出貿易に非常の好影響を与え、ひいては移輸入貿易を助長した。この結果、輸出貿易は、たまたま前年末以來の銀価暴落、さらに夏に及んで再燃した排日貨とで減退したが、総額は前年をさらに上回る六億八千万円に上った。昭和十二年の前半は輸入を除き好調に推移し、特に移出入貿易は準戦時経済体制への移行による物資の移動の活発化と物価の騰勢とを反映し、異常の躍進を遂げた。

しかるに、日華事変発生七月以降は、戦時経済政策の制約を受けることが最も著しかった。輸入貿易がさらに一段と減少したことは言うまでもないが、輸出も移出入も、程度の差こそあれ、事変の影響を受けざるを得なかった。しかし大勢は、上半期の内地貿易の盛況を中心として、輸移出、輸移入ともにみぞうの膨張を遂げ、総額七億六千二百万円を記録した。十三年は不急輸入品の抑圧のため、輸入は減退したが、輸出は台湾産業の発展を基調として、台湾経済関係の緊密化、中国占領地域の治安および経済の回復等で、物資の需要が盛んとなったため、著しい増加をきたした。移出入は、戦時経済政策遂行上の諸統制が強化せられて、一部委縮したものもあったが、大勢は、台湾産業の発展、景気の上昇に、引き続き活況を呈し、かつ物価高を反映して価格の高騰をも

第九十六表 台湾における貿易総額累年表 (単位 千円)

年次	輸出	移出	計	輸入	移入	計	合計
明治30年	12,752	2,105	14,857	12,659	3,724	16,383	31,240
40	9,741	17,635	27,376	11,221	19,750	30,971	58,347
大正6年	40,216	105,497	145,713	21,099	67,745	88,844	234,557
昭和2年	44,598	202,079	246,677	65,840	121,108	186,948	433,625
12	29,916	410,259	440,175	44,229	277,895	322,124	762,299
13	36,350	420,104	456,454	38,709	327,950	366,659	823,113
14	83,194	509,744	592,938	51,041	357,608	408,649	1,001,588
15	106,766	459,288	566,054	56,060	425,753	481,813	1,047,867
16	114,109	379,795	493,904	52,665	371,842	424,507	918,411
17	103,511	419,628	523,139	46,909	337,610	384,519	907,658
18	108,190	292,712	400,902	46,800	281,927	328,727	729,629
19	95,513	215,691	311,204	43,433	121,289	164,722	475,926

備考：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』により作成。

たらしたため、内外総貿易額は八億二千三百万円に上り、領台以来の最高記録を立てた。十四年は、戦時経済運営上の諸統制、日満華経済の提携融合、占拠地域の治安回復、あるいは国内産業の変革ないし物資需給の変調、物価の騰勢等、おおよそ支那事変の突発後漸次現われた一定の動向は、ますますその色彩が濃くなってきた。しかし計数的にみて、輸入貿易のみは、一部の物資について内地からの供給力不足を満州、関東州に求めるなどの特殊需給関係に支配されて増加をきたしたと、欧州新情勢のため、あるいは一時的現象にとどまったにしても、対米輸出が予想外に伸展したことが、この年の特異な点であった。その結果、特に輸移出貿易は急激な躍進を遂げ、輸移入貿易もまた依然増加の歩をかさね、総額十億円台を記録した。翌昭和十五年は、同じ情勢のもとに輸移出五億六千六百万円、輸移入四億八千万円、計十億四千七百万円と最高記録を立てた。

しかして十六年以降は、世界政局の影響、なかんずく国際通商機構の瓦解、平和産業の行詰り、船腹払底などを主因として、年とともに急激な貿易の退歩をきたし、昭和十九年はいよいよ四億七千五百万円に下った。

いま、明治三十年からの貿易総額を年次ごとに比較してみると、第九十六表のとおりである。

1 外国貿易 領台当時、関税が低かった間は、外国貿易も漸次隆盛に向かったが、明治三十二年以来、数回関税の増徴があつて、まず輸入が妨げられ、輸出方面でも、砂糖、米のごとき生活必需品は、内地の需要増加に伴つて、販路を対岸から内地に転ずるようになったので、一時は輸出入ともに不振に陥らざるを得なかった。

しかるに明治四十一年から大正元年に至る間は製糖業が興隆して、所要諸機械やさとうきび、肥料等の輸入が激増したため、総体の貿易額も増加したが、その後の数年間は大きな変化もなく、大正五年に入った。同年は砂糖の増産に加えるに、戦争の影響により糖価が昇騰し、すこぶる高価で各方面に輸出され、しょう腦もまた米国内市场でみぞうの好況を呈し、マッチ、綿布、海産物等中国への仲継品も増加し、輸入においては、あへん、油かす、ガンニー袋、包蓆等が著しく増加したので、前年に比して一千八百八十七万円(六割六分九厘)の激増をきたした。翌六年は、船腹関係でウーロン茶の直輸出が激減したのに加え、米が高値のため輸出減をみたが、砂糖がたまたま増産を示し、しかも取引は活況を加え、かつまた対中国仲継輸出がますます発展し、特に小麦粉が一時的現象として非常に活躍したので、結局輸出増加となり、輸入もまた好況で、特に油かす、包蓆、ガンニー袋等が著しく、前年に比し一千四百二十三万円、すなわち三割強の増進をみた。七年の輸出は、ウーロン茶と石炭は盛況で

あったが、砂糖としょう脳がふるわなかったため、前年より減退したのに反し、輸入貿易は、外国米が激増したほか、葉煙草、あへん、石油等の入増により、いくぶん入超となり、総貿易額は前年より五百六十三万円の増加であった。翌八年の輸出貿易は結局多少の増加をみたが、そのいきさつはやや複雑である。ジャワ向け包種茶は前年と大差なかったが、ウーロン茶は米国市場の不況によって出減し、砂糖としょう脳は産額減少のために輸出数量を減じて、わずかに相場の上騰によって価額を増すことができ、中国の日貨排斥にかかわらず、石炭の産額が激増して、南支・南洋方面までも販路を拡張することとなった。さらに輸入貿易については、ジャワ原料糖その他の重要品の増加があり、総貿易価額は前年よりも三千二百八十余万円増加した。しかるに九年の輸出貿易は、包種茶の南洋市場における好況と、綿布、塩乾魚の値下がり取引が活発を呈して増額し、石炭、しょう脳もまた増額したが、一面、最重要輸出品のウーロン茶は米国財界の恐慌に災され、砂糖は世界的不況の影響をこうむり、いずれも激減したから、前年に比し四十余万円を減じた。輸入貿易は油かす、木材、大豆等は価格の低廉に促され、鉄道材料、黄麻等は好況時代の余勢によって優勢であったが、ジャワ原料糖は市場変化の影響をうけて激減し、米、小麦粉、石油等もまた不振であったので、前年よりも三百七十余万円を減じた。十年はさらに不況の度が濃厚となり、前年に比し減退すること実に三千百五十余万円であった。これは、ウーロン茶の輸出が米国市況の回復に伴ってやや盛り返し、包種茶は数量を減じたが価額を増し、その他酒精、塩乾魚等も好調であったにかかわらず、砂糖、しょう脳、石炭その他重要品の輸出減が著しく、輸入貿易も、小麦粉、綿織物等の数品を除

いては、当時の重要品が一せいに激減したから、かかる結果をみたのであった。十一年の輸入は、大豆、砂糖、包蓆、豆油かす等は好気配であったが、経済界の沈滞はいよいよ深刻となり、一般物資の需要がすこぶる緩慢であったため、結局減額した。しかし、欧米向けしょう脳およびウーロン茶の輸出の好況と、砂糖、セメント等の中国輸出が盛んであったため、貿易総額は前年に比し三百五十万円を増した。十二年の輸出はウーロン茶、酒精、するめ、竜眼等は好勢であったが、しょう脳が内地工場からの輸出増加のため激減し、砂糖、セメント、綿織物等もまた不況であった。しかし砂糖、葉煙草、大豆、米等の不況に対し、水力電気および埤圳建設用の臨時品と製粉および製麻原料の小麦、黄麻等が増加し、硫酸アンモニア、毛織物等も好況であって、輸入貿易額が増進したため、貿易総額は前年に比し七十余万円を増加した。十三年は輸出のウーロン茶、しょう脳が米国政情のもたらした為替相場の動揺に妨げられ、年初以来不振を告げ、下半期に入りやや活況を呈したが、結局は減退した。しかし石炭、砂糖、酒精等の増産、海産物ならびに綿布類が為替の有利に刺激されて、輸出が大いに増進した。輸入は大豆かす、硫酸等の肥料が米糖の好況に伴ない、大豆、小麦、木材が免税のため、ガンニー袋がアンペラに代って、いずれも激増し、その他葉煙草、毛織物等にも増加をみ、わずかに砂糖、包蓆、あへんが減少しただけであったため、貿易総額は前年に比し二千百万円を増加した。十四年は塩魚の仲継衰退、再製糖の不振をみたが、一方、綿布、するめ等の仲継品、石炭、ウーロン茶、包種茶、しょう脳その他の重要産品が、中国時局の影響に、あるいは南洋方面の好況に促されて輸出が増進し、輸入は、数年来米糖の好況と、大豆かす、硫酸等肥料

の激増、ガンニー袋が包蓆に代り、外米が蓬萊米の移出増加につれ、いずれも進境を示したので、木材、小麦その他減退したものが多かったにかかわらず、貿易総額は結局千五百万円を増加し、初めて一億円台を出現した。

昭和元年は、再製糖が相場の変動により、しょう脳がドイツ人造しょう脳に圧せられ、不況に終わったが、石炭、包種茶、セメント等の台湾産物ならびに綿布類、海産物等の仲継品がほとんど前年同様の事情により増加し、輸入は、豆かすが米価の不振により、あへんが在庫関係に基づいて減退したが、米が免税廃止とともに直輸入にもどり、硫安の売込競争が激烈をきわめ、その他の各品は、為替急騰のため、量的増加に反し、価格の低落したものが多かった。こうした事情により、総貿易額は前年の増加にさらに六百八十万円を加えた。二年は、輸出貿易が海産物の増加によって、その出荷にいくぶんの増進をみたほかは、石炭が島内需要の好調と排貨に、綿布が財界の動揺と外国品の出回りに妨げられ、その他、茶、砂糖、セメント等の主要品とともに、ほとんどいっせいに不況になって減退し、一方、輸入貿易は、大豆かす、あへん、包蓆が相場崩落して減退し、原料糖の入荷また不振であったが、たまたま外米が激増したのが主因となって進況を示した。しかし、なお輸出の減少を補うことができず、結局、総貿易高は前年に比し九十万円弱減少した。三年は、しょう脳が米国市場の好転につれて出増したほかは、石炭、海産物、砂糖その他輸出主要品のほとんど全部が、主として排日のために取引が阻止されて減退し、一面輸入は肥料と大豆が目だって増加したのみで、米が在庫の豊富、米価の低落にさえぎられて輸入されず、砂糖が再製輸出の不振に原因して著減したので、出入ともにすこぶる不況に終り、貿易額は最近数年間持続した一億円台を割って九千二百万円に下った。四年は、ウーロン茶、しょう脳等対米輸出品が不振に終わったため、綿布、海産物、酒精等対支主要品が排貨の終息により相当出増したが、結局、輸出は減少した。しかし輸入は、硫安が減退したほかは、米、豆かすその他主要品の大部分が好況を呈し、ことに干害による島米の不作に原因して、米の入荷が激増したから、貿易総額は前年に比べ五百五十万円増の九千八百万円を計上した。五年は、糖蜜が欧州市場へ進出したほかは、酒精、茶、しょう脳、石炭等の台湾産品および絹綿布類、海産物等の仲継品が銀価の惨落と、内地対南支直航路新開始の二重打撃を受けて、いっせいに減退し、また米が全国的豊作と輸入制限の影響をこうむって激減して、輸入貿易不振の主因をつくったほか、農産物の不況による購買力の減退と物価の低落とで、肥料、木材、大豆、燈油、ガンニー袋、ふすま、小麦等がいずれも不振をつげた結果、その貿易額は前年に比べ三千万円を減じた。六年は、砂糖とセメントが増産、しょう脳が値下がり、紅茶が販路の開拓で、とにも出増したが、包種茶、塩乾魚、酒精、綿布、石炭等が極度に不振となり、また輸入は、増加したものとしては石炭ぐらいのもので、肥料、大豆、米、ふすま、ガンニー袋、小麦、鉄材、煙油、重油等すべて不振に終わったから、出入ともに委縮し、総額で一千七百六十万円減じ、五千三十万円となり、わずか四、五年前に一億一千万円台をとらえた外国貿易は、ここに全く半減するのやむなきこととなった。

七年は、金輸出の再禁止で為替が暴落し、輸出入の採算に革命的な変調をもたらし、輸出の進展が、また輸入の後退が予期されたが、輸出は排日貨とジャワ茶況不振の影響を最も大きく受け、包種茶、石炭、セメントが著

減したため、むしろ減退し、輸入はたまたま消費米の不足による外米の輸入が許可されたのと、一般に量的には減ったが、原価の騰貴によって価額が補われたので、かえって増進を見ることとなった。しかし、前者の減差が大きかったため、総額では百二十二万円を減少し、ついに四千九百万円台に退下した。八年の輸出は、為替の有利など好条件が備わって、しょう腦、紅茶等著しい進境を示したが、他方、国内的需給状況のため、砂糖が激減した上、対華貿易が、排日や政情不安、その他関税引上げなどでふるわず、ことに綿布が著減したため、引き続き衰退をたどった。しかし輸入は、米とあへんを除いては、島内の好況のため、需要が一般に台頭し、為替の不利も概して障害とならなかつた上に、原価の高騰で肥料、大豆、ガンニー袋、ふすま、重油等が激増したから、総額五千三百万円を算した。九年は、輸出においてしょう腦と石炭が供給不足のため不振であったが、その他では、特に紅茶が主産国の輸出制限に乗じて大飛躍を演じたほか、包種茶、綿織物、マッチ、石油等諸重要品がほとんど一せいに伸展したため、数年来の非勢を一挙に回復し、一方、輸入においては、大豆が減収と高値に抑制され、その他、米、黄麻、石炭、葉煙草、木材、煙油等減退したものが相当あったが、農村の好況と耕地の拡大とによる肥料の激増と、また揮発油、ガンニー袋、にしん等の著しい入増により、これを十分補うことができたから、輸出入合計は六千四百五十万円に上った。十年の輸出は、紅茶としょう腦との不況により、欧州方面に対しては減少したが、排日運動の緩和と銀相場の暴騰とによって、砂糖、絹織物、生豚、綿織物等の中国、ホンコン方面への輸出が激増し、近年まれにみる盛況を呈した。輸入貿易も、不利な為替関係にかかわらず、島内の盛んな物資消化力により、大豆、塩魚、重油、揮発油、セメント等の入荷が増したほか、官業関係の葉煙草およびあへんの輸入も好調であり、さらに肥料とガンニー袋とが、相場あるいは品種関係で数量を減じたにもかかわらず、価額を増進した特殊な事情などあって、引続き増勢を示した結果、総額で一千六百九十万円を増加して八百五十万円に達した。十一年は紅茶、しょう腦、パイナップルかん詰、粉茶、珪素鉄等を主要品として、欧米ならびに新市場への輸出は進展したが、前年十一月支那幣制改革後の銀価暴落とこの夏再燃した排日運動とのため、砂糖、綿織物、毛織物、バナナ、塩乾魚、石炭等の中国・ホンコン方面向け輸出が極度に衰微したほか、南洋向け包種茶も、紅茶の優勢に押されて減退し、輸出貿易は逆転することとなった。これがため反面有利となった輸入は、他の好条件にも誘われ、ふすま、セメント、木材、機械類、アルミニウム、その他日用品等の入荷に活況を呈し、なお大豆、豆かす等のごとく、数量は減少したが、値上がりのため価格の高騰したものもあって増進したが、輸出の退勢をおうことができず、総額七千七百九十万円に落ちた。

昭和十二年は、前半比較的好調であった対華輸出が、日華事変突発後ほとんど全滅にひんしたが、さいわい紅茶がウーロン茶としょう腦の不況に代り、米国をはじめとして、イランおよびエジプトを除く世界の各主要市場に躍進したのを要因とし、さらに羽毛が、主要消費国の米国等との直取引開始により意外の高値を示し、パイナップルかん詰が欧州市場への進出を遂げ、その他肥料、綿織物、絹織物、石炭等が事変前中国、ホンコン方面へ活躍した余恵として、増加の結果を得たことなどを副因として、少額ながら進境を示した。輸入においては、大豆、

包蓆、石炭、生果、汽罐等に入超をみたが、ふすまを筆頭に木材、繰り綿、麻織物等が事変の直接影響で減退し、肥料、セメント、ガンニー袋、葉煙草等が国内自給の促進に押されて減退したため、輸出入計は七千四百十万円に縮んだ。昭和十三年の輸出は、欧米諸国の財界不況、南洋華僑の排日貨等に茶、しょう脳、羽毛など不振をきわめ、いわゆる第三国向けにおいては不況を喫したが、中国占拠地域の治安、経済の回復、台満経済関係の発展等により、砂糖が希有の活況を呈し、一千二百万円に達したのをはじめ、米、包種茶、石炭、パイナップルかん詰などが、いずれも円ブロック向けにおいて著しい進境を示したため、二割二分を増した。輸入は肥料、大豆、雑穀等の満州産品および紙巻煙草、インド黄麻の増加をみたが、一般不急品が国際収支の均衡上抑圧せられ、主要品においても、ガンニー袋、ふすま、石炭、漢薬材など不振を呈したため、一割二分方減退した。しかし合計は、輸出の増加にささえられて七千五百万円に上った。昭和十四年は、満州国内における消費経済の膨張、ひいては醸成せられた高物価ならびに中南支占領地帯の治安、経済の回復などにより、砂糖が一大進展を遂げたほか、包種茶、織物類、石炭、米、海産物、みかん、生菜類、麻袋等がさぶる活況を呈した。一方、第三国向けも、下半期に起った欧州戦乱により悪影響あるものと考えられたが、外貨の獲得を目的とする輸出奨励、戦争拡大気構えの買気台頭、交戦国の輸出力減退ないし通商途絶などにより、特に米国からの入注が盛んで、ウーロン茶、紅茶、しょう脳等の出荷を激成したことも副因となり、前年輸出額の実に二・三倍にも上る大膨張を示した。輸入の抑制強化は当然であったが、たまたま内地からの肥料供給力の減退の結果、満州、関東州から比較的多量の大豆かすの供給を受け、かつその高値とともに輸入額を著増し、同様価額高により、大豆ほか数品において、数量の減退にかかわらず価額を増加したものもあり、さらに、島内の盛んな実需と中国治安の回復とによる物資回りの円滑化とは、ともに入荷を増し、結局、輸入貿易も前年に比し三割余の増加をきたした。したがって、輸出入計は一億三千四百万円と新記録を作り、貿易じりも、大正七年以来常道となっていた入超を一挙に転じて、三千二百余万円に上るみそうの大出超額を示した。同じような理由により、十五年も輸出一億六百七十六万六千円、輸入五千六百六万円、合計一億六千二百八十二万六千円となった。

十六年は輸出一億一千四百九十九万九千円、輸入五千二百六十六万五千円、合計一億六千七百七十七万四千円と最高額に達した。十七年以降は、輸出入額とも漸次下降線をたどり、十七年は輸出一億三百五十一万一千円、輸入四千六百九十九万九千円、合計一億五千四十二万二千円となり、十八年は輸出一億八百九十九万九千円、輸入四千六百八十八万九千円、合計一億五千四百九十九万九千円、十九年は輸出九千五百五十一万三千円、輸入四千二百四十三万七千円、合計一億三千八百九十五万九千円となった。

いま、輸出入品のおもなものについてみると、輸出では、戦争後の変調時を別として、米、ウーロン茶、包種茶、砂糖、塩乾魚、しょう脳、マッチ、綿織物、石炭などを、一貫した重要品としてあげることができる。また大正年代に入って酒精を、昭和の中葉に至ってパイナップルかん詰およびバナナを、さらに下って紅茶、パルプ、葉煙草、反毛織物などを加えたことも特筆すべきことであろう。輸出貿易の最盛期ともいべき昭和十六年にお

第九十八表 台湾における主要輸入品累年表 (単位 千円)

年次	昭和10年	12	14	15	16	17	18
米	—	—	—	3,170	2,157	847	46
小麦	1	17	89	420	—	—	—
大豆	4,265	5,056	6,531	6,773	6,062	8,058	8,833
緑豆	295	350	511	529	625	53	—
塩魚	675	557	295	269	230	461	—
重油	1,315	—	—	2,080	332	—	344
揮発油	1,742	—	—	1,974	1,929	—	—
燈油	398	—	—	196	125	—	—
黄麻	379	618	1,088	842	1,658	—	—
ガンニー袋	3,566	2,776	2,706	1,811	3,242	788	1,875
石炭	71	525	144	223	229	321	296
ドウマイト・マグネサイト	—	—	152	453	1,192	823	1,115
燐鉱石	72	182	155	577	262	525	679
銑鉄	195	320	411	437	287	609	970
包蓆	475	737	656	880	440	696	1,743
ふすま	2,456	3,748	1,272	1,043	1,494	818	624
飼料	66	130	183	1,478	383	492	509
大豆油かす	14,614	13,575	20,327	15,495	10,323	13,021	12,090
硫酸アンモニウム	5,165	1,412	1,461	2,155	4,139	2,611	3,108
その他の肥料	689	914	1,543	1,436	2,782	883	2,204
木材	176	489	80	215	169	10	—

備考：前掲書による。

第九十七表 台湾における主要輸出品累年表 (単位 千円)

年次	昭和10年	12	14	15	16	17	18
米	35	26	3,213	3,351	1,178	1,282	1,154
バナナ	767	599	487	2,713	5,049	2,262	2,330
みかん	566	530	1,142	3,521	3,879	2,189	524
ウーロン茶	3,814	2,540	4,036	2,828	6	20	14
包種茶	2,815	2,446	8,334	6,068	16,771	16,857	22,591
紅茶	1,490	5,888	5,476	7,962	6,385	5,369	5,003
砂糖	5,556	2,560	30,572	36,962	37,644	49,271	42,001
塩乾魚	1,604	200	824	3,317	655	176	—
パイナップルかん詰	771	1,620	2,130	4,508	7,241	2,443	2,623
しょう油・同副産物	—	381	696	571	667	33	151
しょう油	2,038	1,860	1,980	1,609	841	234	954
綿織物	2,082	1,290	8	2	39	—	2
絹織物	1,665	1,850	305	65	173	7	6
石炭	1,234	1,369	4,678	6,266	6,877	9,015	4,918
繊維素パルプ	—	—	39	873	3,593	4,506	4,609

備考：大蔵省管理局『台湾統治概要』による。

いて断然頭角を現わしているのは、消費市場をほとんど中国および満州に限る砂糖で、約三千八百万円を算し、輸出貿易額の三三%を占めていた。次に、ひとしく中国および満州を主要顧客とする包種茶が一千七百万円、総額の一五%に当り、中国および満州を第二の消費市場とするパイナップルかん詰七百二十万(六%)、たまたま中国のみに輸出した石炭の六百九十万(六%)、中国および満州のほか、ドイツなどを主要市場とする紅茶の六百四十万(六%)、

中国および満州のみを顧客とするバナナの五百万円(四%)、みかんの三百九十万円、中国を唯一の需要国とする繊維素パルプの三百六十万円などがこれであった。次に輸入品について見ると、輸入貿易上比較的長期にわたり重要な地位を占めていたのは、大豆、米、燈油、あへん、漢薬、綿織物、ガンニー袋、鉄、機械類、木材、包蓆、豆かす等であった。また、台湾産業の発達とともに中途から登場し、一時盛んであったものに重油、揮発油、黄麻、セメント、ドウマイトおよびマグネサイト、ふすま、硫酸アンモニウム、その他肥料をあげることができ、輸入貿易の最も盛んであった昭和十五年の実績を見ると、満州、関東州から輸入する大豆の油かすが第一位で、一千五百五十万円を算し、輸入貿易総額の二八%を占め、次位は満州産大豆で七百七十万円(一四%)、次は中国、仏印、タイなどから輸入した米三百二十万円(六%)で、関東州産を主とする硫酸アンモニウム二百二十万円(四%)、米国およびボルネオからの重油二百十万円(四%)、同揮発油二百万円、関東州、満州産および中国産の飼料百五十万円、関東州、満州産および中国産の、前掲以外の肥料百四十万円という順位になっていた(第九十七表・第九十八表)。

2 内地貿易 領台当時の移出貿易は、砂糖、米、しょう脳およびしょう脳油の四品がその大部分を占め、移入貿易は米、清酒、ビール、木材等を主要品として、明治三十年の貿易額は、前者二百十万円、後者三百七十万円、計五百八十万円であった。翌三十一年以後における明治年間の貿易は、移出が三十二年と四十年に、移入が三十七年に、それぞれわずかに減少したのみで、逐年進展の道程をたどり、四十四年には移出額五千五百五十万

円、移入額三千三百七十万円、計八千五百二十万円を記録して、明治を越した。移出の進展はもっぱら米と砂糖の発展によつたのであったが、また一面、三十二年に関稅定率法が施行され、従来輸入にまつたもの、あるいは将来これにまたねばならないものまで国産品に転じたのと、一方、移出の好調を反映した消費經濟の自然膨張とに原因するのであった。かくて明治の末年における移入貿易の内容は著しく充実し、年額百万円以上を算する重要品に絹綿織物、木材、肥料、塩乾魚、清酒、小麦粉、セメントがあり、同五十万円をこえるものに米、鉄材、紙、機械類、紙巻煙草があったが、三十七、八年以後における移出の長足の進歩は、とうてい追従を許さないものがあったため、領台当時入超であった内地貿易は、それ以来出超状態に転じ、四十三年のごときは、その額一千七百七十万円に達した。内地貿易は、外国貿易のとかくはかばかしくなかつたのに反し、移出入とともに年々順調に発展し、明治三十年の五百八十万円台から大正十年には三億円台に、昭和九年には四億円台に、さらに翌十年には一躍五億三千万円に上った。

大正六年以後の移出入概況について述べると、大正六年はしょう脳油および生皮が在荷薄で、やや出減したが、砂糖と米が著増したのと、輸出ウーロン茶の内地經由と酒精、バナナ等一般好況のため、移出が増加し、移入においても鉄材、海産物、小麦粉その他がいっせいに増進したため、総額一億七千三百万円に達した。七年は、砂糖をはじめ銅、しょう脳油などが出減したが、内地米価の暴騰は台湾米の移出を激増させ、酒精、鉄、しょう脳等もまた増出したので、移出全体においていくぶんの増進をきたし、移入貿易にあつては肥料、セメントなど

が、島内の増産または輸入の増加に押されて減少し、塩乾魚、小麦粉なども、産地品薄のため減退したが、マッチ、木材、鉄製品その他雑品の移入が好況のため結局増加し、総額一億七千六百万円を算した。八年の移出貿易は、わずかにしょう脳ほか数品が減じたのみで、大部分は増加し、ことにジャワ糖を原料とせる再製白糖の増加が著しく、米、酒精も内地市価の高騰に伴って活気を呈し、移入貿易においても、島内一般経済界はすこぶる好調で、本島人の購買力を刺激した結果、諸物貨の移入が著増したので、前年に比し五千六百万円、すなわち三割一分を増進し、はじめて二億円台を出した。九年は、移出貿易において砂糖は著しくその数量を減じたが、産額の不足とジャワ糖再製業の不振により、価額はかえって激増し、しょう脳もまた数量を減じながら価額を増し、その他石炭、木材、しょう脳油、パイナップルかん詰等もまた好況であったので、米、酒精などの出減にもかかわらず、なお前年よりも約三千九百万円の増となった。また移入貿易も、綿織物、清酒、マッチ、製糖機械などの重要品は不況であったが、砂糖の増産予想と財界隆盛時代の惰力により、肥料、鉄、木材などの建築材料および砂糖等が好況であったため増加著しく、移出入総額において前年をしのぐこと六千万円、総額三億円になろうとした。しかるに十年に入ると、移出では、米は内地市況の好調により、バナナはその産量の増加により、その他しょう脳油、銅、かつおぶし、パイナップルかん詰、麻織物などもそれぞれ増進をみたが、しょう脳は内地セルロイド工業の不振によって衰退し、ために総体においては量を増して価を減ずるの結果となった。移入でも、綿および絹織物、清酒、製糖機械その他二、三の好況を呈したものがあつたにかかわらず、急転直下した財界

の不況と、よってきたった価格の下落により、肥料、紙、鉄道材料、砂糖、大豆、木材、マッチ、小麦粉、するめなどの重要諸品がいつせいに減退した結果、総貿易額は前年に比べ実に七千万円を減ずることとなった。十一年は、移出ではバナナ、食塩、かつおぶし、しょう脳、紙帽子、石炭、木材などは増進したが、米が内地市況の軟調にさえぎられ、移出伸展せず、砂糖、酒精、麻織物など、数量は増加したが、価額が下落したため、総額にていくぶんの減退をみ、移入も、米、綿糸、鉄道建設材料、鉄道車両、製帽原料等を増加したが、経済界の引き続き沈滞に伴ない、綿および絹織物、セメント、木材、製糖機械、ビールおよびその他重要品のほとんど全部が不況で、全体としてきわめて不振であったため、総額は二億九百万円台に落ちた。十二年は、経済界が依然不況で、物資の消化力が衰えたため、わずかにするめ、セメント、ビール、メリヤスはだ着、せっけん、菓子類、ガンニー袋などが増進したほか、重要品の多くが一般にふるわず、移入貿易額は減った。しかし移出が、麻織物、帽子、銅などの減退にかかわらず、米、バナナ、砂糖、しょう脳油、酒精、木材等の好調で貿易額を激増したため、総額は三千百万円の増加となった。十三年は、米、砂糖、バナナ、食塩、しょう脳、麻織物等の重要品がいつせいに増加し、特に蓬萊米および砂糖のめざましい活躍は移出貿易の発展を促し、一面農村の好況に、綿布、肥料、小麦粉その他移入重要品が概して好調を続け、免税外米の転入、仲継海産物の移入もまた増したので、総額はふたたび三億円に近づいた。十四年は砂糖の市価崩落、バナナの減産、しょう脳の不振等をみたが、蓬萊米は激増し、酒精、木材、切干し芋等も増産をみ、内地の市場も好況であったから、それらの移出も盛況を告げ、移入は、

免税外米が蓬萊米の補充として盛んに転入し、そのほか綿布、肥料、鉄、小麦粉、するめ等大多数のものが農村の好況ならびに仲継輸出の好勢に原因して入増したので、出入総額は三億円をこすこと四千五百万円に及んだ。

昭和元年は、バナナ、しょう脳油、その他が増加移出されたが、最重要品たる米糖の相場が豊収により崩落したので、移出は前年に比し著減し、移入も綿布、木材が増加したほかは概して不況をたどり、なかならず、米が免税復活のため、従来の内地経由の移入は激減し、肥料が米価の不振とさらに硫安の直接輸入に制せられ、かつガンニー袋も米、芋の不振を反映して、ともに移入減を示したため、結局、貿易額は前年に比し二千百万円を減じた。翌二年は、砂糖、バナナ、酒精、しょう脳、パナマ帽など減産のため、出荷不振であったが、米、パイナップルかん詰などが増産の上、ことに米が空前の豊作で、移出は激増したが、前者の不振を補うにいたらず、移入も鉄材、木材などの建設材料を増したが、綿布が財界の動揺と仲継輸出不振のため、肥料が島内製造と直接輸入にさえぎられ、するめが不漁により、いずれも委縮して減少を見ることとなった。しかし、財界大混乱のうちにあつて、ほとんどその影響を受けることなく、総貿易額は、前年に比しわずかに三十万円減にとどまった。三年は、米がいくぶん減収であったのに加えて、内地の在米豊富で米価の低落をみたため、移出は不振をきわめ、その他木材などの取引も減退したが、砂糖が空前の増産で激増したのと、帽子の欧米輸出もまたすこぶる好況を示したのと相まって、多大の移出増をきたし、一方、移入も、わずかに海産物が不漁で減退したほかは、木材、鉄材などの建設材料をはじめ、ビール、清酒等各主要品が好転したため、多大の進展を示し、その総貿易額は二

億四千七百万円に上り、前年に比べて二千三百万円を増した。四年は、米が前年来減収を告げ、バナナも風害を受けて収穫豊かでなく、ともに移出減に終わったが、一方、砂糖、帽子、パイナップルかん詰、鮫、しょう脳など主要品の大部分が好況を呈し、ことに砂糖は前年に引き続き増産したから、移出額は激増し、移入も綿布、海産物が仲継輸出の盛況と相まって移入を増し、木材その他各主要品の全部が一般に好調をたどった結果、出入ともに増加し、特に移出の激増が主たる原因となり、総額は、前年に比し三千二百万円を増して三億一千九百万円の新記録を作った。五年は、米の全国的な豊作予想で相場が崩落し、その移出減額は一千万円以上に達したが、砂糖、バナナ、鮫など主要農産品の移出増に助けられたため、なお前年に次ぐの好況を示した。移入は、硫安、セメント等が移入増をみたが、諸物価の低落と購買力の減退ないしは仲継貿易の不振のため、主要品の絹綿布、塩乾魚、木材、鉄材、小麦類、帽子原料、その他一般商品が衰勢をたどって、貿易額の委縮をきたした結果、その総額は、最高記録たる前年に比して三千七百万円を減じた。六年は、移入において鮫、鮮魚介、しょう脳およびしょう脳油など三、四不勢に終わったほかは、米が内地の凶作に刺激され、砂糖、バナナ、パイナップルかん詰が増産され、帽子に買気が台頭し、酒精が輸出難で内地との商談を進め、ともに盛んな出荷をみて、全般的には前年に比べて活況を呈したが、なにぶん物価低落の大影響を免れず、砂糖の価額だけでも二千百万円を減少した。移入は、製帽原料が驚異的な増加を告げたほか、ガンニー袋、燈油、軽油もかなり進況を示したが、その他に見るべきものなく、肥料、水産物、自動車、紙巻煙草、鉄材、ビール、セメント、かん詰食料品、小麦粉、鉄製品、

木材および仕組板などをはじめ、一般諸品がほとんどいっせいに減退したため、結局、出入ともに衰退し、総額で前年よりさらに二千五百万円の減少を示した。

七年の貿易は、台湾としては珍しく移出のバナナ、帽子、移入の製帽原料など重要品が不振を示したが、大勢は、物資消化力の増大と生産供給力の豊富とを基調とし、他面、物価の騰貴に助けられて著しく発展した。移出では米と砂糖の大増産が主因となり、移入では、肥料、米、木材などの主要品をはじめ、小麦粉、毛織物、銅、建築材料、その他一般諸品がほとんどいっせいに増勢をたどったため、総額で前年より約四千万円を回復し、三億五千六百万円を算した。八年の移出は、砂糖、揮発油、しょう脳油などが減産により、またパイナップルかん詰が増産の予定であったが、市価維持上の余儀ない手控えて、その減産を招き、その他は、一般に島内の供給力が豊富であり、また、たまたま豊富でないものでも、海外売りなどを控えて需要好調な内地市場へ引き当てたため、酒精、米、鉍、切干し芋、石炭、鮮魚介、糖蜜などをはじめ、諸品がいっせいに移出を増し、移入もまた、台湾経済事情の良化と産業の発展とを基調として、一般物資の需要が盛んであったため、味の素類、するめ、くつ等二、三不勢を示した例外はあったが、肥料、鉄、製帽原料、絹綿布、セメント、木材、紙、糸類、メリヤスはだ着、清酒、塩乾魚、せっけん等著増を示し、結局、移出入ともに増進し、総額三億八千万円となった。九年は、内地米が大減収であったため、あたかも空前の豊収を告げた台湾米が、その高価と相まって三千七百万円の移出増加を示したほか、砂糖、酒精、帽子、鉍、しょう脳、切干し芋、鮮魚介、しょう脳油、紅茶、バナナなど、移

出重要品の大部分が需要の好調と相場の騰貴とに恵まれて、著しく価額を増したため、ここに移出は領台後の最高記録を作った。また移入貿易も、帽子は原料の手持が多く、かたがた商況不振の気構えによる移入の手控えて激減したが、その他はおおむね好況をたどり、特に肥料、絹綿織物、自動車、鉄材、ガンニー袋、小麦粉、味の素類、絶縁電線、マッチ、清酒、するめ、紙など顕著な進展を示し、これまたみぞうの多額に上り、結局、移出入合計四億五千万円となった。十年には、内地米の引き続く凶作で、台湾米の高値取引を促し、量では前年に及ばなかったが、著しく価額を増し、なおパイナップルかん詰、鉍、バナナが内地の好況に投じて出増したほか、産糖の激増によって砂糖と糖蜜の大量出荷をみたので、移出貿易は、さらに前年の記録を破り、一方、移入も、島内各種物資の増産高値に購買力が増進したのと、中部地方の震災に対する復興材料の需要台頭と台湾博覧会景気などに助長せられ、肥料、鉄、絹綿織物、木材、自動車、小麦粉、鉄道車両、塩乾魚、セメント、鉄製品が最も好調を呈した。その結果、総額はさらに躍増して、五億三千二百万円の巨額に達した。十一年の移出貿易は、パイナップルかん詰と帽子とが不況を示したほか、重要産物は内に豊富な供給力を包蔵し、外、内地の盛んな消費に投じて、移出は活況を呈し、米・糖の二大品のみで三千六百万円も増加し、以下、鉍、バナナ、切干し芋、鮮魚、木材、しょう脳、珪素鉄、洋紙などに著しい進境を示した。一方、移入貿易も、綿織物、石油、マッチのごとき、対華輸出の不振を反映し、またセメント、ガンニー袋、紙巻煙草のごとき、荷練りその他の関係で、輸入品や島内生産品に需要が移り、移入減を示したのもあったが、肥料をはじめ木材、家屋などの建設材料、小

第百表 台湾主要移入品累年表 (単位 千円)

年次	昭和10年	12	14	15	16	17	18
小麦	1,927	1,775	1,945	1,659	1,949	1,640	1,696
小麦粉	4,503	5,084	7,625	4,825	9,096	3,724	4,075
菓子類	2,066	2,605	3,923	2,884	1,265	239	36
味の素類	2,514	3,578	4,388	5,262	3,611	1,637	464
塩乾魚	4,735	5,039	9,344	17,845	12,965	6,076	1,346
練乳	1,432	2,010	1,915	1,485	1,404	1,281	1,272
かん詰食物	2,665	2,967	6,430	6,201	6,830	2,043	458
ビール	2,021	2,746	5,124	3,727	3,346	2,621	2,081
紙巻煙草	7,212	7,850	5,505	6,328	4,276	2,306	3,966
清酒	3,146	3,959	6,908	3,718	2,626	2,214	3,015
せっけん	1,808	2,683	5,584	4,056	4,327	1,733	901
マッチ	1,184	1,135	2,799	1,998	1,732	2,346	2,313
糸類	2,075	2,078	2,605	3,188	2,932	5,016	6,511
絹織物・スフ織物	20,265	21,635	19,751	16,549	15,951	40,387	29,452
毛織物	2,041	1,785	4,374	3,240	3,232	5,583	3,091
ガンニー袋	3,084	3,035	4,508	12,847	9,916	9,884	5,401
メリヤスはだ着	2,052	3,110	3,305	3,426	2,965	4,923	1,926
紙	5,061	6,339	7,450	10,081	7,839	5,822	4,355
セメント	3,150	3,990	2,571	2,405	2,524	1,258	414
陶磁器	1,481	1,551	2,189	2,795	3,986	3,079	2,127
鉄材	15,383	23,537	19,296	22,045	21,549	10,086	9,211
家屋、橋梁、船舶、船渠の建築材料	914	1,840	2,079	2,126	2,013	877	592
鉄製品	5,035	7,028	10,630	11,952	11,121	8,876	9,299
自動車および同部分品	5,051	6,032	5,961	7,572	4,894	5,096	3,725
自動車および同部分品	2,988	3,970	4,209	3,335	2,657	2,580	1,521
電気機械・同部分品	—	201	3,957	7,290	6,152	4,312	4,025
木材	10,211	13,056	18,989	28,646	16,816	5,463	5,490
肥料	22,772	37,750	37,264	42,032	36,500	25,486	10,282

備考：前表と同じ。

第九十九表 台湾主要移出品累年表 (単位 千円)

年次	昭和10年	12	14	15	16	17	18
米	105,540	126,171	125,288	84,243	70,735	76,155	66,028
切干し芋	1,291	2,941	823	560	399	—	—
バナナ	9,476	11,736	16,519	25,645	17,766	11,029	5,402
砂糖	145,977	188,986	229,254	185,592	156,510	185,524	97,451
糖蜜	1,270	1,560	1,212	1,617	—	217	274
鮮魚	2,222	3,050	3,084	4,266	3,333	—	—
塩	979	1,096	1,080	511	856	2,047	2,734
パイナップル	7,307	7,600	11,211	10,411	3,711	6,176	2,249
かん詰	—	—	—	—	—	—	—
しょう油	2,116	1,011	1,063	1,202	1,302	633	20
しょう油	2,360	2,616	4,030	3,115	3,377	614	1,474
酒	6,767	7,430	16,525	14,397	13,213	14,732	16,016
帽子	3,018	3,267	3,801	4,746	3,334	2,947	5,643
石炭	707	2,563	4,489	4,520	1,525	2,420	581
鉄	9,835	19,181	14,936	18,150	15,037	15,387	17,621
木材	1,290	2,058	4,718	7,195	3,994	1,050	656
洋紙	—	1,647	6,165	7,058	7,421	5,050	906

備考：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』により作成。

昭和十二年の移出貿易は、下半期において船繰り難のため、多少円滑をはばまれたが、砂糖が糖価高に恵まれて二千五百万円を急増し、米、酒精、パイナップルかん詰、バナナ、洋紙、切干し芋ならびに時局関係の物資などが、内、供給力の増大と、外、内地における需要の好調とに乘じ、顕著な増加を遂げた。したがって、重要品中不振のものは食塩、木材、鮮魚ほか二、三品を数えたにすぎない。しかも、それらも価格においては大部分値上

がりを反映して増加した。移入貿易も事変の影響で、下半期の実勢は退歩したが、前半年における異常の盛況、物価の急騰、輸入代替品の進出などにささえられ、わずかに家屋橋梁材、小麦粉ほか数品の不況をみたのみで、肥料を増加の最たるものとし、以下、綿織物、セメント、紙巻煙草、木材、紙、小麦、くぎ類、メリヤスはだ着、ガンニー袋、味の素類、食料油、自転車、仕組板、練乳その他時局関係の物資が著しく増加したため、移出入総額はさらに進んで六億八千八百万円の巨額に上った。昭和十三年の移出は、台湾既存産業の好況および新興時局産業の発展を基調として内地の盛んな需要に投じ、石炭、切干し芋、木材、食塩、しょう脳、酒精、紅茶、洋紙などの移出が盛況をきわめ、かつ輸送の円滑を欠いた米、減産をみたバナナ、特殊需要の増加したパイナップルかん詰などが、移出量の減退にもかかわらず、その価額においては、かえって増加をきたした。しかし、移出の大宗たる砂糖が移出原価の低落に原因して一千百万円の激減を招いたため、総体における増加は二分程度にとどまった。移入においては、物資総動員計画の遂行上、経済統制がますます強化されたために、織物類、紙、自転車、セメントなどの主要品は、量的にはむしろ減少したが、単価高によって価額は増加し、一面、台湾農業の発展に基づく肥料、ガンニー袋の増加をはじめ、島内景気の好調により、せっけんおよびかん詰食料、清酒、小麦粉、ビール、菓子、練乳、味の素類等の食料品の移入が増大し、かつ物価高を反映して、貿易額は一割八分の膨張をもたらしたため、出入合計は六千万円（九分）を増加して七億四千八百万円に達した。昭和十四年の移出貿易は、米が持越し寡少に加え、一期米の減収をみ、石炭が船舶燃料を含む島内消費と対華輸出との激増にはば

まれて、ともに移出減に終わったが、その他の諸品はいっせいに増加した。ことに砂糖はみぞうの増産によって移出貿易の大勢を支配し、酒精、バナナ、パイナップルかん詰、洋紙、くず米、木材、タピオカ、各種の植物繊維類等これに次ぎ、また島内産業の興隆、新資源の開発、内地における物資需要の盛況等に恵まれて、一般に異常の活況を呈し、前年に比し、さらに二割一分を増加した。移入は前年よりも九分の増加をみせたが、必ずしも好調であったとは断言できない。その実勢は、少なくとも停止の状態、あるいはむしろ退歩の傾向にあったものを、さいわい物価の急騰がこれをささえた、とみるのが妥当であろう。しかし、その内容についてみると、大宗たる肥料が硫安の減産に原因して激減したほか、絹・綿・スフ等の織物、ガンニー袋、セメント、紙巻煙草、かん詰用空かんなどは、原料あるいは動力の不足、その他原材料の割当、製品配給の統制、価格の制限等、戦時諸規制の影響を受けて減退し、他方、機械類、塩乾魚、するめ等の海産物、木材、鉄道車両、マッチ、ビール、小麦粉、かん詰食料品、せっけん、清酒、毛織物などは島内生産力の拡充、地方消費力の増進ならびに対華転送物資の激増を反映して増加した。かくて、出入合計ではさらに一割六分を増し、八億六千七百万円の巨額となった。十五年は移出四億五千九百万円、移入四億二千五百万円、合計八億八千四百万円で、最高記録を作った。移入の第一位は硫酸アンモニウム、魚粉、配合肥料、過磷酸肥料等肥料類の四千二百万円で、移入総額の一〇%に当り、木材がこれに次いで二千八百万円、以下、鉄材の二千二百万円、塩乾魚の千七百万円、絹・綿・スフ織物の千六百万円の順となっていた。移出の第一位は砂糖の一億八千五百万円、二位は米の八千四百万円、以下、バナナの二

第百一表 台湾主要国別貿易高 (単位 千円)

(1) 輸出貿易

国名	年次	昭和15年	16	17	18	19
総額		106,766	114,109	103,511	108,190	95,513
満州		6,223	12,407	8,513	9,266	円域合計 83,824
関東州		22,920	30,217	23,978	24,399	
中華民国		65,011	67,313	64,792	58,925	
北支		—	—	26,926	32,579	
中支		—	—	23,373	14,212	
南支		—	—	14,493	12,134	
ホンコン・マカオ		—	—	1,061	3,741	—
南洋方面		12,613	1,192	3,670	11,097	11,190
その他諸国		—	2,977	1,497	763	498

(2) 輸入貿易

国名	年次	昭和15年	16	17	18	19
総額		56,060	52,665	46,900	46,800	43,437
満州		24,114	19,609	22,484	23,031	5,685
関東州		6,151	4,720	3,774	3,627	1,656
中華民国		9,656	12,179	16,639	14,224	32,939
北支		—	—	2,376	542	417
中支		—	—	10,180	6,046	15,311
南支		—	—	4,082	7,636	17,211
ホンコン・マカオ		—	1	72	261	401
南洋方面		16,138	8,958	3,268	5,459	2,637
その他諸国			7,197	663	198	118

備考：前掲書により作成。北支には蒙疆を、南支には海南島を含み、南洋方面にはフィリピン、仏領インドシナ、タイ国、ビルマ、英領インド、マレー、北ボルネオ、東インドシナを含む。

千五百万円、鉍の千八百万円、酒精の千四百万円、パイナップルかん詰の一千万円の順であった。

なお、十六年は移出三億七千九百万円、移入三億七千万円、合計七億五千万円。十七年は移出四億千九百万円、移入三億三千七百万円、合計七億五千六百万円。十八年は移出二億九千二百万円、移入二億八千万円、合計五億七千二百万円。十九年は移出二億千五百万円、移入一億二千二百万円、合計三億三千七百万円であった。

第九十九表・第百表に、主要移出入品の年別価額をあげておこう。

最後に、昭和十五年から同十九年に至る間の関係国別輸出入額を掲げて、参考に供しよう(第百一表)。